

第百一回 参議院大蔵委員会會議録第九号

(八九)

昭和五十九年三月三十一日(土曜日)  
午前九時三十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

伊江 朝雄君

委員

岩崎 純三君  
大坪 健一郎君  
藤井 孝男君  
竹田 四郎君  
堀田 啓典君  
堀木 又三君  
倉田 寛之君  
竹山 裕君  
中村 太郎君  
福岡 出磨君  
藤井 裕久君  
藤野 賢二君  
宮島 悦君  
矢野 俊比古君  
吉川 博君  
稲山 博君  
鈴木 和美君  
丸谷 金保君  
鈴木 一弘君  
多田 省吾君  
近藤 忠孝君  
栗林 卓司君  
青木 茂君  
野末 陳平君

國務大臣

大蔵大臣 竹下 登君

政府委員

大蔵政務次官 井上 清君

第五部 大蔵委員会會議録第九号 昭和五十九年三月三十一日【参議院】

|             |        |
|-------------|--------|
| 大蔵大臣官房長     | 吉野 良彦君 |
| 大蔵大臣官房総務審議官 | 吉田 正輝君 |
| 大蔵大臣官房審議官   | 水野 勝君  |
| 大蔵大臣官房審議官   | 大山 綱明君 |
| 大蔵大臣官房審議官   | 山田 實君  |
| 大蔵省主計局次長    | 平澤 貞昭君 |
| 大蔵省主計局次長    | 梅澤 節男君 |
| 大蔵省主計局次長    | 永水 公正君 |
| 大蔵省主計局次長    | 宮本 保孝君 |
| 大蔵省主計局次長    | 酒井 健三君 |
| 大蔵省主計局次長    | 岸田 俊輔君 |
| 大蔵省主計局次長    | 渡辺 幸則君 |
| 大蔵省主計局次長    | 山本 昭市君 |
| 大蔵省主計局次長    | 富尾 一郎君 |
| 大蔵省主計局次長    | 河内 裕君  |
| 大蔵省主計局次長    | 藤原武平太君 |
| 大蔵省主計局次長    | 小林 惇君  |
| 大蔵省主計局次長    | 斎藤 衡君  |
| 大蔵省主計局次長    | 内藤 繁君  |

本日の會議に付した案件  
○酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○石油税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(伊江朝雄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。  
前回に引き続き、酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、石油税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び所得税法の一部を改正する法律案、以上六案を便宜一括して議題として質疑を行います。  
質疑のある方は順次御発言願います。  
○九谷金保君 大蔵大臣にお尋ねをいたします。昨日、所得税法等の提案の問題について委員長見解は書面で承知いたしました。しかし、この問題はあなたが提案者なんです。したがって、提案者としての心構えの問題についてまずお伺いしたいと思ひます。  
一括提案というふうなことが時にはあり得るし、連法でもないと思ひます。実は私ごとになりませんが、町長時代私もそういうふうな形で一括提案したような条例を出した経験もございます。だから、あなたがすべてをいけなかつたと言つてもありませんが、ただ現状から言いますと、田舎

の町の町長でございましたが、それは圧倒的多数の保守党の野党議員を相手にして理事者としてはかに方法がなかった。こういうことにおいて二回くらいそういうことを行つた記憶がございます。万やむを得ずです。少なくとも町議會で与党勢力が多くなつてからそのようにした記憶はございません。ですから、今回の所得税法等の御提案もそういう点で万やむを得ないというふうなときのみ許されるものであつて、現在の議會制民主主義を守つていくという立場では乱用してはいけなかつたことではないかと思ひます。特に今回の所得税法と關稅通則法というのは、むしろ關稅通則法の方が幅の広い法律であります。すべての關稅に共通する法律であつて、關稅通則法の中で所得稅の一部が論議されるということはありません。でも、この場合は本末転倒と言わざるを得ない問題も持っております。提案者としての大蔵大臣はこうした提案が与党多数の本委員会において万やむを得ざる措置とお考えになつたかどうか。恐らくお考えになつていないと思ひますが、そのときにはそういうことが軽々しく乱用されてはいけなかつたんだという自戒も込めて、こうした御提案に至つた御心境をお伺いしたいと思ひます。  
○國務大臣(竹下登君) 御心境ということでございますから、極めて私なりに法律根拠に基づき窮屈な角度からでなくお答えをしてみたいと思ひます。

まず、国会に法案を提出することになりますと、今度は特別会でございませうけれども、普通の常会にかかわるべき特別会という性格を帯びておる。そうすると、内閣でおよそ何本ぐらいの法律を例年の例から見まして一応物理的に消化していただけるかというような考え方から、非常に大ざっぱな話でございませうが、まず本数の検討に入つてまいります。そういういたしますと、今度はそ

のときの政策選択の中で、それぞれの個々の委員会へどれだけの御負担をおかけするかということも検討をいたすわけでありま。本国会などは本大蔵委員会が大変多い法律を御審議いただく場になるわけでありま。

そこで、今度は、整合性を持つことが出来るものならばこれを一括法の形で整理整頓してみようじゃないか、こういう角度から今度は検討を始めるわけでありま。そうして、例えばそのときの政策選択が大きな行政改革というものであれば、行政改革の一括法案の中にあるいは社会保障の厚生年金の問題が入ったり、地域開発の、北海道開発の補助率の問題が入ったり、それをそのときの政策選択の角度から、ある意味においては異質であるものを一括して一括法とする。こういうことを今日までもやってきております。

したがって今度も、まず、できるだけ一括して本数を減して御審議にあずかりたいという考え方が基本的な私にもございました。それで所得税法等という中にこの法律を一括して審議していただく、我々の当初の政策選択の目標に少しでも近いものは一括して御審議をいただくこと、結論から言うところいう考え方がなされたわけでありま。

したがって、法人税法の場合にいたしましたも、この法人税法の本体で御審議いただくものと租税特別措置法の中で御審議いただくものとは、これはどうしても法人税法そのもので一括法とするにはなじまないというものは租税特別措置の方へ入れたらいたしまして今御審議いただいております税法全部の本数になったわけでございます。

したがって、私は国会の構成の今のマジョリティーの問題は余り考えておりません。が、要するにできるだけ一括した方が御審議の便にも供されるし、また我々として全体の本数を整理整頓とすることが出来るというような考え方が少なくとも私自身には先行しておいたことは事実であります。したがって、異質かどうか、あるいは異質の範囲が大きいのか狭いのか、こういうことにつき

ましては、いわば見解を異にする場合もあるでございましょうけれども、原則的に言われる、できるだけ異質な範囲の多いものに対しては一本一本の法律で審議に供するというのも一つの私は見解だと思ひます。

そこで、今おっしゃる言葉をそのまま引用すれば、何と申しますか、みだりに乱用すべきものではないと、こういう御指摘は私も素直にそういう御指摘を受けても一向差し支えないというふうに感じておりますが、今法案の審議をいただきながら大蔵に自戒の念にかられておるかどうかということになりますと、何と申しますか、私どもの政治的配慮の経過の中にも三分の理屈はないわけではなく、こういうような素直な気持ちを申し述べてお答えいたします。

○丸谷金保君 提案権でございますから大臣の方にあるわけですが、乱用というのはいけないうわけです。

大臣、非理法権天という言葉がござい。非は理に勝てず理は法に勝てず、だから今回の法案にいたしましていろいろな問題点があつても通つてしまふ、納税者の側に理があつてもなかなか法に勝てないもんです。法というのはそういう要素を持つております。それから法は権力に勝てない。法をつくつても、権力の側はその法を凌駕して権力の執行がしやすくなるような方向に行くことは非常に多いとござい。しかし非理法権天、その権力も天には勝てないんだ。これが中国の易姓革命の一つの思想的な柱になっております。

ですから、余り権力のもとにおいて法をかさに着て理を押しつけるような行政が行われると、いわゆる議會制民主主義の根幹をも揺るがすような国民風潮を生まないと限りません。このことは我々と野党を問わず自戒していかなければならないところだと思ひますし、特にこのような形の提案については、提案中ですので言葉を濁しておりましたけれども、大蔵大臣も内心多少じくじくしたものを今の御答弁のニュアンスの中に感じますので、これがいんだとお思ひになつておらない

というので、私も一応この件についてはこれまでいたしておきたいと思ひますが、やはり非理法権天、こういう革命のバックボーンになつていくような、そういう風潮が起きないように十分ひとつ気をつけて、これらの法の執行について万全を期していただかなければならないと思ひますので、そういう立場を踏まえてこれから逐条的な問題点について入つていきたいと思ひます。

先日、日弁連の樋口参考人が私の質問に対して、憲法違反とまでは言い切れるかどうかかわからないけれども、少なくとも憲法の精神には反している国税通則法百十六条の改正だと、こう言い切つておりました。私もその点については同感です。三権分立思想、日弁連に言われるまでもなく、それらの点から言いますと多大の疑義がある。これをわずかの時間で審議しなきゃならぬことは非常に残念に思ひます。したがって、憲法の精神に照らして、こうした裁判官の判断を縛ることがしばしば許されてはならないと思ひますので、この法案について、日弁連の責任ある人がそういう言い切つていられる点を踏まえて、大蔵大臣の見解をお伺ひしたい。

○政府委員(梅澤節男君) 日弁連の方が当委員会に参考人としてお見えになりました、憲法との関連で今回の国税通則法百十六条の改正について御点をお述べになつたということ、詳細は承知いたしておりますけれども、そういう御意見の陳述があつたということは報告を受けております。

さまざま論議の御議論があるかと思ひますけれども、今回の国税通則法百十六条の改正は、若干時間をおかりして私どもの考え方を申し述べさせていただきますと、税務訴訟につきましても、我が国の場合、一般論としては、これは行政訴訟そのものとして扱われておるわけでございます。税務訴訟の場合には一般の行政訴訟に、行政訴訟は民事訴訟の例によつて訴訟が進行するわけでございますが、税務訴訟の特殊性をいたしまして一般の民事事件と違ひますことは、債権者である課税庁は、実はその債権の基礎となりました取引

の事実については第三者的な地位におるわけでございます。一般の民事の争ひでございまして、債権債務者はまさにその経済取引の当事者相互間の関係でございまして、課税庁はいわば第三者の立場にある。

しかしながら一方、民事訴訟の、といひますか、訴訟の段階においては一般の債権者と同じ立証責任を負わされておるといふ観点にあるわけでございます。したがって、そういう税務訴訟の特殊性から見まして、各国におきましても、いろいろな税務訴訟について民事訴訟との特例的な制度的な規定があるわけでございますが、我が国におきましても、原則では課税庁が立証責任を負いますけれども、訴訟経済とかあるいは真実の発見という観点から、納税義務者に対しても積極的な立証活動を期待するといふ観点から、いわばそういう特例といふことでこの国税通則法の規定があるわけでございます。しかもこの規定は、繰り返して申し上げておきますように、訴訟指揮に関する規定でござい。ます。

今回の改正をお願いしておりますのは、従前の規定によりまして、この規定が活用されてないという点があるわけでございます。したがって、今回、そういう従前の事例にかながみまして、この制度が活用されて訴訟経済にも資するものと、当事者主義、当事者の対等主義と申しまますか、そういうものの一層近づきようという観点からこの制度の改正をお願いしておるわけでございます。改正に当たりましては、従前の規定が国税に関する抗告訴訟一般でありますものを、今回は国税の課税処分を取り消し訴訟に限定する。それから第二点は、納税者に一定の場合に事実の主張なり、つまり課税庁の事実の主張に對しては納税者側からの事実の主張、立証の、証拠の提出をお願いしておるわけでございますけれども、その場合にも、対象となる事実、納税者に有利な事実、つまり具体的には「必要経費又は損金の額」の存在その他これに類する自己に有利な事実」に限定するということになつておるわけで、

さまざま御意見はあるかと存じますけれども、私どもは現行ごさいます百十六条の規定の整備を図るという観点から提案申し上げておりまして、この点に關して憲法違反の議論というのは少し当たらないのではないかとというのが私どもの基本的な考え方でございます。

○丸谷金保君 大臣、重ねて伺いたいします。が、少なくとも日弁連の代表として御出席なさった樋口参考人が、違反とまでは言い切れないかしらぬけれども憲法の精神には反する、こう私の質問に對して答えていらっしゃる。これは今の条文の解釈論や何かでなくて、その重みをどう受けとめなさるかということなんです。そんなもの、日弁連なんかというふうな考えられるのか。日本の法律を守るという立場の中で大きな柱であるんですよ。今の具体的なそういうことをやっているんです。きょうは晩まで私一人でかかってしまふんです。ですから、できるだけ大臣簡潔に、私の質問に對して、私がお尋ねしたいと思う方向に沿ってひとつ審議に御協力願いたいと思います。大臣お願いします。

○國務大臣(竹下登君) お答えはできるだけ質問の趣旨に沿ってお答えをすべきであります。その質問の中に誘導されて私が本法律案を否定するような答弁にもならないように、私もまた気をつけなきゃならぬと思っております。が、憲法論議ということでごさいましたので、私もちょっと自信がございませんでした。

ただ、これは非常に古い感覚の一つの、権力じやなくて、権威の象徴というものが勲章であるならば、日弁連の会長さんというのは必ず勲二等になるということが決まっておりますから、日弁連というのは、勲章で判断するのは不適当でございます。しかも法の専門家の方が、いわゆる憲法違反ではないが、その憲法の精神に背くかの印象をお受けになるだけでも、我々はそれに対しては謙虚に耳を傾けなければならぬ問題だと、こう理解します。

○丸谷金保君 そういうふうなお答えをいただければ長々とした時間をとらないでもよかつたんです。これから今御答弁された主税局長の答弁を踏まえて御質問をいたしたいと思つてます。

まず、改正法の中で、今度は相手方当事者から国税庁長官と国税局長が抜けていますね、百十六条。これはどういうわけなんですか。

○政府委員(梅澤節男君) これは、現行条文は先ほども申し上げましたけれども、「国税に關する法律に基づく処分に係る行政事件訴訟法第三条第一項(抗告訴訟)」に規定する抗告訴訟」ということで、国税に關する抗告訴訟一般でございますけれども、現在御提案申し上げております改正案におきましては、国税に關する法律に基づく課税処分を取り消しの訴えというものに限定いたしておりますので、課税処分はこれは税務署長でございます。その場合は税関長でございます。したがって当事者が税務署長と税関長に限定されておるわけでございます。

○丸谷金保君 旧法ではそれじゃどういうわけであつたんですか。旧法には国税庁長官、国税局長が入つていらっしゃるんです。それが抜けているので聞いています。

○政府委員(梅澤節男君) 旧法は、国税に關する抗告訴訟一般が百十六条の規定になつております。したがって、国税に關する処分一般では国税庁長官あるいは国税局長が当事者となるような処分もあつたわけでございますが、今度は課税処分を取り消しだけに限定いたしましたものでございまして、課税処分は税法上税務署長が行うということとでございますので、税務署長が常に当事者になるということでございます。

○丸谷金保君 それから今、訴訟経済の面からも原告に遅滞なく具体的な証拠を提出するようにと。しかしどうも今までそうした面でもむしろ国税庁側の理由によつて遅滞した例も非常に多いんじゃないか。これは今度どうなるんでしょうか。例えば昨日も指摘いたしました五年たつて国税

庁段階で減額修正をせざるを得ないような案件というものは、そこで修正するということは、それまでの国税庁側の主張が明らかに間違つてゐることを認めるから修正するわけですね。その間違つたのを五年も主張しながら裁判をやつてきた、国税庁側あるいは税務署側がですね。そういう例がたふさんあるんです。きのう報告を受けているんですから。この方はどうなるんですか。原告側には訴訟経済主義というふうなことをおっしゃつて、被告である国税庁なり税務署側の訴訟経済主義は従来と変わつてないんです。

しかも事實は、そういうふうなむしろ税務署側の主張することによつて延び延びになつてゐる例が幾つもあるんです。これじゃ不公平じゃないですか。少なくとも憲法の精神に基づいて判断するならば、訴訟の当事者はお互いに同等の権限を持つて向かい合ふべきやならないはずなんです。その点において百十六条は疑義があると言わざるを得ない点を含んでいるんです。これはどうなんですか。

○政府委員(梅澤節男君) 個々の訴訟の進行に応じてケースによつていろいろな問題が生じるわけでごさいましよう。委員が御指摘になつてゐる具体的な訴訟事件がどういふものであるかということによりまして、そのケースについてはいろいろな議論が生じ得ると思つては、制度一般の議論といたしましては、先ほども申し上げましたように、税務訴訟については課税庁である税務署長、つまり国税庁が立証責任を負つておるわけでございます。現在の我が國の判例によりましては、そういうことで訴訟が進行しておるわけでございます。今回の制度の提案しております考え方は、それは言ひましても、課税庁側はあくまでそういう租税債権の成立の基礎になりました取引にとつては立証責任は課税庁側が負つておるということ、基本的には従来と全く変わらないわけでごさいますけれども、納税者側に有利な事實については証拠は納税者側が持つておられるわけでごさいますから、一

定の要件のもとで遅滞なくそういうものは主張していただく、そういう積極的な立証活動を納税者にも期待するという観点から訴訟経済という観点を申し上げたわけでごさいます。したがらしまして、当事者の対等主義という観点から言へば、むしろ今回の制度の提案によりまして一歩さらにその原則に近づくというふうな私どもはむしろ考えておるわけでございます。ただ、個々の訴訟事案に對して課税庁がとりました行政処分なり訴訟に對する対応の態度がよかつたか悪かつたかというその批判の問題はまた別でございます。

○丸谷金保君 確かにその判例、きのうもお答えしておりましたよね。判例で課税した税務署側に立証責任があると。ところが、今度はそれがちよつと差がついてしまつていますね。例えば百十六条の一項によりまして、「税務署長又は税関長が当該課税処分の基礎となつた事實を主張した日以後遅滞なくその異なる事實を具体的に主張し」となつてゐるんですよ。片方は事實を立証すればいいんです。片方は事實を具体的に主張しなきゃならないんですよ。この事實の主張と事實の具体的な主張とどう違うんですか。これ一結じやないじゃないですか。あんな何は言つたつて。

○政府委員(梅澤節男君) まず、前段の課税庁側が課税処分の基礎となつた事實を主張するということは、これは当然の結果といたしまして具体的な主張をしておるわけでごさいますね。それに対して、それと同程度の異なる事實を具体的に主張するということ、まあ注意的に書いておるわけでごさいまして、具体性のレベルが納税者側により詳細な事實の主張を期待しているという意味じやございません、この条文は。

○丸谷金保君 それで、これはわざわざおたくの方の答弁がやりやすいようにきのうちよつと事案の一部を申し述べたおいたんです。本当はこれくらいいきなりやつた方があるいはもつと効果があつたかしらぬけれども、十分それに対して答弁できるようにと思つたから、わざわざ質問の内容の一部を昨日申し上げておいたんです。



失われるんだというふうなことの無いように、裁判官が訴訟経済と真実発見の両方を考えながら訴訟指揮をしていただくような規定として盛り込まれておるわけでございます。

○丸谷金保君　そうすると、私は具体的に聞いていられるので具体的な回答はいたさないで困るんですが、この係属中の訴訟については、税務署側の主張していることはわからないんだから、これは何なんですか。税務署から出てくるまでは今あなたに言われたことになりましたね、世間の常識から言っても、ほか何件もない、ほかで五万八千円だと、こうなるとわからないです。わからないから聞くことは理由になりますよね。これは裁判官が判定すること、あなたたちが判定することではないとおっしゃるかも知れぬけれども、これはあなたたちが出している法案なんだから。裁判官が出している法案でないで、提案者としてはその場合はどうだというふうに答える義務ありますよ。法律は出したけれども、判断は裁判所であるからこの場合わかりませんということにはならぬと思うんだ。

○政府委員(渡辺幸則君)　若干事実関係がわかりませんので事案を分類して申し上げたいと思うんですが、今お尋ねの具体的な案件に即しまして、ある交際費の案件がある、その案件で、アートコーヒーでございますか、そのほかというようにところについてお尋ねでございます。で、私も、課税庁の方が仮にその他というのを特定いたしました、それについての経費性を争っておるということであれば、まさにこれは課税庁の方から主張、立証、挙証をしなければいけない事柄であらうかと思うわけでございます。ただ、納税者が個人か法人かわからないでございしますが、いずれにいたしましても、記録がある場合であれば、私も課税庁としてはその原始記録にさかのぼっておるわけでございます。帳簿の科目の中にアートコーヒーその他と書いてございしても、必ず普通の場合にはそれを裏づける領収証とかその他の書類の原始証憑というものがあ

わけてございます。その原始証憑をお調べしているわけでございますから、この原始証憑のお調べした結果を法廷に提出するというによりまして挙証をいたすわけでございます。

ただ、交際費とアートコーヒーその他というのが、これは納税者の方でその他ということを決めたに決まっています。その場合には、私も課税庁の方には直接にはわからないわけでございします。もし調査の過程でその他ということを経費者の方が特定なさいますとおっしゃっている場合、これは当然私もわかっているわけでございしますから、法廷においてもその旨を主張いたします。しかし訴訟におきまして、突然と申しますと失礼でございしますが、アートコーヒーその他のその他と申すことをおっしゃいました場合は、これは私どもにはわからないわけでございします。そういう場合は原告の方におっしゃっていただかないとわからないと、こういうことであらうかと思ひます。事案がどちらから来ようともわかりませんので、分類して申し上げます。

○丸谷金保君　そこで問題なんです。局長は、あれですね、課税処分適用性について、立証責任は当局側にあると言っておりますね。そうするとこういう場合に、何だかわからぬけれども、ひっくり返してその他と申すおき、これは幾らでもできるわけですよ。あと立証責任は原告がやれということ、要するに昨日から問題になつていられるように、立証責任のすりかえがこういうことで行われるんじゃないですか、今度の百十六条が通りますと。とにかく、わからなくても何でもいから調査に行ったらこれだけぶっかけておけ、その他幾らだ、これは全部経費否認だ。そういうことになりますよ、これ。そうならぬという保証がありますか。

○政府委員(梅澤節男君)　委員がどういふ具体的事案で御主張なさっているのか、またそういう具体的な事案があるのかどうかということはおきまして、今、仮説例として委員がおっしゃったことに即してお答えを申し上げます、もし課税庁が

アートコーヒーその他これだけの経費ありと、それだけを課税庁が言いました処分をしたと。その場合は課税庁はその経費を立証しないわけでございますね、これは。だから、詳細については明らかに課税庁が立証をする責任があるわけですよ、ここに出ておる争点は、アートコーヒーについてこれだけの経費があった、何々会社についてこれだけの仕入れを払った、それから何々会社について交際費としてこういうものを使つたという、個々のものについて課税庁が言っておる場合に、納税者の方が、いや、もつとこういう経費もあり、したがって所得はもつと減りますという有利なことを主張する場合に、その証拠をもつて納税者が主張すべきであると、こういう規定でございまして、そこは誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

○丸谷金保君　ところが、この場合はその他については何らの記載も何にもなかったんです。損金不算入の分の金額をふやすために、アートコーヒーほかこれだけあるぞと。記載が何にもないんですよ、数字が。数字がないやつをこういうふうな税務署側から示されたわけなんです、その他これだけ、そしてトータルで幾らだという、しりだけ合わせるために。どつかの帳面にあったのを、これとこれとこれと合わせて十件でその他として五万八千何と。それなら、その所得を全部あれせいというのとはわかるんです。しかしこの事案では、いいですか、この事案ではトータルとして下の方は合っているけれど、その金額の部分については、アートコーヒーほかというそれに該当するようないものが記載にも何にもないんですよ。あなたたちは、そういう記載があったら、それを具体的に説明する責任は原告側にあると言っておく、何も書いてないものをいきなり、これ裁判所だ、と。こういうふうにあるからこの分引いたんだと言われたんですよ。そういう事案なんですよ。いいですか。そうすれば、これはあなた、ないものを立証せよと言つたてでございしますか、ないものを。ないものの立証。そういう場合どうなん

ですか。

○政府委員(渡辺幸則君)　通常私は私も課税をいたします場合に、実額課税と推計課税とがあるわけでございます。

実額課税と申しますのは、納税者の方の帳簿、記録に基づきまして課税をいたすわけでございします。この場合、損金あるいは経費につきましては、当然その帳簿に記載してある経費あるいは損金、それからそれを裏づけますところの先ほども申し上げました原始記録があるわけでございします。それを見まして、その両者によりまして、これは経費である、これだけの支出があった、五万何千円であれば、五万何千円の支出があったということが確認されますれば、それを経費として控除するという扱いをいたしておるわけでございします。しかしながら、今御指摘がございましたように、仮に帳簿の方には記録がある。しかし、それを裏づける原始記録と申しますか、領収証とか、そういうものがないというところでございしますと、これは経費として私も立証されてないんだと思うわけでございします。そういうふうな経費として立証されてないものを、税法の方だけで経費なり損金としてお認めいただくのはどうかということでございます。

これは税法の方から直接やっておりますわけでございします。例えば相手会社が会社でございしますと、法人税法の二十二条というのがございします、その中で税法は一般に公正妥当と認められる企業会計慣行に従つて所得を計算しなければいけないということになつておるわけでございします。この場合の一般に公正と認められる企業会計慣行というものは、やはり帳簿の記載だけではなくて、それを裏づける記録とか原始証憑があつて初めて経費となるということであらうかと思ひますので、そういう点に沿つて処理をいたしておるわけでございします。

したがしまして、お尋ねのように、帳簿には記録があるけれども原始的な記録が全くないという場合は、遺憾ではございますが、やはり経費とし

てお認めするわけにはいかないということでございます。

○丸谷金保君 極めて明快な御答弁なんです。全くそうだと思います。それじゃ、なぜ求釈明に対して追って立証するなんというところで裁判を延ばすんですか。まだ延ばしているんですよ、これ。だから冒頭に私申し上げたように、裁判を遅延しているのはむしろ税務署側でないかというのとはこのことなんです。今言ったように明快なものだったら、何でもこんなもの延ばすんですか。今の答弁でいいんです。この案件はそういうふうに進みますよ、そうしたら。そういうことになりましますよ。しっかりその点について答弁しておいてくださいよ、係争中の案件ですから。いいですか、間違いない。まことに立派な御答弁だと思うんです。それなのに何でもこんなことに延ばすのですか。それで一発で決まりでしょう。そうでないからなんです、あなたの言っているようではないから。

○政府委員(渡辺幸則君) お尋ねの案件が必ずしも全部わかりませんので、あるいは間違いを犯す可能性もあるわけですが、私もどもといったしましては、釈明を求められた場合には、それに對してなるべく早く御回答を申し上げるということでございますが、釈明の内容によりましては、実は課税庁側でも準備をしなければいけないということがあるわけでございます。全くこれはもうわかり切ったと申しますか、私ももちろんとわかるようなことをお聞きになっていただく場合は、これはもう当然早く御回答を申し上げなければいけないわけでございます。そこから訴訟がスタートしなければいけないわけでございますが、そうではない場合もございますので、そういう場合はいろいろまた準備をしなければいけないということがあるかと思うわけでございます。いずれにいたしましても、お尋ねの案件が今係争中だということでございますが、御議論になっておりますこの国税通則法の百十六条は、これは念のためでございますが、この係争中の案件には

適用されないのではないかと考えておるわけでございます。四月一日以降に開始されます訴訟につきましては適用されるわけでございます。これは念のためでございますが、申し添えます。

○丸谷金保君 それで、税務署側としてもいろいろそういう釈明するの準備を要するし、いろいろ要ると。原告側だって税務署側から釈明を求められた場合に時間がかかるでしょう。例えば香典なんか否認されたとする。否認されている。こんなものは領収証も何もないのです、世間常識からいって。それを何とかして香典と探して、それらのものを持ってきて、あなた、こういうふうな確かに出していますよというふうなことで、こういうことだってあり得るわけですね。原告は「遅滞なく」と言われたら困りませんか。あなたは自分の方だけはいろいろ準備しなければならぬと言っているのです。そうすれば、原告側だけ、納税者側だけ「遅滞なく」ということは酷でないですか、こういう面からも。自分の方だけはいろいろときは調べなければならぬし、準備も要と言っている。

○政府委員(梅澤節男君) これはまず基本的には、先ほどお答えしたわけでございますけれども、遅滞なく主張していただき、証拠の申し出をしていただくわけでございますけれども、原告、つまり納税者の責めに帰することのできない理由によつて主張なり証拠の申し出を遅滞なくすることとができなかったことを証明したときはこの限りではないということでございます。これは裁判官がそういう観点から訴訟指揮をなさることでございます。

それからもう一つ、その二項をお読み願いますと、この主張または証拠の申し出は、民事訴訟法の時機におくれた攻撃防御の方法として却下するという規定がございますが、これはまさに裁判官が訴訟当事者主義に基づいて御判断なさることでございます。一方的に原告側が言うべきこと、主張すべきことをこの規定によつて封ぜられる、訴訟上封じられるということは万々ないような法

律の構成にしてあるわけでございます。それからもう一つ念のために申し上げますけれども、それは課税の基礎となつた事実の争ひに関する主張、反論の關係でございます。この納税者がまず反論なきが、それをさらに補強するような事実というものが出てくれば、これは幾らでもお出し願つてもいいわけでございます。

○丸谷金保君 本当ですか。

○政府委員(梅澤節男君) はい。これはもうはっきりしておるわけでございます。それはもちろん裁判官がその範圍を具体的にそのケースについてどう判断されるかということはある得るでしょうけれども、これは訴訟指揮の基本的なルールとしてそれは当然のことだと考えております。

○丸谷金保君 ちょっと時間があれなんでもう参つてしまふのですがね。これは非常に大事なところで、こんな案件をこういうことで論議途中にして採決してしまつたり何かするということは、まことにこれは議會制民主主義に反する。

いいですか。あなた、今そう言われたけれども、確かに裁判官は、民事訴訟法の百三十九条、「當事者力故意又は重大ナル過失ニ因リ時機ニ後レテ提出シタル攻撃又ハ防禦ノ方法」云々で「裁判所ハ立二因リ又ハ職權ヲ以テ却下ノ決定」をすることができると、裁判所はそういう権限を持つています。それだから僕は、これは憲法違反とまで言い切れなくても、少なくとも疑義があるし、精神には反するのではないかと参考人の意見は傾聴に値すると思うのです。というのは、裁判官にこういう権限があるのに、なぜ百十六条の二項でみなし規定を入れたかやならないのか。みなし規定を入れたことによつて、百三十九条の裁判官自身が判断するそういうものを縛っているでしょう。おくれた場合にはこれはもう百三十九条の却下したものとみなすんでしよう。要するにこれは時機におくれた攻撃として、そういうふうなこれ認めるでしょう、百十六条の二項ね。

「遅滞なく」を入れて、さらにみなし規定を入れる

て、日弁連からの意見書も来ていますけれども、まさにそのとおりだと思うのですよ。

しかもこれが所得税法等という中でこんな大事な法律がだんごにして出されている。本来これは法務委員会でも当然問題にしなきゃならない、少なくとも連合審査の案件でもあると思うのです。しかし、それはこちら側の問題ですから、おたくたちに文句を言つても始まらないことだけれども、今あなたの言われる、それならどうしてみなし規定を要するんですか。裁判官に任じて、民事訴訟法百三十九条に任しておけばいいじゃないですか。こういうところにやはり対等ではないことになる可能性あるんです。冒頭私が申し上げました理は法に勝つてなんです、こういうところへ来ると。

○政府委員(梅澤節男君) それがまた今回の私どもの改正の一つの重要なポイントであるわけでございますが、なぜ現行法の百十六条を改正すると御提案申し上げているかということでございます。

もう一度繰り返して申し上げますと、現行の規定は、税務署長の主張を合理的と認めたときに原告側に対して証拠の申し出をさせるという訴訟指揮の規定があるわけでございます。ところが、これが活用されていない。活用されていない理由として二つございまして、一つはまず被告ですね、課税庁側の主張が出てきた段階で、それだけを見て合理的であるかないかということを見れば、活用されていない。したがって、活用されていないであらうということが一つ。

仮にそういう判断をされてそういう訴訟指揮をなさつても、その訴訟指揮の結果それに従うか従わないか。原告側が従わなくても現行の規定では何ら訴訟上の効果が生じないわけでございます。したがって、今回の規定ではまず課税処分を絞つて、有利な事実だけにまず限定しておるというところ、それが原告側の故意もしくは重大な過失によつてそういう主張なり立証がおくれた場合には、その規定を民事訴訟法の百三十九条の時期

におくれた攻撃防禦の方法ということで、裁判官がそこで訴訟上の効果を判断していただくということ、そこは訴訟の当事者主義といえますが、その観点から、むしろその原則に近づける意味で条文を整理させていただいたということでございます。あくまでこれは民事訴訟法上の百三十九条の規定で訴訟になるわけでございますから、それによって納税者と申しますか、原告の権利が不当に訴訟法上侵害されるという結果にはならないというふうに私どもは考えておるわけでございます。

○丸谷金保君 提案者の側としてはそう考えていないと言われども、実際問題としては、一昨日の発言の中でもありましたように、こうなったら、もう弁護士さんは訴訟できなくなるというように意見さえ出ているんですよ。なぜかという、訴訟の継続、訴訟の維持が非常に困難になる。そうすると、いいですか、あなたたち首かしげるけれども、どういふことになるか。今度は裏で原告に対して、とてもじゃないけれども、こんなことをやってたって簡単にいかないよ、それよりは税務署さんのおっしゃる通りに修正申告を出して何ばかまけてもらおうよう頭下げるよりない。現実はいくうことになるんですよ、あなたたち首かしげるけれども。

あくまでも権利を主張するというふうなことが、こういうふうには手縛り足縛りです、これでは裁判の当事者が同等の権利では全くないんです。法律でガリバーと小人みたいなことにしておいて、それで同等の権利を持って争えるようになっていって、原告側が今まででさえも修正申告で取り下げていたのがたくさんあるわけでしょう。それは原告側の主張が正しかったから、税務署側は修正申告して、そして修正申告すればまあいいや、これだけ下げてもらったんだからということ、取り下げます。第一あれでしょう、中には金額修正決定したのがありますよ。そうしたらもうあなた争う対象がないんだ、取り下げますよ。出てくる数字は、税務署が国税の訴訟においてはほと

んど一〇〇%に近く国税庁が勝訴のものばかりが記録として残っているでしょう。だから、税務署の更正決定というものは正しいのだというふうな数字は見えないけれども、実際はそうじゃないのがたくさんあるわけだ。

そういうことだから、これらの法律というのは非常に国民の権利を抑え込む要素を持っている。そんなことないと言われども、恐らくあれでしょう、税務訴訟は半減どころか激減するでしょう。しかし、それは決して民主的な日本の行政の前進ではないんです。権利を縛っていくということについては、我々は恐れをもって対処しなきゃならない。安易にすいすいとやっていくべきものじゃないんです。

それで、あなたたちはそういうことを言われるけれども、あなたたちの今の話聞いてみると、納税環境の整備の問題にしても、言っていることと実際の内容とは随分違うんですよ。例えば税調。あなたたちは当事者のそれぞれの対等主義というふうなものを損っていないと言われども、税調答申の中で、五十八年十一月の答申で「納税環境の整備」で、「証拠提出の順序の整備」と相まって、今後の具体的な訴訟の展開において、納税者に立証を求める方向へ漸次進んでいくことを期待できるのではないかと考える」と、税調はこういう答申をしていますね。あなたたち、そんなこととは、税調なんていうのは何もわかっていない、こんなこと間違っているんだと言いつつ、この答申を受けてあなたたちは法律をつくったと今まで言ってきたでしょう。税調の中でそう言っているでしょう、明らかに。それが違うんだとあなた言えますか。今までの答弁と全く違うでしょう。

○政府委員(梅澤節男君) そこはもう少し御説明を申し上げなければならぬわけでございますが、今回の国税通則法百十六条の改正が、課税庁側に立証責任ありとする現在の立証責任の分配の原則を変更するという制度的意味を持たないとい

うことは、繰り返し申し上げておる通りでございます。ただ、税制調査会の答申をまとめられま

す過程で、この立証責任のあり方については非常に時間をかけて議論があったことは事実でございます。

諸外国の法制を見ますと、むしろ日本とは逆でございまして、税務訴訟については納税者側に立証責任ありとするのが一般でございます。ただし、外国の場合には、租税裁判所とか財政裁判所という別個の司法制度があるというふうなことも関係がございまして。

そういった過程を踏まえまして、税制調査会では、今回はこの立証責任の問題については税法上は、税法だけで手当てをするというところは適当でない。我が国の場合には税務訴訟という特別の訴訟があるわけでございまして、行政訴訟一般の問題でございまして、税務訴訟だけについて立証責任の特例を設けるということとは適当でない。したがって、この問題については、今後判例なり学説の展開を待つというものが、税制調査会のこの問題に対する基本的態度でございまして。ただ、そういう議論を背景として、今後そういう方向に議論が進展することを期待するという希望の表明が行われていることは事実でございまして。

○丸谷金保君 あなたたち外国の事例を持ち出せば黙っちゃうと思つてしまふ持出しですけれども、そういう事例までやっていけば、とてもじゃないけれども、きょうの議論にならないのです。例えば、私はAの日本に翻訳したやつをずっと読んでみました。特にそれを中心にしてA Oというのには西ドイツの法律で、それを読みますと、確かにあなたの言っているようなことがありま

税務署職員は、ある場合には帳簿を見ないこともあり得るという条文がありましたわね。ちゃんと逃げが書いてあるでしょう。おたくの方でわかっているでしょう、そういう条文。

だから、こういう場合にも、そういう調査、例えば所得税法でも二百三十四条かな、要するに納税者の方には、受忍義務というのか、そういうものがある。見せろと言ってきた場合に必ず見せなきゃならぬ。きょうは都合悪いからあした来てくれとは言えても、おまえなんかに見せられないとは言えないようなあれにしておいて、しかし税務職員の方は場合によっては見なくてもいいようになつていて。ちゃんと逃げをつくつてあるんですよ。だから、違うようなところは違うようにしておいて、都合のいいときだけドイツがこうだ、フランスがどうだ、そんなこと言ひ出したら、まだ何ばでもありませんよ。

例えば抜き打ち調査をやつてますわね。少なくとも十日ぐらい前に、今度調査に行く、普通の調査だったらあらかじめ通知を出して、それから行くのは当たり前です。準備しておいて行くのが。ところが、たまたまそうでなくていきなりばかつと行く場合ありますでしょう。ドイツやフランスでは、こういう場合は、必ずちゃんと通知をして、それから行きなさいというふうな義務を税務職員に与えている。もっと極端に言えば、担当する弁護士なり税理士なりがいれば、そういうところにもちゃんと通知しなさいというふうなことを、税務署に対して、権力の側に対してそういう義務を与えている。そういうところが日本では皆ずつと抜かして、都合のいいところだけドイツはどうだ、フランスはどうだ。外国の話はよしませうよ。それやってたら何日もかかるよ。幸いにして日本に翻訳されている本がたくさんあるので、ある程度は我々でも読めるの、あなたたちのように横文字を読める者だけでなくて。日本の法律を今審議しているんだから。そんなことを言えば、例えば直間比率の問題だ

つて、大蔵大臣もよく言うけれども、欧米では欧米ではとか、あるいはヨーロッパでは五分五分だとか、よくそういうことを言いますよ。ところが、アメリカでは直間比率、直接税が八割近いんだというところはちつとも言わない。ヨーロッパの方では直間比率が半々か四分六だから、日本の直間比率からいうと、間接税をもっとふやしてもいいんだという言い方はするけれども、アメリカは日本よりもっと直間比率が高いんだという話は全然しない。

そういうふうな外国の法制なり制度なりの都合のいいところだけをとってきて今のような答弁をする、我々もやっぱりそういう形でそれじゃ何日でもやりましょうかと。そういうところへ逃げるのはやめなさいよ、どうなんです。

○政府委員(梅澤節男君) 外国の制度の議論は別といたしまして、繰り返し申し上げておりますように、今回御提案申し上げております国税通則法百十六の改正の規定によりまして、従来からの立証責任の分配の原則、つまり課税庁側が基本的に立証責任を負うという法理については何ら変更は生じないわけでございます。

○丸谷金保君 それじゃ、今このことで一番心配なのは、推計課税がうんと行われるようになるんじゃないか。例えば今記帳簿とかなんとかあなただの方で言っているが、しかし帳簿の検査を困難とするような事情があるときにはこれを採用しないでもいい。白色申告の場合にはそういう規定がありますね。二百三十一條の二の第二項、青色だけなんですよ、帳簿尊重義務。尊重もしないような法律をそのままにしておいて納税者にだけ記帳義務、全部一方向的じゃないですか。どうなんです。

○政府委員(梅澤節男君) ただいま御指摘にありましたように、二百三十一條の二の第二項で今回記帳義務をお願いするわけでございますから、課税庁側もそれに誠実に対応するように、調査に当たりましたはこの帳簿を検査しなければならぬ。これは税務職員に義務づけておるわけでござ

います。ただし、ただいまこれも御指摘になりましたように、検査に上がりましたも、帳簿をつけておられることはおられるわけですが、その検査ができないような物理的な事情、例えば実際検査に行きましたときに帳簿が紛失してないとか、とにかく帳簿がないといったような事情とか、平穩に帳簿を調査させていただくような状況でない場合は、これはいたし方ございませんで、そういった場合を除き、税務職員はその帳簿をまず検査するということを義務づけているわけでございます。

○丸谷金保君 じゃ、例えば西ドイツでは、すべての記録と帳簿を課税の基礎としなければならぬというA O百五十八條の規定があります。そういう点で実額計算による、この推計課税を極力税務署員に戒しめる、そういう規定があるんです。しかし検査を困難にする事情があるわけですね。困難にする事情というのは具体的にどういうことを想定しているんですか。

○政府委員(梅澤節男君) これは先ほど申し上げましたように、まず物理的に調査に赴きましたときに帳簿がないというふうな、いろんな事情によって帳簿が紛失したとか物理的に帳簿がないという場合がございます。これは帳簿を検査しようと思っても検査できない事情でございます。

それからもう一つは、帳簿はございすけれども、通常平穩な形で調査させていただけないような事情がある。これも物理的に帳簿の検査ができない事情の一つの対応でございすけれども、そういうやむを得ず帳簿が検査できないというふうな事情の場合はその限りではないということを書いております。

○丸谷金保君 「当該帳簿の検査を困難とする」。帳簿がない場合という場合に「当該帳簿」という言葉を使いますか。この法律で「当該帳簿」というのは、あなたの今言うように、ない場合に「当該帳簿」という言葉はどこから出てくるのですか。

○政府委員(梅澤節男君) この「当該帳簿」とい

うのは、前項から引いておるわけでございます。納税者はとにかく帳簿を記帳していただいているわけでございます。帳簿があるわけでございすけれども、検査に行つたときに帳簿がないという場合でございすけれども、しかしそれはかつてあった帳簿でございすから、「当該帳簿」ということになるんじゃないかと思うのでございす。

○丸谷金保君 いいですか、二百三十一條の二の二項には「当該帳簿の検査を困難とする事情」。それは当該帳簿がなかったら「当該帳簿」と言わないでしよう。この法律にしたら、これはなかった場合も入るんですか。「当該帳簿」に。法律は難しいな。どうなんです。帳簿がないのに「当該帳簿の検査を困難とする」というのか。当該帳簿があるから「当該帳簿の検査」でしよう。最初からなかった場合どうなんですか。

○政府委員(梅澤節男君) この「当該帳簿」というのは、前項の規定を引いておるわけでございまして、二百三十一條の二の第一項ですね、そこに「当該帳簿」という言葉がございす。これは記帳し、保存されている当該帳簿でございす。ところが、検査に赴きましたときに、当該帳簿が、例えば非常に遠隔地にあるといった場合に、そこで検査できないわけです。しかし当該帳簿は遠隔地にあるわけでございす。そういった事情も入るわけでございす。

○丸谷金保君 あのね、農家に調査に行く、遠隔地にあるなんていうことはありせんよ。最初からないんです。当該帳簿は、遠隔地なんというの、何か納税者は悪いと考えているからそういう発想ばかりになるんだよね。冗談じゃない。あなた、タックスペイヤーですよ、納税者は神様でしよう。少なくとも税務職員はそれくらい気持ちを持ってやってくれないと困るんだよ。

この間参事人として来られた方が、税理士会の顧問ですか、日本税理士会としては相当偉い人だと思ふんですが、あの方が、今の税法で、控除の問題は非常に難しく、長い間経験を持っている

我々商売人と言いましたが、我々商売人でもわからないと言ふんだ。この人はおたくに關係ない税理士会の顧問。ところが、いずればあなたの方で勲章を出すんですよ。何かそういうふうな内定しているよう。税理士会の最高の地位まで上つたような武田亨さんが、所得税の控除について、私も経験あるけれど、我々商売人でも簡単にわからないと言ふ。こんなものを記帳させる。今の日本の自主申告の中で、記帳義務とかかんと、今からこんなことつけて、やれますか、実効が上りますか。こういう人たちがさえわからないと言っているんだ。こんな難しい法律だから、今のうちに、当該帳簿が遠くにあるとか、無理な答弁をしなけりやならないように、すべての仕組の中で無理に無理を重ねるから、次から次に神様であるべきは納税者の手足を縛るような法律を出してこなければいけないようになる。発想の転換が必要だと思ひますが、大臣いかがですか。

こういう仕組のわかりにくい税法ですから、税務の職員だって自分たちのやっている仕事をよくのめ込めない人もたくさんおられます。税理士さんのうんと偉い最高の人さえわからない。控除くらいでもそうなんです。これはなかなか難しいよ、税法というのは。そして、わからないから、わからないなりにむちやもするし、無理もやらざるを得ないことになる。だから、いろいろ不信も起こってくる、不公平感も起こる。おれたちはこうだけれども、あいつらだけはうまいことやっているんじゃないかと。こういう全体の仕組の中でもう少しわかりやすい税法体系をしつかりつくり直していかなければ、申告納税制度というのは形骸化するし、ましてこの記帳義務だとか、こういうふうなことで縛りつけていくような方向というのは間違いだと思ひますが、いかがでしよう。

○国務大臣(竹下登君) 税理士会の専門家の方が商売人にもわからないとおっしゃったのは、恐らく複雑だという表現がそうだったのではないかと

うふうに私も思っています。元来、税法というのは確かにわかりやすいものであることが好ましくうございまして、それはこれからこうして議論を続ける間に逐次わかりやすくしていかなきゃなりませぬし、また議論を通じて国民自身の理解度も上がってくるかもしれないし、その意味においては相対的なものではないかな、こういうふうと考えております。

それから今次の記載というのは、内容はこれからでございますが、非常に簡易なもので、私の表現をもつてすれば、むしろ申告制度のあるべき姿としての青色の方へ誘導する一つの段階ではなからうかと、こういうふうな理解をさせていただいておるところであります。

○九谷金保君 それじゃ、もう時間ですのでこれでやめますけれど、最後に一つだけ要望しておきます。

青色、青色と言うけれど、満足に記載ができないから青色もできないでいる多くの納税者のいることを忘れないでください。これは無理なんですよ。農家なんかだって、それをやれば有利なことはわかってます、きのう言ったように、できないんです。それに無理な記載義務を課することがいかに大変な法律であるかということを理解していただくことを要望いたします、私の質問、残念ながら時間切れで終わります。

○竹田四郎君 全体の時間の関係もあるようでございますので、本来ならばまだ問題をたくさん持っているわけでありまして、あと五分ぐらいで私の質疑、答弁を終わりたいと思っておりますが、主として要望程度にとどまると思いますが、ひとつ御検討を賜りたいと、こういうふうに思います。

その一つは、この前もちょっとお話を申し上げましたんですが、家内労働法に基づく家内労働手帳を持っている人の税金というのが非常に優遇されていらない。これはもう皆さん御承知のとおりだと、こういうふうに思います。今度パートで働く人たちの減税額というのがかなり上がったわけ

でありますけれども、家内労働をやっている人たちの点は上がっていないわけでありまして。条件は、自分の家でやっているのと工場に勤めてやっているのと、そういう違いだけでありまして、現実的には大した違いはない、こういうふうに私は思います。まあいろいろ税法の諸問題がありますが、そういうことになると思いますが、この辺はひとつ十分検討していただいて、この辺にも税の不公平の問題というのが制度的にもあるわけでありまして、この辺も十分にひとつ検討をしていただきたいと思います。

それからもう一つは、欠損法人といいますか、赤字法人がありまして、かなりの数の赤字法人というのが出てくるわけでありまして、この中には実際は黒字なんだが税法によって赤字になったものがある。たとえば指定寄附金などというふうなものはその一つでありまして、あるいは特別償却をやったために赤字になる、あるいは配当金の繰り入れの問題、益金不算入の問題なんかもそういう問題の一つだと思ふんです。実際は黒字なんだけれども税法で赤字になるというものは、私はそれはそのままでいいとは思わないんです。何らかの問題を国税で考えてもいいんじゃないか。地方税では確かに法人税という一番最低の基礎額というものはあるわけでありまして、これは国税の中でもそういうものを考えるべきだ、こういうふうに思います。あるいは指定寄附金なんかにしても、もしそれによって赤字になるというようなならば、それは一定の額というものをそこで抑えてそれ以上はだめなんだ、こういうような何らかの形にしながら、指定寄附金をしたために赤字になって税金は払わない、あるいは特別償却をやったから税金は払わない、こういうようなことは少し考え直してもらわなければならぬ点であらう、こういうふうに思います。きょうはお答えはいただかなくて結構でありますから、ひとつこれは今後の検討課題として検討してみたいだけかもしれません。

あと税務署の問題とかありますけれども、これはまた別の機会に私、御質問を申し上げますから、この二つだけひとつ課題としてお考えをいただきたいと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 最初の家内労働法の関係でございますが、パートの問題を今日まで一応定着さすまでも、そのことがあったからいろいろ矛盾を消化しながらやと定着させた。今度の場合なおのこと、内職の方とかあるいは婦人外交員の方とかいう問題との間の感覚的矛盾というものを対して割り切れない気持ちを持っております。それで各党閥の専門家で今度少し話し合います。してもらえませんか、こういうことすら私の方からむしろ御提案しておる。したがって当然のこととして、もう一遍原点に返るといって表現が少しオーバーですが、そういう形から私は検討すべき課題だと自覚しております。

それから二番目の問題は、あおして税調等から、全法人の約五〇％が赤字申告を行っておる、この法人といえども公共サービスを享受している等の観点から何らかの応益負担を求めるといってはいかないかと。応益負担は、いわば応能負担でない応益負担は、地方税の方では若干今御指摘のとおりあるわけでございます。したがって、これについては所得課税である法人税の性格から見て企業に対する他の租税との関係等幅広い観点から検討する必要がある、こういうふうな税調でも指摘されておりますので、御趣旨の点十分踏まえて検討を続けさせていただきます。

○鈴木一弘君 最初に、本日私は租税特別措置法の質問をしたと思っておりますが、最初に委員長にぜひお伺いをしたいのです。

昭和四十八年の三月十九日に、当時の河野参議院議長が中村衆議院議長を訪ねて国会の運営等について申し入れをいたしました。その申し入れの中には、参議院での審議権を確保するために少なくとも二十日前、これは会期切れとなっておりまして、その二十日前には法案を参議院に送ってほしい、こういうふうに申し入れをした。それに

れに対して中村議長は、趣旨はよくわかったので理事会等に図って努力するというのを答えておりますが、この申し入れは、その前の八日の日に開かれた参議院の各党幹事部会会議の了解に基づいて行われたということでございまして、したがって参議院の総意として申し入れをしたんだということと、その趣旨をわかってほしいという説明をしております。

これに対して、今回、こういう重要法案は、二十日間の審議の期間を保障しようということがそのときに言われて以来衆参両院の間で生じてきていることは間違いないと思ふんでございまして、そういう点からしますと、今回その点を委員長はどう御認識なさっているか、まず最初に伺っておきたいと思ふます。

○委員長(伊江朝雄君) 鈴木君、これに関連するその他の質問がございまして、もつと。

○鈴木一弘君 あります。

○委員長(伊江朝雄君) ずっとおっしゃって下さい。総合的にお答え申し上げたいと思ふます。

○鈴木一弘君 私は、この審議期間の保障ということとは、大変重要な問題でございまして、生きていると思ふますが、間接税の三法が来たのは二十三日、直接税関係が十六日、石油税が十八日ということとございまして、これはいずれも重要法案だと私は思ふんです。重要法案でないなら何も夜中まで審議をする必要はないだろうと思ふますので、重要法案であるとして、二十日間の審議ということになりますと、間接税の方は十一日、直接税が十六日、関税が四月の十八日まで、送付された日からかかるとすると期限があるわけでありまして。何か日切れだからということと、もうばたばた火事場の片づけみたいに忙しくさせられておりますけれども、そんなんじやなくやっていかねければならないと思ふます。この点について委員長として、これはもう当然、衆議院の方の委員長に対して、議長を通してでも、きちっと早くよこすように申し入れをするべきではなかったかという点。

いま一つは、これから先こういうことが恒常的にあるかわかりません。会期末を控えてはたばたとする、そういうことはあると思いますし、そういうこともございますので、こういう点についてのこれからの委員長としてのきちんとした御決意と態度をまず最初に示していただきたいと思ひます。

○委員長(伊江朝雄君) 全体として鈴木委員の御指摘の趣旨については私は賛成でございますけれども、第一点の二十日という時間的限定がいかどうかは別として、参議院において十分な必要審査の時間を確保すると、こういう趣旨であると思ひます。私は現在もそれは生きています。

それから二番目の点で、ぎりぎりに送ってきて審議の時間がないことに対する抗議を衆議院の大蔵委員長にすべきじゃないかという御質問につきましては、これは釈迦に説法ですけれども、国会の運営というのは有機的な連携のもとに行われるのが筋だと思ひます。そのためには与野党各党が協力していただくことが前提だと思ひます。今回の事態を見ますと、先ほど御指摘のとおり確かに異常異例であるかもしれませんが、したがって、これは全党的な問題としてお互いの党を通じて、またお互いの機関を通じて今回の問題を反省すべきじゃないだろうか。単に大蔵委員長だけの責任じゃないと、こういうふうに私は思っております。

それから第三番目の点は、こういうふうなことで審議時間がしゅちゅう短いような状態においてどういふことをこれから考えるのかという御指摘、御質問だと思ひますが、まさにそれこそ先議案件をふやしていただくなり、あるいはまた今回やっていたいただきましたように予備審査をどんどんふやしていただいて、そして実質的な審議時間を前もって確保しておく、こういうことについて各党の御協力をいただきたい、そういうことによつて実質審議時間の埋め合わせをやっていくべきじゃないかと、こういうことでございます。

で、議事整理に当たる委員長といたしましても、今後そういう点について各党の皆様方に御協力を賜りたいと、むしろ逆にお願ひを申し上げておきたいと思ひます。答弁になりましたかどうかかわかりませんが。

○鈴木一弘君 先ほどの送付の月日を間違ひまして、間接税が二十七日、直接税が二十九日ですからおの十五日と十七日までで上げればいいということにもなるわけでございますけれども、今委員長の大変謙虚なお話がありましたが、院の委員長というのは権限が無制限でございます。参議院の規則や国会法を見てもわかりますように、理事や委員なんてなくても、委員長一人いればできるような感じの法律になっておりますから、強大な権限を持つて院の運営に当たっていらつしやるわけでございますので、この点はよく御理解をいただいて、委員長から委員長というより、委員長から議長、議長から党へというふうな院としての行動というものを起こしていただければありがたいということ、この点は御配慮のほどをお願いいたします。これは答弁結構です。

○委員長(伊江朝雄君) 委員長個人という立場ではございません、院を代表するためには理事会の御賛同を得なきゃなりませんから、その際はお任せいただきたいと思ひますが、御趣旨の点についてはよくわかりました。

○鈴木一弘君 租税特別措置について伺いたいと思ひます。

租税特別措置、とりわけ企業関係の特別措置は、これは隠れた補助金、こういうふうにも言われております。昭和五十一年度以降累年にわたつて整理合理化されてきた、こう言われておりますけれども、まだまだ整理の余地は残されているというふうに思ひます。私もこの間の予算委員会においては、資本蓄積型歳入構造から転換しようというところでこういう問題について申し上げたわけでございますが、そこで五十一年以降の整備状況をまず明らかにしていただきたい。また、いま一つは、例年二年延長とか一年延長

とかいうふうでやっておるようですが、そういうものの中にはかなり以前から、年がら年じゅう二年延長をやつたり一年延長をやる、こういうようなものもあつて、恒常的になつていふようなものもあります。その実態をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(梅澤節男君) まず第一点でございますが、御指摘のとおり、企業関係の租税特別措置につきましては、なかなか五十一年度を起点にいたしました連年厳しい見直しを行つてまいりました。やや計数的にわたりますけれども、五十九年度の予算の見込みにおきます企業関係の租税特別措置の減収額は三千六百四十億円ということといたしまして国会に提出をいたしております。この法人税収に対する割合は三・三％でございます。五十九年度租税特別措置の整備合理化に本格的に取りかかりました以前、例えば昭和四十七年度でございまして、法人税収に占めます企業の減収額の割合は九％ぐらいの水準でございまして、したがひまして、現在の企業関係の租税特別措置の規模は、その意味では四十年代の大体三分の一ぐらいの規模になつておるといふことでございます。

で、項目数で申し上げますと、現在五十九年度、今回提案申し上げております租税特別措置法をお認めいただきました後で項目の数は七十四項目に相なりますが、五十九年度の整理に取りかかります前の件数が九十八件でございますから、まあ大体四分の一ぐらい項目数としても減つておるわけでございます。その間大きなものといひましては、公害防止準備金とか違約損失補償準備金とか電子計算機の特別償却等々数々、約四十項目の措置を廃止してまいりましたけれども、ただ、その間新しい政策的な要請が生まれて新しく創設した措置もございまして、結局ネットでは、先ほど申しましたように二十四項目当時より減つておるといふことでございます。

私どもの考えをいたしましては、企業関係の租税特別措置につきましては、御承知のとおり、これは実質的な企業に対する補助金でございます。

で、その意味では、税制面におきましては、既に早く五十一年からスクラップ・アンド・ビルドの整理を行つてきたというふうに私どもなりに評価をさせていただいておるわけでございます。その意味で、現在ではこの整理合理化の余地は率直に申し上げましてかなり狭まつておるのではないかとこのように考へておりますけれども、今後ともこれを見直し、合理化を図つていくという努力は続けなければならぬと考へております。

それとの関連におきまして、企業関係の租税特別措置のうち、二年ないし三年の時限措置を持つております項目が多いということは御指摘のとおりでございます。私もこの二年間、原則として二年間という措置を、時限措置を講ずる一つの考へ方といたしまして、もちろんそれは個々の政策によりましては二年間だけそれをやれば、もうそれで使命が達せられる、当初からそういうものが予定されているようなものもございまして、当分の間その政策が必要であると考へられても、とりあえず二年間二年間ということの時限を切つておきますことは、期限の到来をしたときにそれを改めて見直す、いわば既得権化しないという意味でスクラップ・アンド・ビルドの手法を今後も続けていく限りにおいては、むしろ小刻みではございますが、原則として、特に企業関係の特別措置につきましては、そういった二年間といったような時限措置を講じてまいるのがいいのではないかと、過去の経験からいっても私もそれはそういうふうな考へておるわけでございます。

○鈴木一弘君 特に財政再建の前提として、現在是不公平税制の是正ということが求められておりますし、

【委員長退席、理事岩崎純三君着席】  
そういう点では隠れた補助金とも言われるこの特別措置についても十分国民の前に明らかにする必要があると思ひます。大蔵大臣は、いろいろ事あるごとに課税ベースの広い間接税についてそれを十分勉強していると、こういう御発言がございしますが、この際、企業関係の特別措置の全面

的な見直しもこれはあわせて勉強をすべきであらうと、こういうふうに思っています。うがった話ですが、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) これはよく言われる不公平税制、そのときにいつもお答えに困ります。平税制、人それぞれによって不公平という問題に対する受けとめ方が違う。しかし税の制度論の中から明確にその範疇に仮に入るとしたら、租税特別措置というのはいまに特別措置でございまして、ある種の補助金であるという意味においても、制度論からいえば最も公平でない税制だということはあると思ふべきであります。したがって、全く別の政策選択の意味で、この問題はそれのときどきの情勢に応じてきておるわけでございまして、から、本来、絶えずこれは見直していかなくてはならぬ問題だ。

それで、税調の答申を見ましても、言葉も非常に鋭くつけて、絶えず吟味をするというふうな言葉が使われておりますが、吟味と見直しとどう違うかは別として、いかにもそれに適切な言葉のような感じがその答申の内容を見ております。したがって、ゼロの段階から見直すというべきものか、現状の、現存する制度というもののいかに吟味を加えるべきものかというふうな点について、私も私なりにそれをそとくしてみなさなうらぬなど。が本来制度上論理的にあり得る不公平というの、特別措置でございまして、まさに委員の御指摘のとおりの方で、絶えず見直しを行っていかなくてはならない問題だという事実認識は私もひとしくいたしております。

○鈴木一弘君 今回いろいろな租税特別措置がなされております。新規もあり。その租税特別措置をより複雑にしているのは、今回の改正でもわかりますが、物品切手の免税点の引き上げを新たに指定しております。六百元のものを七百元にしているというわけでありまして、本来これは印紙税法の方で規定すべき改正じゃないか。それを特別措置の中でやっている。また乗用自動車

等の物品税率の引き上げも、本来は本則の方でやるべきじゃないかと思ひますが、それもことしの租税特別措置の方に回ってきている。うがった話をすれば、租税特別措置法の中に盛り込んでおけば、ほかの日切れ法案と一緒に年度末にかかってくるので、法律の成立が容易になると。これは随分うがった、意地悪い質問で申しわけないんですが、そういうふうにも考えていいんじゃないかとまで考えられますが、そういうことになれば、先ほど私が委員長に、大変恐縮だったんですが、御質問したような国会の審議権の拘束、ということにもなっていくのじゃないか。だから、こういう法律の規定の仕方、特別措置の内容の見直しと一緒に、今申し上げたような法律の規定の仕方についても一度見直す必要があるんじゃないかというところがどうしても考えられるわけですが、これについて大臣の御見解をひとつ伺いた

○政府委員(梅澤節男君) 大臣の基本的な御答弁があります。前回、今御指摘になりました物品切手の印紙税の免税点の問題、それから普通乗用車の物品税率の引き上げをなぜ租税特別措置でお願いしておるかという私どもの考え方をまず申し上げさせていただきます。これは端的に申上げまして、今回酒税の税率の引き上げ、なかんずくビールの税率の引き上げをお願いしております。現行の物品切手の免税点は六百元未満ということでございまして、この水準が決まりましたのは四十二年からでございます。その後物品切手の税率を逐次引き上げてまいりまして、現在この六百元を超えますと二百円の印紙税がかかってくるというところでござい

ます。ところが、今回ビールの税率の引き上げを行いますと、現在ビールの二本券というものがビールの市場で非常に回っておりまして、このままではうっておきますと、ビールの二本券が六百元の券面を上回るわけでございます。小売価格が上りますから。そういたしますと、一挙に二百円

の税負担ということになりますと、ビールの流通市場に非常に大きな影響を与える。私も割合合の問題を簡単に考えておりまして、それではビールの一本券にすれば同じことではないかというふうにも考えたわけでございますけれども、まずビールの二本券で流通しておるといことが一つと、一本券にいたしまして物品切手をつくるコストは同じでございます。そういたしますと、流通業界にかなりの影響を与えるということがわかって、結局、財政物資ということ、しかも現在の財政事情等も考えまして、ビールの税率を引き上げさせていただくわけでございます。

これは財政収入の確保の点からいいたしてもこの問題を放置するわけにはいかない。正確に計算いたしますと、ビール二本券だけに税金がかららないようにするとすれば六十三十円よりわけでございますけれども、免税点は従来百円刻みでございまして、七角の七角にきめていただいた。しかし、これは物品切手そのものの免税点の着目した引き上げでございまして、専らビールの問題にビール二本券だけ免税であるというの、やはりこれは課税の公平上おかしいわけでございます。で、物品切手についてだけとにかく免税点を百円とあえず緊急避難として引き上げさせていただきます。しかし、印紙税の各種の免税点等につきましまして、印紙税全体の見直しの中でいすれかの適当な機会にもう一度見直すべきであるという、いわばそういう位置づけを沿革的にもはつきりさせておくという観点から特別措置法で規定させていただいておるといのが私どもの考え方でございます。

一方、普通乗用車の問題でございますが、これは御案内のとおり、本則は税率が三〇%になっておりますけれども、昭和四十七、八年の例の日米の貿易摩擦、自動車競争の経緯がございまして、現在の租税特別措置の政策でございまして、いわば軽減措置として規定がされておるわけでございます。今回の物品税率の引き上げに当たりまして、小

型乗用車については一%の引き上げ幅でお願いしておるわけでございます。

そういたしますと、本来の本則税率の構造からいいますと、少なくとも普通乗用車につきまして一%以上の税率の引き上げをお願いしなければならぬわけでございますけれども、やはり日米間の自動車問題を考慮しなければならぬ。つまり普通乗用車というのは大型車でございまして、そういう事情は四十八年当時と同じような状況、あるいはそれよりもさらに強くなっているような環境でもございまして、小型乗用車については一%引き上げながら、実は普通乗用車につきましては逆に〇・五%の引き上げ幅にとどめた。したがって、そういう政策的な位置づけは四十八年当時と相変わらず変わっておりませんので、今回も租税特別措置法で軽減税率ということ規定させていただいておるわけでござい

○国務大臣(竹下登君) 今主税局長からお答えがあったとおり、私自身も実は今のような説明で納得したと、こういう事実経過でござい

○鈴木一弘君 所得税減税との関係からですが、同居特別障害者等の特別控除を二万円引き上げて七万円にするということにしておりますが、本制度は今後も引き続き存続されるようになるんだらうと、こういうふうに思ひます。そうすると、今述べたような税制を簡素化する――今の二つの答えはよくわかりました。将来、物品税については根本的な見直しをするというところで、さしあたり今こうなっているという話ですが、そうでなくて、税制簡素化をやるとい上からいって、こういうふうな期限を限定してない制度については、これは所得税の本法の方に組み入れるべきではないかというふうに思ひますが、なぜ特別措置法の中に置いてあるのかということでございます。

○政府委員(梅澤節男君) これもやや沿革的な理由があるわけでございますが、特別障害者に対する控除は本則に規定されておるわけでござい

税特別措置法に同居の部分について規定がある。これは五十七年度に創設された制度でございまして、それ以前に特別障害者の福祉対策として、国の福祉施策といたしましては、一定の社会福祉施設に収容いたしまして公費でもつていろいろ施策に当たっておるわけでございしますが、いわゆる養たきり老人等の場合は、御本人の幸せという観点もありまますし、効率的な福祉を今後考える上で在宅対策をもっと重視すべきじゃないかという御議論がありまして、その税制面での受け皿として在宅福祉を奨励するという極めて奨励政策的な位置づけでこの制度が設けられたわけでございします。

その制度の趣は、恐らく五十九年度この額を引き上げさせていただく場合においてもまだ変わっていないのではないかと。将来こういったものの人的控除を税体系の中でどういうふうに取り込んでいくのか、あるいはむしろ整理していくという方向も基本的な考え方として底流にあるわけでございしますが、そういった段階でもう一度在宅対策の特別控除、本則ものとして考えるのかどうかという議論は、将来の議論としては私はあり得ると思ひますけれども、五十九年度の改正においては従来の位置づけでこれを引き上げさせていただいたという考え方に立っておるわけでございします。

○鈴木一弘君 将来としてはあり得るというのはわかりましたけれども、あり得るじゃないと、あり得ないじゃないというふうに思ふんですね。そうしていかないと、何か特別措置以上のものがあるって恒常的に措置をされなきゃならないものというふうに思ひますので、この点は、あり得るということじゃなくて、あり得ないじゃないというふうにひととつ考えていただきたいと思います。その次に利子配当課税問題、この委員会でも何回も何回も今までに議論がなされてきました。特にポスト・グリーンカード制度の行方について注目されておりますし、八月ごろまでに結論というところでこの前も大蔵大臣からも御答弁があったことはよく存じ上げております。これは一月二十

四日の朝日新聞に出ていたのを私も読んだのでありますけれども、この利子配当課税の改革、こういうことから考えてどうなっていくのか。

【理事岩崎純三君退席、委員長着席】

特にグリーンカード制は、マル優に対して所得制限を設けるというやり方、それから利子所得すべてに高率の源泉課税をつけるとか、正しい住所氏名の申告者に低率にして、そうでない架空名義みたいな預金については高率の源泉課税を課するとか、そういう税率の格差を設けるとか、そのほかマル優を廃止しようとか、グリーンカード制を凍結解除して改めてもう一度実施するとか、あるいは現行制度の維持によるグリーンカード制の凍結の延期であるとか、ありとあらゆるものが考えられているわけでございしますけれども、このような考え方はどうか、今後のポスト・グリーンカード制についてはどう考えていくのか。まずひとつ伺いたい。

○国務大臣(竹下登君) これは今御指摘にありまして、本年一月十八日の五十九年度答申におきまして、「この問題は、多数の貯蓄者及び貯蓄取扱機関等に関係するほか、金融市場に大きな影響を与え得る問題であるので、中期答申に示された考え方を踏まえつつ、今後なお時間をかけて検討を進めることが適当である。」と、こうされておいて、そしてその後で「ただ、グリーンカード制度の凍結期間との関連から、このところがちよと気にかかるんですが、「できれば」と、こう書いてあるんです。「できれば今年夏頃までに結論を得ることが望ましい。」とされております。私も「できれば」でないことが好ましい。すなわち、おっしゃいましたように、「夏頃までに結論を得ることが望ましい。」というように、政府としても、今後の税制調査会での検討の推移を見ながら鋭意検討を進めなさいかぬ。

それで、今おっしゃいましたように、五分額、五通りあるとか、六通りあるとか、それを組み合わせてすれば七つになる、八つになる、いろんな議論

論でございますが、そういうこと点、政府として、これで行くじゃないかという特段の具体的な案について検討をしておるというところまでまだ行っておりませんけれども、今のようにならざるいろいろな制度について網羅的に挙げたものの中で、税調の検討を踏まえながら私もそれを正確にフォローして、「できれば」じゃなくて、夏までに結論ができればいいものだというふうに認識しております。

○鈴木一弘君 今言った六つ以外の何か方式というのは今考えられるでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) ただいま大臣の答弁にもございましたように、これからいろんな議論を煮詰めていただくという段階でございしますが、ただいま委員がおっしゃいました幾つかの通りというのは、この問題にアプローチするパターンとしてはおおよそそういったものの中から、もちろんその中でも具体的にどういう手段でということになりますと、さらに細分化されたいろんなパターンが出てくるかと思ひますけれども、基本的な検討のパターンは、今おっしゃったようなものがやはり大部分ではないかというふうに考えております。

○鈴木一弘君 まず、これを消去法で考えていきますと、もうすでに国民の間にごく浸透しているマル優の廃止というのは、これは確かに総合課税になりますので余り問題はなくなるんですが、それから税調が一度否定してしまつたというか、もうすでにグリーンカード制は否定されております。感じではあります、そうなるこのグリーンカード制をもう一度出すということは難しい。

正しい住所氏名を言ったって、本人をどう確認していいんだかわからないという問題も起きます。正しい住所氏名がある人ならばいいと言つても、本人であるかどうかの確認がまた難しいという問題が出てくる。逆にこれはひとつとして番号制じゃないかなんて議論が出る。発展しやすいわけですね。そうすると大変選択が限られてくるんでございしますが、今のいろいろの中で、きょう

は詰めても詰まらないかもしれませんけれども、実現性の高いものとしては一体どういふものが考えられるのかということなんです。

○政府委員(梅澤節男君) 非常に難しい御質問でございします。今の段階での大変難しい御質問でございしますけれども、私も利子配当課税の問題点として、ただいま委員も御指摘になつたわけですが、問題点を大きく分けまして、一つは利子配当課税に対する基本的な課税方式をどうするかという点が一つ、それから少額非課税貯蓄、いわゆるマル優制度をどうするのかと、大きく二つに分けられると思ひわけでございします。

利子配当課税の基本課税方式をどうするのかという点も、これも観念的にパターンを分けますと、完全総合課税をやるやり方と、一部分離課税制度を存置した形で現行の枠組みのような原則総合課税、一部分離課税といったような制度、それから税制調査会の中で一部の委員から強い議論があるんですけれども、一部分離課税という考え方もあるわけでございします。ただ、この一部分離課税というのは、所得税制として観念する限り、非常に問題があると私も考えております。つまり、新規の税目としてそういうものを議論するという場合は別にいたしまして、一部分離課税というのはなかなか問題があるのではないかと考えておりますけれども、しかしこれは識者の中にも有力にこれを主張される人もおりますので、私も今の段階で、税制当局として、これを頭から否定してしまふわけにもいきません。恐らくこういったものの中から議論がされる。

ただ、問題は、総合課税にいたしましても、一部分離課税にいたしましても、その手段でございします。どういふ技術的なシステムでそれをやるかというの、実はこの問題の一番難しいところでございます。

それから、それと関連するわけでございしますけれども、マル優につきましても、税制調査会のいわば中間的な答申というふうに考えてもいいと思ひますが、昨年の十一月の答申なり、ことしの

年度答申におきましても、問題として指摘されておりますのは、マル優あるいは郵便貯金を含めまして、乱用の実態というものは否定できない。これを何とかしなければならぬという問題意識と、それからもう一つは、現在マル優のような広範な非課税措置、貯蓄に対して、その政策的意義ありやなしやというこの基本からの議論があるわけでございます。したがって、それは存廃論にもかかわる問題でございますけれども、これについても大変大きな問題でございますので、現時点で税制当局として消去法的にこの問題にアプローチするというのは、なかなか問題が大き過ぎまして、確定的なことを申し上げられる段階ではございませんし、またそういうことを申し上げるのは適当でもないと考えております。

それともう一つは、仮にそういうマル優貯蓄、マル優制度等を存置いたしました場合でも、このグリーンカード制度等の経緯から見まして、民間の貯蓄と郵便貯金のイコールフットリングといえますか、このバランス論、これが非常に大きな問題になります。それからその場合にグリーンカード制度をいく限定的に残すのか、あるいは発想を変えて別の現実的な限度管理の方法を考えるのか、あるいはいとも別の考え方、先ほど委員がごっしゃいました少額利子控除のような考え方でアプローチをするのか、いろんな考え方が出てまいっておりますが、これにつきましても、現時点で税制当局として消去法的に問題を絞るわけにはなかなかまいらないわけでございます。先ほどの大臣の答弁にもございましたように、夏ごろまでを一応の目安といたしまして、とにかく真剣にこれから具体的な検討に取りかかるという段階でござい

ます。

○鈴木一弘君 今の答弁の中からちょっと私も一つの方角が出たような感じがしたのは、これは徴収にも関係するんでしょうが、税務職員の負担がふえてしまうような行き方は、これはとれないだろうと今の答弁で想像がつかしました。そうなる

はできないだろうというふうに思いますので、自然とこれは方法が決まってくるんじゃないかという感じがしたんです。これはもつと詰まる問題で、すけれども、きょうのところはこの程度にしておきますが、このところ今一番安易な考え方、また可能性が一番強いと思えるのが、今のまま現行制度を維持して、そうして源泉分離課税の三五〇の引き上げということ、それからグリーンカードの再延期をそのままにしておくこと。ちよつとこれはさばったような感じがすけれども、そういうような措置があるわけでありすけれども、これだけは採用しないと考えているのかどうか、これぐらいはわかると思えますから伺いたいと思ひます。

○政府委員(梅澤節男君) これも先ほど来申し上げておりますように、現行制度のあり方も含めましてどういうふうにか、これは総合的にこれから検討する課題でございます。本日の段階で具体的に消去法的に限定的に方向を申し上げるという段階にないということを御了承願ひたいと思ひます。

○鈴木一弘君 大臣いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 私のような極めて素人でも、この問題、ここで問答している間にある種の予見を与えるようなことになっていけませんので、私自身も大変慎重に構えております。今おっしゃったような問題も、これは税調の方へ正確に伝えるわけですが、そのほかいろいろ議論がございすね。時にはとつぱだと思ふような議論もございすね。そういうのを全部総合して税調で我々から予見を与えることなかつてもらおうと、こういう姿勢で臨みたいと思つております。

○鈴木一弘君 利子配当課税の行方との関係もあるんですが、現在の配当所得については、一銘柄に一回一回支払を受ける金額が二十五万円、これは一年間で一回しか決済しないところでは五十万円と、こうなつておりますが、それ未満は三五〇の源泉分離課税が認められてゐる。これ以上になると総合課税になつてゐるわけですが、現在の

株式の第一部の平均利回りが五十九年一月現在で一・〇六％ということ。東証第一部の単純株価が六百円程度ですから、配当所得に総合課税が及ぶのは計算の上ではかなりの金額の株式資金を持つてゐる者でなければならぬ。何千万ということになると思ふんですね。余りにもこれでは高資産者優遇ということにならないかどう。だから、むしろそこまでが分離ということではなくて、この配当所得の総合課税との絡みもありますけれども、分離課税を認められる受取配当の金額の上限を年間五十万円以下にこれを下げていく、半分ぐらいにしてしまふというふうにした方がよろしいんじゃないかと思ふんですね。すけれども、その点の見直しを含めてお考えいかがですか。

○政府委員(梅澤節男君) 現在の制度は、ただいま委員が御指摘になりましたとおりでございます。これは昭和四十年に株式配当に対する源泉分離課税制度が創設されて以来そのまゝになつております。この問題につきましても、先ほどの利子配当課税の総合的な見直しの中で、結論はどうなるのかということとは別にいたしまして、現時点においてこれは検討されなければならぬ課題であると考へております。

○鈴木一弘君 先ほど課税方式について一律分離課税とかいろいろあつたようでありますから、そういう中で検討されるということですが、私も、五千万以上持つていなければこれだけの配当はないということになるわけでありすので、もうちよつと納める人のすそ野を広げてもよろしいんじゃないか。ここでは断定はできないかもしれませんが、方向性はそういうふうな税制の考へ方があつていいんじゃないかというふうに思ふんですね。この点ひとつ将来問題かもしれませんが、大蔵大臣はどうお考えでございすか。

○国務大臣(竹下登君) この基準は四十年でございまして、源泉分離課税制度が創設されて以来そのまゝ据え置かれておるとお答えしたとおりです。分離課税の対象となつておるのは二百

三十九億円、これは全体の〇・九％程度、そういうことになるわけでありす。が、御指摘の問題を含めて、この問題はさらに税制調査会で検討が進められるものであるという認識を私としております。

○鈴木一弘君 今回診療報酬の源泉徴収税率、その軽減措置を廃止することになつておりました、これは二十七条でしたか、忘れましたが、それを廃止することになつておりますけれども、これは残しておいても最終的に確定申告のときに調整されますので、こういう制度をなくしたからといつたて、あつたからといつても不公平税制とは言えないし、なくしたから不公平税制がなくなつていくことじゃないと思ひます。

それに対して、平年度ベースで社会診療報酬課税の特例による減収額というのが約千十億と試算されておりますけれども、この課税の特例自体の方を是正するのが本当ではないか。これは前からさんざん議論されてきたことでありますけれども、現行の社会保険診療報酬減額五段階の通減除率、これは五十四年に改められまして五年目を迎えております。もうすでに五十九年でございすから、この際、これについてもう一度適正なのかどうなのかということについての見直しをすべきではないか。こういうふうにお思ひます。これについて御所見をお伺ひしたいと思います。

○政府委員(梅澤節男君) 社会保険診療報酬課税の特例の問題でございますけれども、この問題につきましましては、常に検討の課題であるべきであるというところは御指摘のとおりでございす。

ただ、現行の制度は五十四年に今の五段階制度になつたわけでございす。そのときの考へ方は、現在の五千万円以上五二％、これが当時各種の実態調査で行いました全診療科目に通じます平均的な経費率でございす。そういうものを目安におきまして五千万円以上五二％、ただ、激変緩和というふうな観点から、最低のところを七二％に置きまして五十四年の改正が行われたわけでございす。

で、その後、この制度の運用の実態を見ますと、診療報酬課税の特例の縮減がいろいろ議論されました当時、現在五二%となっており、診療報酬五千万円を超える開業医の数が大体一割を割っており、ところが五十七年当時の実績で見ますと、すでに五二%を超えるところの開業医の数が四割を超える格好になってきております。かたがたそういう実態でもございまして、この特例を受けるよりもむしろ実額で申告をする数がふえてまいっております。その意味では、年々この五十四年度の特例は、効果を発揮しておるといいますか、実質的に診療報酬課税に対する課税の強化の役割を果たしてきておるわけでございます。

税制調査会の五十九年度の税制改正の議論におきまして、この問題を組上に上げていただいたわけでございますけれども、恐らく将来はこの制度は廃止されるべき性格のものであると私も率直に言っておりますが、税制調査会の現時点の御判断では、この五十四年度の改正の効果をもう少し見るといことで、とりあえず五十九年度はこの制度の改正を見送っておる、現状のままにしておると、こういうことでございます。

○鈴木一弘君 ところで、本会議でも私はお伺いをして、自動車の関係諸税の負担が諸外国に比べて大変極めて重い。特にアメリカ、西ドイツ、こういう国々には比べても重いのでありますけれども、車が日常の必需品になっている。これは間違いないことでございます。その負担軽減を図るということは非常に大事だと思うんですが、とりわけ今回租税特別措置法によって自動車重量税について本則税率よりかなり高い税率で課税している。これはなるべく早く本則税率に近づけるように努力をすべきじゃないかと思うんです。

私はついせんたつても若い人に言われたんでありますけれども、せっかく所得税の減税があつても、自動車関係の税金が上がつてしまつて減税分は全部なくなつちゃう、何のために選挙をやつた

んだかわかんないなんて怒られたんでありますけれども、そのぐらいの意識がヤング層には物すごく強烈にあります。もはや車を持たない家庭はないという状況にきているだけに、これはどう考えておりますか。これはできるだけ本則税率に近づけるのを速やかにやるべきだと思いますが。

○政府委員(梅澤節男君) 自動車関係諸税、なかんずく揮発油税、自動車重量税の負担がどうも問題にならうかと思ひます。これは御指摘のとおりこの二つを合わせたところで、それから車体課税等を全部含めると、我が国の自動車関係諸税の負担が、これは先般矢野委員の御質問にもお答えしたわけでございますが、イギリス、フランスよりは低いわけでございますが、西ドイツよりやや高いところにあるというところは御指摘のとおりでございます。ただ、その中で揮発油税だけを取り出して見ますと、アメリカは別でございますが、他のヨーロッパ諸国よりは我が国の揮発油税の負担水準はまだ低いということも事実でございます。

この税負担をどのように持つていくかということでございますけれども、これは四十九年、ちょうど第一次オイルショック後の原油の価格の動向等をにらみながら、それから一方、御承知のとおり、これは特定財源として道路財源の方に大部分が投入されておるわけでございます。そういう一た財源事情との勘案をしながら、現行の租税特別措置法によります本則税率よりも高い税負担水準ということになっておるわけでございます。したがって、これは一租税政策という観点だけの議論ではなくて、特定財源の財源事情との関連もございまして、当面、現行の負担水準を急激に切り下げるといことはなかなか難しいのではないか。

これは道路財源として今後どういうふうに考えていくかという問題にも関係はいたしますけれども、私どもといたしましては、現在の税負担水準を急速に下げる、本則へ近づけるということとはなかなか難しいというのが率直な考え方でございます。

す。

○鈴木一弘君 財政再建が、今、特定財源についての考え方、検討というすべてのことにわたつての語がありましてから申し上げるんですが、財政再建が現在緊急な課題になっているというとき、福祉後退予算なんて五十九年度予算は言われてきている。今の話は道路の特定財源であります。いつの間にか特定財源として取つたものがあちらにもこちらにも目的税としてある。その特別会計の収支のためにまた税金を上げる。何だかいつの間にか一般財源としてあるべきものが特定財源と目的税的なものになっていってしまつて、そうしてそちらの会計のためにまた税金を上げるといふ、何か非常に納得しがたいものがあるわけなんです。今特別会計が五十兆、一般会計と並ぶぐらいにありますが、そういうことから考えると、これは全体的に見直しをいたしますか、何か洗つてみないと、戦後の大きな転換期にきているような気が私はするんです、今までの中で。

そこで私は伺いたんですが、今のようないくつかの関係を一度一般財源としてどう取り扱うべきかというのを本場に本格的に考えないといけないところへ来ているだろう。そうして一般財源としてどう持つていくか。いろんなものの調整金とかそういうものもございまして。そういうすべての税負担してきたものも含めてこれは考えなきゃならぬだろう。一般会計の部分についてのみの議論がほとんどでございまして、そういうもの、そういうもの、今の特定財源も全部そこへ入つてくるようになれば目も通りますし、私はそういう点で目的税のあり方、特定財源のあり方というものを本格的に考え直していかなくちゃならないところへ来ているんじゃないかというふうに思ふんです。何か母屋の方が軒先につぶされるような感じの会計制度になつては終わりでございまして、この点についてどうお考えか。

○国務大臣(竹下登君) これは御指摘にありますとおり、特定財源制度というのは本当は資源の適正な配分をめぐります、極端な表現をしますと、それから財政の硬直化にもつながることでございますので、その妥当性については絶えずこれは見直していくべきことは言うまでもないことです。ただ、今度御審議いただいております石油税の問題もございまして、エネルギー対策とか道路整備等の現況から見ますと、その関連性からいって、特定財源としてのまた意義を今日はまだ十分果たしておるんじゃないか。それで別の角度から、これは財政全体からいえば色のつかない財源が好ましいことであるけれども、時には、国民の皆さん方に負担を求める際は特定した方が国民の皆さん方に理解も得やすいと、こういう議論も依然として存在しておりますので、私もこれ、これは基本的な問題として絶えず見直していかなくちゃならない問題であるという事実認識は十分にしておるつもりであります。

と。それから財政の硬直化にもつながることでございますので、その妥当性については絶えずこれは見直していくべきことは言うまでもないことです。ただ、今度御審議いただいております石油税の問題もございまして、エネルギー対策とか道路整備等の現況から見ますと、その関連性からいって、特定財源としてのまた意義を今日はまだ十分果たしておるんじゃないか。それで別の角度から、これは財政全体からいえば色のつかない財源が好ましいことであるけれども、時には、国民の皆さん方に負担を求める際は特定した方が国民の皆さん方に理解も得やすいと、こういう議論も依然として存在しておりますので、私もこれ、これは基本的な問題として絶えず見直していかなくちゃならない問題であるという事実認識は十分にしておるつもりであります。

○鈴木一弘君 目的税を全部やめてしまふとか、そういうことを言っているわけじゃないと、その点については何か心配ということでございます。その点については、そういう根本的な命題としてこれは考えていただかなくちゃならないということでも申し上げているわけでございますから、その辺が果たしてきた役割とか、目的税の持つてゐる、また国民に理解されるという、そういうことはもちろん認めた上の議論ですので、この点のところは誤解のないようにしていただきたいと思います。うんですが、そういう会計制度そのものというものはどうお考えですか。

○国務大臣(竹下登君) 特別会計、これは整理合理化すべきものであると思つております。今度お願いすることになります。特別関係の特別会計でございます。その節また御議論いただくことになろうかと思ひますが、これも三年ぐらい議論をいたしました。今度御審議をお願いすることになつております。そうした問題は別として、もとより整理合理化の方向で進めるべき課題だというふうな考え方を基本に持つて進めてきております。

○委員長(伊江朝雄君) 午前の質疑はこの程度に

とどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(伊江朝雄君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、石油税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び所得税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木一弘君 次に、今度は投資減税について午前中に引き続き伺いたいと思います。

今回の設備投資減税は、エネルギーの利用効率化投資促進税制、それからテクノポリス促進税制、さらに中小企業メカトロニクス減税、この三本柱から成っておりますが、この投資減税実施による需要創出効果をどのように試算しているか伺いたいと思います。

○説明員(藤原武平君) お答えいたします。

投資減税の投資誘発効果につきまして、計量的に正確に把握することはと困難なところもございますけれども、一定の仮定のもとに試算をいたしましたところでは、昭和五十九年度に創設する予定となっております設備投資減税につきましては、約四千五百億円の投資増が見込まれ、この結果、波及効果等も含めまして名目GNPは少なくとも〇・一%強押し上げられるのではないかと考えております。

○鈴木一弘君 我が党は従来から中小企業中心に投資減税の拡充を求めております。前回も、前にもどこの委員会か忘れましたが、申し上げたことがあると思いますが、開銀の設備投資研究所が出したこの計算によりますと、日経NEEDSマクロモデルを使って計算をしておりますが、これを

見ると、投資減税によるものがGNPの引き上げについても効果は大きいし、また収増についても大変効果がある、回収率等を見るとやはり非常に高いということが見られております。

そういう点で、これからの投資減税というものが、公共投資との関係でも投資減税の効果の方が大きいということがはっきりしているんですが、今回の財政当局は投資減税について大変消極的である。税制もその実施は慎重に対処すべきとしておりますけれども、民間活力導入ということをお気になつて考えていくと、これはそう消極的になつてはいけなしいし、導入の点からも否定してはならない問題だろうと思つております。我が国の法人税の九〇%強を占める中小法人の投資を促す必要が私どもはあると思つております。その点で本年度は六百億円となつております。中小企業中心の投資減税の拡充ですね、これは初年度五百二十億、平年度六百億ということですが、一十億円の規模にまで近づける必要があるんじゃないか、これは再考する意思はないかどうか伺いたいと思つております。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる投資減税の問題につきましては財政当局は消極的という表現でござい

ますが、投資減税の一番の問題点というのは、これは投資減税が行われたから投資されたものであるか、あるいはそれがなくても、企業の自己責任の中で将来の企業のあるべき方向は決めるかという、企業の当事者自身でございまして、ただに、そういう投資減税がなくても行われたものであるかもしれないという点から考えてみましても、その評価は非常に難しい点が多かろうと基本的に思つております。したがって、投資減税ということに対しては、産業界自体から見た場合は、財政当局は消極的だなど、こういう印象を与えるということは、私はそのとおりではないかというふうに考えております。したがって、そういう政策税制とそれの需要の喚起の波及効果等々総合的に判断して結論を出したのが今度のきりぎりの措置ではないか。中小企業対策という点からとらえた税制そのものであるというふう

に理解をしております。

○鈴木一弘君 この日経NEEDSマクロモデルを使った分析の結論を見てみると、一兆円の投資減税をやつていくと、五十八年度に一兆円投資減税をやれば、五十八年から六十一年度までの四年間で、民間設備投資を一兆九千八百六十億円ふやし、GNPを二兆八千五百十億円ふやす、国税と地方税合せて税収が九千三百十億円増加するといふ、そういう計算が出ております。こういうことから一兆円の減税で九三・一%の税収の増ということになるわけですから、そういう点では公共投資よりもはるかに景気を押し上げる、あるいは上げていくということに大変いいということがこの計算モデルを見るとわかります。五十八年に一兆円やつた場合もこうなつておりますが、五十九年にやつても、同じような結論が恐らくこのモデルで計算すれば出るだろうと思つております。そういう点から言つて、減税によつて誘導していくことの方が私は効果が大きいような気がしてならないんです。そういうことが非常に大事な点と考えられるんで、今回は私は何か六百億円じゃ少ない、一千億でも少ないような気がするんですけど、これは大臣に、大変恐縮ですが、もう一度その点考えてみる必要はないですか。

○政府委員(梅澤節男君) 大臣答弁の前に、大臣の先ほどの答弁とはほぼ同じことを申し上げるわけでございますが、ただいま委員が御指摘になりましたように、日経NEEDSモデルによる分析のほかに、学者の方でそういった分析をしていらっしゃる方が何人かいらっしゃるのを承知いたしております。

そのポイントには、先ほど大臣答弁にもございましたように、例えば一単位の投資減税を行った場合に何単位の投資が誘発されるかという前提に立つてマクロモデルを動かすと、確かに理論的にはそういった効果があらわれるということなんだろうと思つておりますが、まず実際問題として、たしまして、そういう投資減税の税制を仕組んだ

ことによつて一体どれだけの投資が誘発されたかということとは、これは恐らく弁別は不可能だろうと思つてございまして、税制の仕組みといたしましても、結局は、トータルその年度の投資額に対して根拠から投資減税なり特別償却を与えるということになりますと、実はプラスアルファだからこそ一単位で済んだ財源が、根拠から財源が必要になるわけでございまして、現実問題としてはその財政資金のコスト・ベネフィットから言いますと、必ずしも投資減税が非常に効率的な投資誘発政策であるということとはなかなか言いにくいという話がございます。

それから一番徹底した投資減税の制度を持つておりますのはアメリカでございまして。これは一九六〇年代に当時時限措置として設定されたものが、七〇年代、八〇年代に続いて既に恒常的な投資税額控除の制度になつておりますが、アメリカと日本とをその投資規模で比べました場合に、恐らくは日本の場合は今GNPに一七%ぐらいのシェアを持つておると思いますが、アメリカは恐らく一〇%前後だろうと思つてございまして。

で、アメリカは、投資減税があるからこそアメリカの投資は今あそこまで来ているのが精いっぱい、あれがなければもっと低いという議論もあり得るのかもしれませんが、過日アメリカの財務省の税制担当者が参りましてフリーディスカッションしたことがございまして、私は率直に彼らに、アメリカの現在の投資減税なり、それからもう一つは税額控除のほかに加算償却をレীগン政権になつてから導入いたしました、その効果についてどう思ふかと言いましたら、率直なところ効果についてはわからないと。したがって、この種の税制政策を導入するときは、税制担当者としては非常に慎重であらなければならぬということ、非公式ではございますが、そういうことを申し上げましたということをつけ加えさせていただきますと思つております。

したがって、一般的な形で投資減税というのはいかなるかむずかしい。したがって、今回御

提案申し上げておりますように、例えばエネルギーの効率化を促進するとか、あるいは中小企業の電子機器を利用したような高度技術設備の導入を促進するといった、そういう個々の政策誘導としては非常に意味があると思ひますけれども、一般的に投資減税というのは財政当局なり税制当局としては慎重にならざるを得ないと、こういうことでございます。

○国務大臣(竹下登君) この間予算を提案する際、河本経済企画庁長官からも、私と党の責任者に対して、言ってみれば、税制調査会等はどちらかといえばその年の税のあり方についての答申を出す、開店休業になりがちだ、したがってこれと自分としても主張した投資減税等も含めてひとつ基本的な議論をしてみてくれぬかと、こういう要請がありまして、それは素直に我々も受けとめておるところであります。

したがって、今基本的に申し上げますように、確かに財政当局は投資減税については非常に慎重で、基本的に慎重であります。今度お願いしておるのはまさに個々の問題であります。若干景気が緩やかになら上向きになって、それが定着しつつあるという認識のときに、さらに心理的效果もありはしないかという議論も十分踏まえつつ、これからの引き続いて勉強していかなくやならぬ課題だという問題意識は持っております。

○鈴木一弘君 今回の三本柱の一つであるテクノポリス促進税制について、他の二つに比べて三〇%の特別償却のみしか認められておりません。この理由はどこにあるのか。

また、具体的なテクノポリス地域は当面、この二月十日に指定方針を決めた十五道県の十四地域になると思ひますが、その指定や地域決定に当たっては誘致運動が先行し過ぎて、企業進出がどの程度になるか危ぶむ声もあります。確かに視察に参りますと、テクノポリスで浮かれていたばかりで、中身があるのかどうか、将来どの企業が来るのかということの見通しもつかない、立地条件も

ようわからぬというような感もございます。そういう地域もあります。通産当局あるいは財政当局は見通しについてどういふふうに思っているか、この二つを伺いたい。

○政府委員(梅澤節男君) 前段の問題については私の方からお答え申し上げます。後段の問題につきましては、具体的な産業政策上の問題でございますので、通産省から後ほど答弁をいたしたいと思います。テクノポリス地域におきまして投資につきましては、御指摘のとおり、特別償却制度だけにとどめておるわけでございます。税制の減税のフェイバーとしては非常に手厚いものでございます。ということは、反面、それだけ制度の創設には慎重でなければならぬわけでございまして、それだけの効果でもって誘導しなければならぬ政策に極力限定しなければならぬというのが基本的な考え方でございます。

ところで、テクノポリスの今回の特別償却でございますが、これは当該地域に高度技術産業が誘致されると、その場合もこれは通産省と十分調整の上、ワンロット十億円以上の大きな投資を誘導するという考え方に立っておりまして、しかもその対象は、したがって機械装置だけではございせん、建物も償却の対象として取り上げるといふ大規模なものを考えておりますので、そういったしますと、税額控除ということではなくて、特別償却だけで十分誘導効果が期待できるというところで税額控除制度を避けておるわけでございます。

○説明員(小林博君) 先ほど先生が御指摘いただきました、テクノの計画が上滑りになっていくのではないかという御指摘でございましたけれども、テクノの計画自身は企業誘致のみに依存する考え方ではございませんで、地域の企業の活性化という点にも力点を置いておるわけでございまして、現実には昭和六十五年までの目標におきまして企業誘致の依存度でございすけれども、全地域を通じて二割程度という状況でございす。

それから企業誘致そのものに関連いたしました、租税特別措置をお願いしておるわけでございすけれども、既に五十八年あるいはその前の五十七年におきまして、テクノポリス候補地域におきまして企業誘致の実績といふものが、大変に上がつてきておりまして、従前のものに比べますと、地元の自主的な企業誘致努力あるいはいろいろな意味での体制整備というものが相まちまして非常に実績が上がつてきているという状況でございす。したがって、今回の特別償却を実現していただくことによつてさらにその動きが活発化したしまして、当初の目標を達成できるというふうには我々は確信をしておる次第でございす。

○鈴木一弘君 それは確信しなければいけないことでしようけれども、実際地元の地場産業の活性化はよくわかります。しかし、何か現実のところを見ていると、飛行場の近くでなければならぬと、いろいろな点で指定されたからといってうまくいくというんじゃないという感じがしてまいりますので、この辺はこれから十分見ていきたいと思ひます。

それから、もし思ふような企業進出が見込めない場合には、税制の中身をより促進していくというふうな弾力的な考えはありますか。

○政府委員(梅澤節男君) これは六十年以降毎年の税制改正に当たつて私どもは同じ作業過程を繰り返しておるわけでございますが、その時点におきまして産業政策上のいろんな観点から、税制上の問題について関係当局と話し合いを重ねながら、必要なものについて対処をしていくということとで従来もきておるわけでございます。具体的に今後の構想等については伺っておりませんので、どういふ方向であるかということも税制当局からただいま申し上げるという段階にはないわけでございす。ただ企業関係の租税特別措置については、極力政策効果の期待できるものに限定して厳密な制度の創設なり見直しは必要であると考えております。

○国務大臣(竹下登君) テクノの問題というのは、今いみじくもおっしゃつたように、地方へ参りますと、ある時期テクノブームというような感じがしたことは私も同感であります。これはいささか懐古に尽きますが、どこへ行つてもテクノポリスの陳情があります。そうすると、大体言われるのは飛行場も近い、土地もある、水もある、人もある。そうするとすぐ頭の程度がついていけるか、こういうようなことを冗談で言つておる人がございましてけれども、いろんな工夫をした地場産業の問題等で組み立てられておることに対する期待感が我々も強いだけに、今度こういうものを御審議いただいておりますので、今後の推移を見きわめなにか問題だというふうな考えております。

○鈴木一弘君 建設省が見えておると思ひますが、今度住宅促進税制の一環として、二年間限りでありますけれども、住宅取得資金に贈与税の特例が認められております。このことで最初に建設省に伺つておきますが、このような特例を認めるよりもむしろ、私の方では、今回の税制改正でも二年間延長が提示されている住宅取得控除の内容充実の方が社会的に望ましい、こう見ているわけですが、この贈与税の場合、それからこちらの住宅取得控除の場合、住宅建設に与える効果を伺いたしたい。

○説明員(内藤勲君) お答えいたします。ことしの五十九年度税制で行われます生前贈与の特例制度につきましては、御承知のとおり、三百万円までの贈与については非課税、五百万円の場合であっても現行では百三十六万円の税金が二十万円になるということで、住宅建設促進に与える効果は相当のものがあるように思ひます。

それから住宅取得控除制度でございす。昨年大幅な改善を見まして、民間の住宅ローンを借りて住宅を建てる場合に最高限で年十五万円、三年間の適用期間がございすので最高四十五万円の税額控除という、そういうことになりまして、それも大変な効果があつたと思ひます。

どちらの制度が効果があったというのはなかなか判定しにくいことだと思ひまして、またその制度の趣旨も若干違つておりますので、私もはそれれに効果があり、両方相まつて住宅建設の促進の効果があると、そういうふうには判断しております。

○鈴木一弘君 具体的戸数はわかりますか。

○説明員(内務卿) 戸数につきましては、なかなかその前提の置き方とか推計の方法で大分違つてくると思ふんですが、今年度の贈与税の特例に關しましては、私もはおおむね三万戸程度の建設増が期待できないかと考えております。

それから昨年行いました取得控除の改善につきましては、これは昨年の私どもの試算では少なくとも一万戸程度の戸数増が期待できるのではないかと、そういうふうには考えております。

○鈴木一弘君 これは今の贈与税の特例のもので、五分五乗方式をとる。山林所得等は今までやつておりますがね。しかしそれは長期間に及ぶ所得の発生が一時的にばんと出るといふことから、こういう五分五乗方式をとつてきて平準化したといふことでございまして、確かに累進税率が緩和されるということではあるんですが、けれども、こういう贈与の場合ですと、これは不所得的なもので、長年のものが一遍にばんと来るわけじゃありません。そういう点で課税を緩和するといふことは、税体系そのものとしては新たな不公平を生じるという心配はありますね。

○政府委員(梅澤節男君) この種の贈与税の特例を考えます場合に、ただいま委員が御指摘になりましたように、贈与税といふのはあくまで相続税の補完税でございまして、相続税の税体系なり相続税の税体系の枠組みを崩すような、そういう不公平なものにならないように配慮することが大変大事な点であると思ひます。しかも、これも御指摘のように、今回の五分五乗の場合、山林所得の五分五乗の場合と趣を異にするわけでござい

ます。今回の考え方は、うちを建てるときに、例えば

親御さんからそういう建設資金の一部あるいはローンの頭金のようなものが贈与されるというケースが間々あるわけでございまして、それを一遍に贈与される場合の税負担に比し、それを何年かに分けて贈与するとそれだけ税負担は軽くなる。しかもそれは合法的な節税行為でもあるわけではございません。したがって、今回の五分五乗というものは、仮に一括して贈与された場合ではなくて、分割された場合五年分が例えばまとめて贈与されたという前提に立つたわけでございまして、したがって、現行の六十万の基礎控除部分の五分分、三百万を基礎控除いたしました、しかもそれは贈与額が幾らでもよいということではございまして、五百万というところで頭打ちにしてございまして、その分を五分五乗いたしました。なおかつ次年度以降新たな贈与が行われれば、その場合は、その五分の一ずつは贈与があったものと仮定して上積み計算をするということを取り戻していくという建前にしてございまして、それからもう一つは、この特例を受けられる人は年所得五百万円以下という所得制限も設けておりました。世上余り不公平な利用をされないようにということであると考えて御提案を申し上げておるわけでございまして。

○鈴木一弘君 最後に、この問題でせっかく建設省に來ていただいておりますから伺いたいんですが、最近新聞紙上で見かけるいわゆるリースマンシヨンの投資、これが節税といふことでえらい宣伝をされて、税制の持つ中立性から見れば、節税だけが強調されるということでは宣伝の仕方としてはどうかという感じがします。サラリーマンの間では完全に所得がガラス張り把握されておりますから、少しでも重税感から逃れようといふこととから確かにこういうところに行くんでしょけれども、長期間持っていれば資産の価値も大きく落ち込んでくる。投資をすることが悪いと私、言いませんけれども、税制上の利点だけが強調されて宣伝の具に供されるという点は問題があると思ふんですが、この点はいかがでしようか。

○説明員(齊藤衛君) 先生御指摘のとおり、最近のリースマンシヨンの中には、その一つのセールスポイントといたしまして節税効果をうたつたものが見受けられております。ただ、その前提をいろいろ見てまいりますと、将来の物価あるいは金利の動向等を見てまいりますと、極めて不確定な要因があるわけでございまして、したがって、そういう販売方法の中に消費者の方々を著しく誤認させてしまふというふうなものがあつたから、これはもう事実をよく調査いたしました、宅建業法に照らしまして適切に指導をしてまいりたいと思つております。

○鈴木一弘君 終わります。

○近藤忠孝君 国税通則法百六十六条に關する午前中の質疑の中で、課税庁は第三者の立場にあると、こういう発言がございました。この意味は、その前後の脈絡から見まして、普通の国民よりは一段高いところに課税庁がある、こういう趣旨にとれるわけであります。これは国民主権の憲法の理念に反する発言であり、考えたと思ひます。國民主権の立場に立つた申告納税制度、それはその申告によつて確定するわけです。法に違反した申告あるいは申告しない場合に初めて税務署が措置をなし得るということですから、それに対する不服申し立てがあつた場合、そして訴訟になればこれは課税庁も一当事者ですね。今回のこの国税通則法百六十六条の問題は、その一方当事者である課税庁が、それこそ第三者である裁判所に対してこういう審理をせよと言つて裁いてもらう相手の手を縛ろうといふ、そういうものなのであります。そこで、私は改めてこの部分を分離撤回することを求めたいと思ひます。

そこで、理事会では先ほどこの直税三法について本日質疑を終局して採決に入るといふ決定がなされたわけでありまして、私はその措置には絶対反対である、このこともこの機会に表明しておきたいと思ひます。そこで、大臣、一昨日以来一言も私の質問に対しては発言なかったんですね。後で聞いてみた

ら、ちよつと難かし過ぎるというんで、一番易しい質問をいたしますので、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

丸谷議員が言つた、国税通則法百六十六条が憲法の趣旨に合致しないといふ日弁連の意見に謙虚に耳を傾けると、こう大臣はおっしゃつたわけですね。それに關してお伺ひするわけですが、その謙虚に耳を傾けるといふことは、税務訴訟においては當事者対等の原則を尊重して、税務署長などが課税処分基礎となつた事実の主張を行うに当たっては、あつた限り具体的に事実を特定してこれを行つて、主張の変更によつていたずらに訴訟の遅延などを来すことのないように配慮すると、そういう趣旨だと私は思ふんですが、ひとつ謙虚に受けとめた大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) 日弁連といふのは大變權威のある団体だといふ認識は持つております。會長さんといふのは、あれは一年交代で、去年から二年交代になりましたか……

○近藤忠孝君 時間がないので、大臣、端的に。國務大臣(竹下登君) 日本である程度有名な選挙制度でございまして、したがつて、そういう權威のあるお方がこうした席上で御発言なされたことには、当然謙虚に耳を傾けるべき問題だといふ理解を私は申し上げたわけでございまして、○近藤忠孝君 これは丸谷議員からも指摘があつたように、税務署の方が勝手にどんどん主張を変えていたり、そういうようなことがあつたやうな、それに対して、そういうことはしないといふことですから、今私がお聞きしたような納税訴訟をきちつとやつていくという立場はそれとお

りじゃないでしようか。

○國務大臣(竹下登君) そういうことには謙虚に耳を傾けるし、元來丸谷さんの主張そのものも、いつも徴税とか課税とかいふ立場にあらずして、税務職員といふのは納税者の、タックスペイヤの立場に立つて対応するといふ姿勢を貫くべきだと。それは訴訟によらず、すべて原則として

○近藤忠孝君 次に、二百三十一條の二の第二項についていろいろ議論がございまして、せっかく帳簿の記帳を義務づけただけでも、その帳簿を検査しない場合があるという、その点について「帳簿の検査を困難とする事情」ということについていろいろやりとりがあったんです。私はいろいろ各地を實際に調査しております、税務署員の方のみならずこの帳簿の検査を困難にしている、そういう実情をしばしば見るんです。例えば守秘義務に關係しないような場面でも、たまたまそこに人がいる、しかもその人というのは納税者本人が立ち会いを求めている人ですね。それだけで調査もしないですぐ反面に入って、そして推計課税と。こんな場合、例えばクリーニング屋さんに行ったら、店先にお客さんからとったいろいろデータがあるんですし、それを見れば全部わかるんですよ。ところが、たまたまもう一人そこに人がおったというところで見ないで帰っちゃう。そして推計課税と。こんなことが行われているんですね。まさにこれは「検査を困難とする事情」という現場の状況を国税庁ないしは主税局のお偉方はよく御存じなために、そんな議論をするんだということをお私に指摘をしたいと思います。答弁要りません。

そこで私は、そういう状況がいろいろ行われているということで、最近大蔵省に対して大変厳しい二つの判決がありましたので、その関連で質問をしたいと思います。

一つは、つい最近、三月二十二日、京都地方裁判所で、原告小島信吉さん、被告は国。その損害賠償事件で、税務署員が調査のために、原告の意思に反して内庫のとめ金を外して無断で店内に侵入したのを違法であるとして、金額は十万円でしたけれども、慰謝料の支払いを命じたわけです。小島本人もこの間井上次官に会っていただきたましまして、井上次官からも温いお言葉をいただいて帰りましたけれども、私はこういう違法調査の、あるいは不当調査の事例というのはほかにもあると思うんです。今まで私はあちこちで不当調

査の事例などを聞きまして、實際税務署へ行つてその点を指摘しまして、そういうことではない、あるいは我が部下がそういうことをすることはないと信ずると。これは大臣も、この間私が予算委員会でも聞いたならば、ないと信じますというようになことを言っておりましたけれども、言つて片づけちゃうんです。こういう判決が出まして、税務署は先ほどの第三者で一段上だという、そういう考えの結果こういうことが現場で起きておるので、これに対しては、それこそ謙虚に受けとめ、判決ですから、控訴などしないように、これは大臣の決意、それこそ謙虚にひとつこの判決を受けとめていただきたいと、こう思うんですがどうですか。

○政府委員(渡辺幸則君) 大臣がお答えになります前に、技術的なところから私の方から申し上げさせていただきます。

今の小島事件でございしますが、おっしゃるようなことで、損害賠償十万円という御判決を京都地裁からいただいたわけでございます。私も聞いたしましては、これはこの納税者に税務署員が初めて行ったということではなくて、何回か接触をして、しかも御本人が不在でございしたので、その不在を確認するというところでその住宅の中へ一部入ったということでございします。今、具体的な点につきましては、係争中のものでございしますのでコメントを差し控えていただきたいと思います。存じますが、そういうことでありますので、目下控訴につきましては、法務御当局とも相談をいたしまして協議中でございます。

○近藤忠孝君 この判決の中では、税務署のそういういわゆる言い分、例えばこの本人が税務調査に非協力的であったというような状況まで、実際はどうか知りませんでしたけれども、そういう税務署側の事情も十分踏まえて、そういう事実があったとしても、実際かぎをこじあけて入っちゃったんだからそういうのは違法だよということとで、一般にいろいろ納税者との間でやりとりあるんですが、しかしそういう中でも、こういった

ことはしちやいかぬという一線を決めた判決だと私は思うんですね。

それで、法務当局と相談というんですが、この間、私カネミ事件で法務大臣に会いましたら、法務省は代理人だつて言うんです。だから農水省なり厚生省の意見で私は動きまゐると法務大臣は言っておるんで、結果的にはこれは竹下大蔵大臣の判断にかかると、問題で、どうですか、こういったものも控訴はしないところで言つたら、大臣、株上がりですよ。どうですか。

○政府委員(渡辺幸則君) 一点、二点さらに補足させていただきますが、判決の中で、この事件で税務職員が原告の家の中に、調査資料を収集するとかあるいは家宅捜索をするとか、そういう目的で入ったのではないということは確認されているわけでございます。あくまでも御本人の不在を確認するために入った。ただ、その入った行為の当否がどうか。かけ金を外して入ったということとでございしますが、現場の作業場の入り口までや距離がある。そのところを声を外からおかけしても本人がいらない、御返事がなかったものでございしますから、前二回の臨場の経緯にかんがみましてそこまで入ったという事案でございします。

具体的な事案に即しましては、ただいま申しましたように法務省とまだ協議を了しておりませんので、御相談をさせていただきたいわけでございます。

なお、それとは別に、税務職員が一般的に調査に当たりまして、これは社会的相当な行為の範囲内にとどめなさいいけないということは私も重々承知しているわけでございます。

○近藤忠孝君 大臣からはお答えはないようですね。ありますか。

○国務大臣(竹下登君) 裁判の問題は、これは個別的問題、個別事犯として私も詳しく知っておるわけではございません。税務職員の一一般にあるべき姿というのは、私も、今直税部長からお答

えしたとおりであります。裁判自身の問題は、これは法務省の訟務局というところが、新たに部から上げましたが、そこでいろいろ査査するといふ仕組みになっておりますので、そのまだ相談もしてない状態のようでございますので、それはこれからの問題だと思っております。

○近藤忠孝君 せっかく大臣の株を上げてやろうと思つたのに、ちよつと残念でした。

そこで、第二の厳しい判決は二月二十七日です。熊本地方裁判所で、ネズミ講の判決で国敗訴の判決が下りました。原告はこの破産管財人で、中身は、天下一家第一相研の実体は内村健一個人と同一視されるべきで、権利能力なき社団としての法人税の課税は違法であるという判示です。ネズミ講の被害も本当に気の毒な皆さんの事例があります。中身の紹介は省略します。

そこで、これについて国が払うとなると恐らく約百五十億円ぐらい返さなきゃいかぬじゃないか。結果的には、この被害者の皆さんはもうあと余り財産ないんで、この百五十億が国から返ってくるのを期待して破産事件を進めておるんですね。だから、国が争っていることが被害者の救済をおくらせておることにつながっていく。今までこういうものを放置してきて被害者を拡大させた国としては、これは本来は控訴すべきではなかったと思うんです。この点については、先ほど直税部長から権利能力なき社団についての最高裁の判例について紹介がありましたね。私は、それが大蔵省としては権利能力なき社団かどうかの判断基準だと思つて。どこに一体不満があつて控訴したのか。どうですか。

○政府委員(渡辺幸則君) いわゆるネズミ講事件の判決についてのお尋ねでございます。どこに不満があつての控訴かというお尋ねでございますが、これは法律問題、事実問題、いろいろあるうかと思つておるわけでございます。

法律問題に即しますと、ただいま先生御指摘になりましたように、この判決は第一相研というものが人格なき社団ではないと。したがしまして、

すべての所得は内村氏個人に帰属すると、そういう立場からの御判決でございます。しかしながら、この理由とされまるところは、会員の資格の得喪その他の問題をめぐりまして、いわゆる開かれた社団と申しますか、そういった見地からの御見解が一つあるかと思うわけでございます。

また、事実上即ちして言いますならば、私もこの訴訟においていろいろ主張を展開いたしてきたわけでございますが、そういった主張にもまた再検討すべきものがあるであろうということを考えておるわけでございます。

この点につきましては、係属中の訴訟の個別的な攻撃防御の方法に關しますので、ちょっと私の方から今の段階でここで申し上げるのは差し控えていただきたいと思います。大體権利能力なき社団かとかくそういろいろな方面の争点につきましてさらに高裁の御判断をいただきたいと思うわけでございます。

なお、私も、こうは申ししても、このことが被害をお受けになった方に対しての同情を課税当局が全然持っていないということではございません。私も社会的、常識的にこういう方には同情すべきであると思うわけでございます。一方、課税当局といたしましては、発生しました所得に対しては、適正に課税をしなければいけないという立場でございます。

○近藤忠孝君 これは私は、課税庁は取れるものは何でも取る、取ったものは絶対返さないという結果の反映だと思ふんですね。印紙が、控訴の結果、第六号事件では九百二十六万円、第七号では三十七万二千円の印紙ですね。大變な印紙です。しかしこれだけの印紙を張って、これから時間かけてやっても勝ち目ないんですよ。先ほどのあなたが引用した最高裁判例に従ったネズミ講の実体につきましてはたくさん判例があるんです。長野地裁、昭和五十二年三月三十日。それから熊本地裁、五十三年十一月八日。静岡地裁、五十三年十二月十九日。さらに五十五年七月十八日、そして今回の判決。実体をつぶさに見、そし

て最高裁判例の基準に従った結果、いずれもだめなんです。大臣、絶対勝ち目ないんですよ。

この訴訟の中身で、国の主張を聞いていますと、どうやら控訴理由らしい控訴理由あるいは争う理由は、内村健一が天下一家という社団法人で申告したんだから、今さら、一たん申告したものを実体が違ふからといって一回課した法人税を返すわけにいかぬと、そこにあるんですよ。こういう争いは絶対勝ち目ありませんよ。これほど判決も重なっている。

私がここで指摘したいのは、この勝ち負けももちろんそうですが、このように法人の概念、あるいは権利能力なき社団の範囲を勝手に解釈している。これは判決が重なり、最高裁判決があるにもかかわらず従わない。大體権利能力なき社団かどうかというのは民法上の概念ですよ。民法上の概念及び認定は行政庁は勝手にやっちゃいかぬですよ。それで、それは裁判所の判断に従う、これが当然なんです。これは積み重なっている司法の判断があるにもかかわらず争うのか。私は、これを昨日来問題にしている。きのうは、権利能力なき社団の業務に対する課税、その範囲がどんどん広がっているのじゃないか、そして記帳義務を課することによって本体にまで調査が行き、それに対する介入になるんじゃないかと。その可能性があるとこの答弁もありました。すると、これは、その考えや、そのもとである権利能力なき社団の概念についても、税務署は取るだけ取る、取ったものは返さない、こういう態度で臨んでいる以上、今回のこの納税環境整備、いろいろな記帳義務とか、あるいは国税通則法百六条問題、これでは国民は絶対納得しませんよ、こういう事例があるのだから。どうですか。

○政府委員(渡辺幸則君) 御指摘のように、この事案につきましてはいろいろの訴訟があるわけでございます。ただいま御指摘になりましたような幾つかの地裁段階での訴訟、それから内村健一氏個人に係る破産関係の抗告訴訟といったものもあるわけでございます。そういうものを私も承知

いたしておるわけでございます。しかしながら、こういう訴訟は被害者の方々と内村氏ないしは第一相研との間の訴訟でございまして、私も国が直接入ったわけではございません。もとより裁判所としては、大變慎重にいろいろな点から御審査になりました。第一相研というのは存在しない、内村健一個人あるのみだという御判決になったわけでございます。ところが、委員もよく御承知のとおり、裁判は事実の上に立つて法律判断がなされるわけでございます。

私もいたしましては、私もいたしましては、その事実の主張がある。それから被害者の方としては被害者の方としての事実の主張のあり方がおのずからおありになる。それぞれの利益に即して内村氏個人が所得を有しておいた方が有利か不利か、そういう点から見ましてそれぞれの主張がなされ、その主張の上に裁判所の御判断がなされるのが、これが弁論主義の現今の民事訴訟法の基本的な建前であらうかと存じておるわけでございます。

そういう意味におきまして、私もいたしまして、一通裁判所の御判断をいただきたいわけでございます。またこれは地裁に限らず控訴審まで事実判断、法律判断、さらには上告審まで、場合によりましては、そういう私どもの機会も与えられてしかるべきであらうかと思っておるわけでございます。

かつまた、委員がまさしく御指摘になりましたように、この訴訟に絡みますのは非常に巨額でございます。一面におきまして、この課税の適正性というものは額にかかわらず重要でございます。特に巨額な場合には私もとしては慎重にならざるを得ないわけでございます。所得は発生しておりますが、私も当初は内村氏個人に対して課税をいたしました。しかる後、第一相研が人格なき社団として成立したと認めてこれに課税をいたしました。今日ではもはや除斥期間を経過いたしましたので、第一相研に課税いたしましたものをさかのぼってこれは内村氏の所得ということで

課税することもかなわない状態でございます。さような状態でございますので、国全体の立場から申しまして、やはりもう一度私どもにも機会を与えたいだきたいと、かような意味で控訴いたしたわけでございます。

なおまた、最後の御指摘でございますが、人格なき社団かどうかはもとより司法御当局の判断でございます。私も行政庁が勝手にとやかくすべきものではございません。そういう意味でも、果たしてこれが人格なき社団であるかどうか法廷の場において適正公正な御判断をいただけたと思っておるわけでございます。

○近藤忠孝君 判断の機会をいただきたいということだと思ひ出すのは、被告がまだ最高裁が残っているということだ。無実を最後まで争ったのがあります。しかし、これほどの強大な力を持った、そして調査能力を持っている税務署がやったことが間違っておったと、一度ならず、さっき言ったとおり二度、三度全国の裁判所で判断されておる。しかも基準は、しっかりと最高裁の判例の立場に立つた事実認定ですね。で、司法の判断に従うと言っているんだから、それは従うべきなんです。にもかかわらずこれをやるということは、私はまさに先ほども冒頭触れましたけれども、要するに税務当局は国民より一段高いところにあるので、そしてその立場で進めていくんだ、税金を取りや国民のためにやるんだからと、そんなことを考えてこういう普通の常識じゃ考えられないようなことをやっているんだと私は思っています。

時間がなくなりましたのであと大臣に、また大臣が答えられる質問をいたしますが、基本的には関連をするわけです。この記帳義務法制化の問題は、これは申告納税制度の根幹にかかわる問題です。一日以来、主税局長の口からもしばしば申告納税制度の理念というものが出てまいったわけです。しかし、理念と言う以上、私は憲法の理念、国民主権に基づいた租税法律主義の理念からこの内容も吟味すべきだと、こう思ふんです。

そこで大臣にまゝお伺いします。

人権の歴史の中で、国家と国民の間の税金をめぐり争いが常に大きな問題であったということは御承知のとおりです。そこで、権力による課税に対する人民の抵抗の歴史が近代国家を生み出したものだというのが第一点ですね。

第二点として、イギリスのマグナカルタ、アメリカの独立宣言、フランス革命、これに沿って、これもそういう立場から出てきた革命ですが、わが国の憲法はこういう成果の上に立っているという認識をお持ちか。

第三点、国民主権、これを受けて憲法上も財産権の保障、租税法律主義、罪刑法定主義なども決めています。憲法第三十条は「納税の義務」となっておりますけれども、その主眼は「法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」、やっぱり「法律の定めるところにより」というところに主眼がある。そしてこういう立場から申告納税制度を考えますと、ともかく納付すべき税額が納税者の行う申告によって確定することが原則。さっき言ったとおりですね。そうだとするならば、記帳義務もそういう立場から考えられてしかるべきなんです。

ところが、今までずっと聞いていますと、主税局長の言う申告制度の理念なるものはその一部、要するに先ほど言った一段高いところに立って課税するという、そういう立場から記帳義務を持つのは当然だ、ないのはおかしいんだと、そういう態度なんです。私はそういう憲法上の理念も含め、申告納税制度についての大臣の所見をここでまとめて伺いたいと思います。

○國務大臣（竹下登君） 元来租税法主義である、これはよく存じております。そうしてまたこの納税の義務、これが存在しております。その納税の義務に忠実である国民、だれが一番みずからの所得を知っておるかといえば、考え方にみれば自分でありまして。その自分がより正確にみずから自身の所得を把握するために記帳というものはその有力な手段であるというふうに考えております。

す。したがって、シャープ勧告以来のいわゆる自主努力によるところの申告制度というものをより定着させる必要がある。それがためには、いわゆるこの環境の整備の中において義務づけられて、しかも特典もなければ逆に罰則もないという形の段階を踏むということが、皆さんが進んで奨励されておる青色申告の方向へ誘導されていく大きな機会を提供しておるというふうに私はこれを理解しております。

○近藤忠孝君 自分が最もよく知っているからということが申告納税制度の基本だと言っているが、それは私は一つの側面だと思っております。その面だけ強調すれば、ずっと主税局長が言ってきたような考えにつながっていくんですが、もう一つ大事なことは、国民主権の立場に立った申告納税制度ということ、単に賦課課税される対象じゃなくて、自分はこの国の主人公として国政に参加をする、しかも当然税金を納める、それは自分の申告によって決まると。要するに申告する権利ですね、そしてそれによって確定する、あとは間違いがあつた場合のみ初めて税務署にそれを審査したり修正できるという、それが私はこの申告納税制度の真髓だと思っております。その点についてのお考えを聞きたいと思っております。

○國務大臣（竹下登君） みずからの所得を最もよく理解する一つの手段としての記帳ということ、私は理解できると思っております。それによって初めてみずからの義務というものを自己責任としていくということでありまして、閣下近藤さんの考え方の背景には、いわゆる税務署を徴税官とし、課税官として、権力としてこれを意識しておられるところに私どもとの見解の相違があつて、むしろ国民に課せられた義務というものをより正確に本人の自覚意識の中に実行に移すためのいわばサバイブの機能である、その認識を変えることによって私どもの主張の正しさということが浮き彫りになってくるんじゃないかというふうに考えます。

○栗林卓司君 国税通則法の百十六条の改正問題がいろいろ不安を広がっているようであります。若干重複するかもしれませんがお尋ねをしていきたいと思つております。

今回改正をするに至つた理由として挙げられておりますのは、税務訴訟の場合にそろそろ終局の段階に立ち至つたところ重要な証拠がばらばらと出てくる。これでは訴訟経済から考えても何ともやり切れないので、今回こういう改正をしますということだつたように私は思ひます。

そこでお尋ねしたいのは、仮に例えば税務訴訟が行われて相当長い時間がたつて、終局の寸前に重要な証拠が証拠として出されてきたという場合に、現行法ではそれは処置できないんだという点についてはいかがですか、現行法の枠内では。

○政府委員（渡辺幸則君） 確かに委員御指摘のような場合が実際上税務訴訟においてあるわけでございまして。私も数は全部とつておりませんが、ございまして、異議の申し立て、審査の請求といった行政不服審査の段階を経まして訴訟が提起される。その訴訟が提起されてから三年、四年、それから長いときは五年以上もたちましてから突如、納税者の方から帳簿があつたというように御指摘をいただきまして訴訟が進行するというような場合がないではないわけでございまして。むしろ相当数あるわけでございまして。そういった場合の現行規定の対応の仕方といたしましては、これは恐らくは民事訴訟法百三十九条の運用が考えられるかと思つてございまして。「時機に後れた攻撃防禦方法の却下」という条文がございまして、裁判官が申し立てまたは職権によりまして、そういった申し立てを時機におくれれたものと認定をいたしまして却下をされるわけでございまして。しかし、この却下につきましては要件がございまして、まず第一に故意または重大な過失がないといかない、それから第二に訴訟を遅延せしめることがはつきりしておることがなければいけない、そういった要件があるわけでございまして。裁判所もこれは訴訟指揮その他の関係でございまして、私も必ずしも存知しておらないわけですが、非常に慎重にこの規定を運用されておるわけでございまして、従来まで私も租税訴訟に關します限りは、この規定が援用されたということは三例だけでございまして。

○栗林卓司君 そうしますと、民事訴訟法の今引用された百三十九条、これを積極的に活用していくと、だれが見ても目に余る訴訟の遅滞をねらっているような証拠提出については却下をする、いわばそういうことができるんだと、裁判官の訴訟指揮の実態を見るとなかなか機能していない、したがって今回こういう改正をしたと聞かれます。そうしますと、この改正の主眼というものは、裁判官の訴訟指揮に対してある指揮をする、ある方向づけをする、そこにねらいがあつたんじゃないか。

○政府委員（梅澤節男君） 端的には、現行の百十六条の「証拠提出の順序」の規定が活用されていないということで、この規定の整備というところで今回の改正をお願いしておりますわけでございまして。この百十六条のございましたものは、これはシャープ勧告に淵源があるわけでございまして、納税者は政府に対してみずからの方で立証すべき責任があるんだという勧告がありまして、それを受けた規定が所得税法に盛り込まれ、国税通則法ができたとして、それが通則法に移されたのがこの百十六条の条文であるわけでございまして。

この制度の活用がなされていないということ、は、訴訟指揮上、一つは現行の規定は課税庁の主張があつた場合に、そこで課税庁の主張が合理的であるという裁判官が心証を得られないと、この条文による訴訟指揮が発動できないということ、と、仮にそういう訴訟指揮が発動されても、今回お願いしておりますような民事訴訟法百三十九条にその訴訟指揮の効果がつけられておられないので、いわば有名無実と申しますか、せっかく訴訟経済等も勘案した規定でありながら活用されていなかった。ただいま委員がおっしゃいましたようなことも含めまして、ただそれだけではなくて、訴訟経済全体の観点から今回百十六条の規定の改正をお願いしておりますということでござい

す。

○栗林卓司君 訴訟経済が頭にあることは、それは私も異論がございません。ただ、この中を見ますと、「併せてその事実を証明すべき証拠の申出をしなければならぬ」と、この百六条の一項に書いてあるわけですね。この「しなければならぬ」というのは、別に罰則がついていないわけでもないし、これに従わなかったら別にどうこうということはないわけですね。ただ、「しなければならぬ」というのは、裁判官の訴訟指揮に對して有効にきくわけですね。したがって、これは訴訟指揮に対するある方向づけをしている法規でございます。従来ですと、「行政機関の長の主張を合理的と認めたとき」にはこうするものとすると、こういう書き方なんです。そうすると、裁判官がそういった心証を持った場合には、そうしてよろしいという意味ですね。今度は合理的であるというとなかろうと、その条件がないわけですから、合理的であろうと、いや合理的だという心証を持つと持つまいと、「事実を証明すべき証拠の申出をしなければならぬ」という、訴訟指揮をしなければならぬ、これが法律の現実の効果ですね。という改正案だと理解しても曲解ではないですね。

○政府委員(梅澤節男君) それは委員の仰せのとおりでございます。現行の百六条は、今おっしゃいましたように、裁判官の合理的であるという心証を得て初めて訴訟指揮が行われるわけでございますが、今回はそういう裁判官の心証といったことではなくて、課税庁の事実の主張があつて、それに対して、ただし今回の場合は原告、つまり納税者に有利な事実を主張するときは遅滞なくしなければならぬ。ただ、それを遅滞なく行わなかった場合等はどうかということとは、それは第二項に移りまして、それが民事訴訟法に言う百三十九条の時機におくれた攻撃防御の方法であるか否かは裁判官が御判断になる、民事訴訟法の規定において、こういうことでございます。

○栗林卓司君 今お触れになった二項が非常にギラギラと見えるんですね。百三十九条ですと、「故意又は重大な過失二因り時機ニ後レテ提出シタル攻撃又ハ防御ノ方法ハ」という条件がついてまして、それが「訴訟ノ完結ヲ遅延セシムヘキモノト認メタルトキハ」で裁判官の判断が入るんだだけ、これは文句なしに「攻撃又は防御の方法とみなす」と大胆に切つてゐるわけですね。ここまでやつてしまつて、問題は裁判官の訴訟指揮、いわば裁判官の心証、そこまで入り込んだ法律規定になると、やっぱり今いろんな方面で不安が出てくるのも無理からぬところではないだろうか。むしろこの二項というのは、仮にこの法律改正を是とする立場をとつてみたとしても、二項は要らないんじゃないか、蛇足ではないかという気がするんですが、あえてこれをつけ足した理由は何ですか。

○政府委員(渡辺幸則君) この規定の直接の效果につきまして、今委員がお尋ねのありました点につきましては、主税局長から御答弁申し上げたとおりだと思つてございまして。ただ、この規定の全体の意味合いというものは、もう少し広い見地から解釈することも可能かと私は思つておるわけでございます。

すなわち、訴訟におきましては、何といつても一番大切なことは、一つはフェアプレーということであり、もう一つは不意打ちを避けること、この二点だろうと思つて。あらゆる訴訟の仕組みが恐らくそういうものに即してでき上がつておるんだらうと私も思つておるわけでございます。そういう意味におきまして、従来の民事訴訟法百三十九条の運用その他にかんがみまして、大きな見地から当事者が、私も課税庁側が主張をいたす、それに対して原告の納税者の方が無理のない範囲で——無理のない範囲と申しますのは、責任に帰することができない事由がありますときは、一項のただし書きがございまして、そういうことをなさらなくてもいいわけですが、無理のない範囲で遅滞なく主張をなさる。それに対して私ども

がさらに主張していく。そういうような仕組みがいればこの規定によつて担保されるというところに大きな意味合いがある。また、私ももとよりしても、これは不意にいろんな証拠が出される、そういう不意打ちがありますと、私ももとよりしても、それに対応するだけの証拠とか時間が要るわけでございます。さらに訴訟が遅延するということになるわけでございます。

そういった観点からこの二項につきましてのお尋ねは、ここに限局すれば、委員の御指摘するところもごもっともでございますが、大局的な見地からそういった訴訟の遅延を防ぐための一つの枠組みということと御理解を賜るべきものではないかと存するわけでございます。

○政府委員(梅澤節男君) 委員がおっしゃいましたこの規定の文理的な意味をもう少し補足的に御説明申し上げますが、この二項にございまして「時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法とみなす」と、こゝまで書かなくてもいいんじゃないかという御指摘でございますが、この意味は、民事訴訟法百三十九条に規定する時機におかれた攻撃または防御の、あそこへ言う攻撃、防御の方法の問題ですよということでございます。で、そういうものとして却下するかどうかは、先ほどおっしゃいましたように、それが原告の故意、過失によるものであるかどうか、それからそれが訴訟を遅延させるものであるかどうかということとを総合的に判断されて裁判官が決定を下されるというわけでございます。この規定によつてすぐ却下されるという意味ではございませんから念のために。

○栗林卓司君 一項ですけれどもね、一項の後段のところ、**「ただし、当該訴えを提起した者が、その責めに帰することができない理由によりその主張」**云々と、こうありますけれども、「責めに帰することができない理由により」ということの中身は、故意によらず重大なる過失によらずと読みかえてもそう大きくは違わないんだということですか。

○政府委員(梅澤節男君) これも結局、裁判官の訴訟運用でケース・バイ・ケースということになるでございましょうが、理論的に言いますと、故意それから重大なる過失、場合によつては軽過失も入り得るかどうか、それは個々の訴訟の場面に おきまして裁判官がどう御判断になるかという問題であらうかと思ひます。

○栗林卓司君 ですから、民事訴訟法百三十九条の「当事者カ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ」云々という言葉を、この法律では全く同じところは別にしまして、大体において「責めに帰することができない理由により」と書きかえてゐる。書きかえて、この「前項の訴えを提起した者が同項の規定に違反して行つた主張」はこうみなすと、こうなつてゐるんですね。こう持つて回らなくても、百三十九条だけをもとにして、後は裁判官の訴訟指揮に従うとした方が素直だったんじゃないか。

一項については私も当然だと思ふんです。みずからの利益についてみずから挙証するのは当たり前ですからね。ただ、後段のところ、言葉は悪いんですけれども、裁判官不信がどうもちらちらしているという印象が強いものですから、裏返しで言うといろんな不安を高めるのではないかと思ひます。これはいろんな税務訴訟の実態を踏まえたことでもありますから、これ以上こゝでの議論を避けますが、法律というのはできるとひとり歩きをするものですから慎重な運用をぜひお願いをしておきたいと思ひます。

あと時間ありませんのでこれは大臣にお尋ねしたいんですが、実は国税職員の数の問題なんです。同僚議員も前から数が足りないではないかと。大臣からも、確かにそうなんです。しかし大蔵省というのは他に對して物を言う立場にある、みずから緩めるわけにはいきません。そんな中でも皆さんの御激励が一つの力になつております。今後努力してまいります。あれだけ努力をしてもこれまでは一けた、今回はやっと二けた。これではというお話がございました。その点でお尋ねをしたいと思います。

この委員会でも恐らくやがて附帯決議をつけると思います。で、人員については格段の努力を、特段の努力をしろという国会決議が従前もございましたし、今度も出ると思うんです。ということでは、超党派で決めるわけですね。税務職員の数が足りない。したがってふやさなきやいかぬ。超党派の意思が決議になるんです。これが実現しないというのはどういうことなんでしょうか。決議をしなげだんだんむなしくなってくる。今の総定員法の枠の中ではとにかく全体を縮減してこういうことでありますからね。必要な部分は特に伸ばして、要らないところは削ってということが含意であるはずなんです。今の行政の中では、そうは言ったって隣近所を考えながら歩かなきゃいかぬ。したがって数が足りないのはわかるけれども、やっぱりふやせないのだ。このあたりを同じように堂々めぐりをしていくしかないのだ。一体どうしたものでしょうという質問なんです。

○国務大臣(竹下登君) 栗林さんは非常に素朴な表現でなさいましたけれども、現実をついたそのとおりの心境を私自身も持ちます。

時に附帯決議というものが行われ、当然のこととして超党派で行われ、しかしそれが結果として、実りがどうあるかと言えば、期待をはるかに下回る実数であるということが間々あるわけであります。これは難しく言えば、いわゆる附帯決議は附帯決議であつて、それを体して最大限の努力をした結果、行政府としてはこれが限界であつたという、ことに尽きるでございましょうけれども、それで済むものじゃない、お互い政治家として。そこに難しい問題がございます。

私なりに、総定員法ができて、それから行政組織法ができて、あの当時の自分の過去を振り返ってみても、総定員法というのはある意味においては、大變画期的な法律であつたと思います。それが全体の定員を抑制するそれなりの効果は今日まで發揮してきたと思う。しかしその中におけるでこぼこ調整といふは、必要なものはふやし、必要でないという表現はおかしいので

すが、行政需要がそれほどないものは減していき  
く。こういうことをいろいろな工夫してやってみ  
ましたけれども、率直になかなかそれが現実の姿  
となつて出ていない。しかし見てみますと、例え  
ば米穀検査員の方々等に対するいろんな批判がこ  
ぞいしましたが、今日かなりそれは減る傾向にはな  
っています。

そのときに他省庁との配置転換を考えてみたらどうかというので、私もいろんなことを考えてみましたら、最初本当は期待をしていなかったことと、その米の検査員のおじさんを外務省が引き取ると。はてな、米の検査員のおじさん、ロンドン、パリで間に合うかなと素朴に思いましたら、旅券発行業務をやる際の判を押すことは、これは大変上手だということ、やっぱり人の使い方と、いうものも工夫によってあるものだと、そういう幾らかの感覚がありながら税務職員の場合にも、そのことをいろいろ考えてみました。

しかし今最も好ましい姿というのは、年齢構成もいろいろございますが、税務職員の方々はいわば税務大学校等で研修を受けて、そういう質的なものと年齢構成とが一致した場合が本当は一番いい。適当にこっちの職場からこっちへかえた場合、必ずしも機能しない、十全には機能しない場面もある。こういうようなお話を聞きながら、御声援を受けながらやと二けたというようにすることです。ですから、だからこれから先もこのことは、私もああるときある種の熱意を持っておっただけに、総定員法の天井を外すとか、あるいはその枠の外へ持つてくるということまで踏み切る実はまだ決心も自信もございませんけれども、そういうことを考えてもう少し工夫してみなきゃいかぬかなと、今度の財務局の定員減のときにも考えてみました。たまたま例えば私の庁でどうしてもそこにおりたいという人があるとすれば、むしろ税務職員の方へ異動したらどうだというようなことも実際は考えてみました。しかしそれについてはそれなりにまたいろいろな疑問が出てまいりまして、いわばその職場になじんだということ、給与体系の

問題とは別として、それで一応我々の内部の議論倒れに終わったという感じがいたしております。

だからおっしゃる表現こそ素朴でありますがおっしゃった意味をどういうふうにこれを現場で、我々が数の上であらわれるようにこれかから——時には自分と勝負するようになるわけです。大蔵大臣対国税庁を監督する大蔵大臣が勝負する。公安委員長さんが自治大臣を兼務しております。警察官の定員を要求しながら査定しております。それと同じような心境を持ちながら、私も回数が増えてまいりましたので、もう一工夫も二工夫もして、少なくとも国会決議の後のむなしささというようなものが残らないような努力はしていきたいことが私に課せられた使命だと、こんな感じでおります。

○藥林卓司君　もう少し言葉を足しますと、努力が十分だったかどうかというのはどの基準で判断するんだらうか。大体私はこういつた基準でいつも決めるんですが、人を育てるのに何年かかるか、一声国税職員も十年といっていますね。十年後の税制はどうなっているんだらうか。大臣、これまでの先輩大蔵大臣は歳出を考えていればよかかったけれども、今は税金、歳入だけでありますと言っていますが、十年後はもっとそうかもしれません。高齢化はもっと進む。しかも一声十年として人を育てるとしてだれが教えるのか。教える人たちは既にリタイアしている。こんな中で時間との勝負なんです。それで国会が数が足らぬよと言っているのは、実調率が低いということだけじゃないんです。時間の勝負であるのけたや二けたではだめだよという意味でしょう。そうすると、それは総定員法の天井を外すのか、枠外にするのか、方法はいろいろあると思います。ただ、自問自答して悩んでいるだけでは、結果としてサボタージュになってしまう。外交官とか国税職員というのは、たまたま両方そうですね、外交官というのは数をふやして仕事をさせれば、国にとって一番重要な情報を集めてくるんです。国税職

員というのは、勤勉な人たちが努力をすると、税負担の公平を確保してくれるんです。だから両方とも隣近所の心配しているのは理由にならない。

そこで、私のお願いは、こうなったらもう総定員法の枠から外してもらう、何らか思い切った対策をぜひ考えていただきたい。もう毎年これではこつちがやりきれませんという意味であります。

御答弁要りません。

○青木茂君　御質問申し上げます。

まず第一に、資料のことでございますけれども、私、前回の委員会で、今度の税法改正におきまして所得税の刻みを今まで十九段階であつたものを十五段階にしたんで、その場合それぞれのブラケットに何万人の人が張りつき、十九段階のときは何万人張りついておつて、十五段階になったらそれがどういうふうに移動したかという資料がいただきたいというふうにお願ひ申し上げます、当局の方から係の方が見えましていろいろ御説明をいただきました。非常に努力はしてくださつたわけなんですけれども、必ずしも納得のいくものがどうも出ていない。これは時間がなかったからそうなつてしまつたのか、どうしてもこれは立法政策の基礎になる資料だと思いますから、これからきちつとしたものをおつくりいただけるかどうかということ、まずそれが第一点でございます。

○政府委員(梅澤節男君) 前回の委員会で確かに青木委員からそういう御要請がございました。ただ、現在の私どもの税務統計におきましては、所得税の税率表にありますそれぞれのブラケットの所得ごとに税務統計をとっていないわけでございます。これは私どもが現在歳入見積もりの資料あるいは各種の納税人員あるいは所得額、税額の基礎として使っておりますのが、国税庁でやっております民間給与実態調査と申告所得税の実態調査、これはいずれも全国税務署を通じて階層別のサンプリングによりまして集計しておるものでございますが、これは技術上の問題がござい

例えば民間給与実態調査でございますと、税務署から今度は源泉徴収義務者にお願いをするわけでございます、一定の様式で。その場合に、課税所得ごとの集計ということになりますと、これは大変面倒なことでございますので、まずその場合には収入単位でとっておるわけでございます。

それから申告所得税の場合は、これは各税務署がデータを持っておりますから、これは所得ごとの集計ができるわけでございますけれども、これも現在のやり方はブラケットごとではございせん、具体的に例えれば百万とか百五十万とか二百万とかいった刻みでとっております、そういうサンプルのデータを中心にして、今度は例えればこういうふうに税率表が変わります、所得のブラケットが変わりますと、そういう収入の一定の範囲の中に何人の方がいらっしゃる、所得でも同じでございますが、その場合の配偶者とか扶養者の数、これも大体とっておりますから、そういうものを基礎にいたしましてある種の統計処理をやる。統計といいますが、統計分布を前提にいたしました処理をコンピュータでやっておりますわけでございます。したがって、ブラケットごとの所得で何人の人がいてというものは、そのままでは出てこないということでございます。

○青木茂君 給与所得者につきましては、各民間企業組織に一文も払わぬで徴税をやらしておるわけだから、それはそれ以上のことをやれというのは無理だと思えます。逆に言うならば、であるからつくらなければならぬ統計が出てこない。しかも政策の基礎にしなければならぬものがないのではこれはちょっと困ると思うのです。したがって、それではどうですか、申告所得者だけでもつくれませんか。

○政府委員(梅澤節男君) まず人数でございませけれども、五十七年分で源泉、申告、両方合わせまして、重複がございしますが四千二百万人強でございします。そのうち申告所得税の人員というのは六百五十八万人でございまして、圧倒的に多いの

は源泉徴収を受けている人員でございします。したがって、やはり所得税の全体の姿をとる場合に、そういう所得分布の問題も含めまして、申告所得税だけでございしますと非常に変わった姿に出てくるわけでございます。

それだけを取り出すことの意味があるかどうかという問題はまずこちらへおきまして、そういうブラケットごとに税務署に作業をさせるということとは、今からそれは物理的には可能でございすけれども、これは毎年申告所得の実態調査でかなりの作業量を使っておりますので、今直ちにこれをやる実益の問題も含めまして、今後の問題として、どういうやり方がいいのかということとは検討はさせていただきますけれども、もともとこの制度自身は毎年毎年私どもがやります所得税の歳入見積もりの基礎データに使うという意味でこの調査を始めておるわけでございます。

したがって、繰り返すにようになりますけれども、あるブラケットの間の一定の分布というのは統計分布、パレート分布といいますが、ああいう確率分布のような手法で推計をしておるということでございます。びっちりの税務統計というのはとっていないわけでございしますし、むしろいろいろな意味でこの統計を活用する意味では、現在のとり方の方がいろいろな意味で使いやすいという問題もあるわけでございます。

○青木茂君 ここでも人間が足らぬから余り余分な仕事を押しつけるなということになってしまふわけなんです。税務職員の仕事の質に比べて割り当てられる人が足りない、これは私も理解できますし、だからそこそこの行革のさなかにおいて、附帯決議が出るらしいのですけれども、それに私もあえて反対をしないということなんです。ただ、やらなきゃならぬ仕事を人間が足りないからというところで逃げられては困る。今その問題は別にいたしまして、仮に人間が足りないから医療費控除の足切り限度を上げるとか、人間が足りないから二分の二乗方式は考えないとか、そういう全部人間が足らぬということに還元されては

我々としては大変困る。これだけはひとつ念を押さしておいていただきたいと思います。

それからデータの問題につきましても一つ、昨日もお願いを申し上げましたけれども、課税最低限を考えるにいたしまして、人的三控除を考えるにいたしまして、これからこれを理論的に詰めていく場合はどうしても最低生活費というものが一つの尺度にならなければならぬということとはもう当然の常識になってまいりましたから、税務当局といたしまして、最低生活費計算方式、プリンスブルをできるだけ早くお立てになりまして、その結果というものを我々の方にお示しをいただきたいというふうに、これもお願いを申し上げておきます。よろしくございしますか。

○政府委員(梅澤節男君) 課税最低限と最低生活費の関連の問題は、当委員会並びに、昨日でございましたが、予算委員会でも委員の御質問に対してお答えをさせていただきましたが、もちろん一つの研究課題としてこれは常時念頭に置いていかなければならぬ問題でございしますけれども、その最低生活費といいました場合、税制当局が最低生活費はこれだといふ、最低生活費もいろいろな考え方といいますが、設定の仕方があるわけでございします、少なくとも現在生活保護法によりまして国の最低生活費という基準はあるわけでございします。

最低生活費そのものは非常に相対的なものだと言われております、これは絶対的な基準ではないわけでございしますから、したがって最低生活費の議論を政府当局としてやる場合は、生活保護基準あるいはその場合に教育扶助、住宅扶助も入れたところで議論するの、あるいは生活扶助で議論するの。それから今お示ししておりますのは、一級地における男子三十五歳のところで標準四人世帯のモデルの家族でつくっておるわけですが、これも生活保護基準自体は年齢別、性別に非常に細かい表になっておりますから、結局はああいうものをよりどころにしていろいろ議論

をしていくということが、今の場合現実的なアプローチではないかと思うわけでございします。

○青木茂君 それならそれでいいんですよ。要するにこれから我々が課税最低限の水準を考えていかなければならぬ、人的三控除も考えていかなければならぬ、そのときの判断の材料がないんでは考えようがない。考えようがないから、その判断の材料を大蔵省としてよりもむしろ国としてつくるべきである。それが生活保護基準であるという御見解なら、それはそれで私は十分意味があると理解できますから、この問題はこれで差し控えます。

○政府委員(梅澤節男君) ちょっと補足をさせていただきますが、最低生活費の議論をする場合に現在の生活保護基準なり扶助基準が有力な手がかりになるということでございます、あれを唯一のものと言ふのも問題は私ども持っております。

○青木茂君 そうなるとまた問題がもとへ戻るんで、あれを唯一の手がかりにしてくださいといは私は申し上げていないわけですね。税の中にもどうしても最低生活費というものを踏まえておかないとこれから議論ができない部分がありますから、税務当局といたしまして、それなりの最低生活基準といふものをこれはひとつ、何と申しますかな、御研究願いたいというのか御勉強願いたいというのか、そして、その結果を当委員会にお示し願いたい、こういうことです。

○国務大臣(竹下登君) 生活保護基準というのは、政治の場所以外いろいろなことで今のよう議論というのは数多くなされておると思えます。例えて申しますと、四人世帯ではございしますが、生活保護基準というの、おおむね見てみますと、お米百俵と大体一緒でございします。そうすると今度は農家の皆さん方から見ると生活保護基準、いろいろな相異がございしますけれども、私は一つの政治の場所以外議論されるときには別に標準的評価になつておると思ひます。

されておりますので、私どもも、最低生活費とは何ぞや、さればそれを生活保護基準とイコールにした場合税の中へどう位置づけられるかということとを、たとえ仮定計算であつても、やってみます。

○青木茂君 ありがとうございます。現段階においてはそれで結構でございます。

それから次に移りますけれども、実はいろいろ先生方の御意見を拝聴いたしております、直税三法の審議が記載義務のところへかなり集中しておつたことは、我々にとつてはやはり異様な感じがしたわけです。私どもの立場からいたしますと、申告である以上やはり証拠をそろえていただいて、記載していただいて申告をしていただくというのが、源泉で徴収される者とのバランス上は当然ではないかと思つておるわけです。ただ、御議論を聞いてまして、これが訴訟に持ち込まれた場合の訴訟の規定というものは少しきつたところがあるかなあという印象は実は否めなかつたわけでございます。どちらにいたしまして、脱税というものはあるわけだからそれをどうするか。

ただ、私が聞いておりました一つこれは心外に思ひましたのは、脱税とか節税とか漏税とか、そういう問題が非常に所得の低い方々をどうするかという問題に何か集約をされて、肝心なものの高所得者というのか、いわゆるアングラマネーですね、アングラマネーの摘発というところにアクセントがどうも置かれなかつたという不満は残るわけなんです。だから、そういう意味におきましてグリーンカードとマル優と絡め合せて御質問を申し上げたいと思つてございます。

この前税制調査会の会長代理の先生のお話を伺いましたときに、グリーンカードが消えかかつたということ、政府税調全体が一種の虚脱状態に陥つたこと、そこまでの表明があつたわけです。非常に権威があると言われるところの政府税調が非常に長い間かけて答申をして、しかも法制化された。それが簡単に凍結をされてしまつた、これは

一体どういうことなんだ。このグリーンカードの問題こそいわゆるアングラマネーをいかにして吸い上げるかという一つの方法ではなかつたのかというところでございませう。

しかしこれは、凍結されたものは凍結されたで仕方がないですけれども、それに絡みましてマル優の問題を申し上げるとするならば、マル優は、少額貯蓄非課税制度になつておりますけれども、実際には少額にならないんじゃないか、むしろ高額貯蓄非課税制度の実態になつておるんじゃないかという感じがして仕方がないわけでございますけれども、この点の御見解はいかがでございますか。

○國務大臣(竹下登君) 私も主観に過ぎる感があるかもしれませんが、私自身政治家になりましてこれほどみづから悩んだことがありません。それはグリーンカード問題です。と申しますのは、税調の先生方が長い間検討されて、五十五年度から、さあ、やるかというところで、五十四年度も本間に詰まつた議論が行われ、そしてそれが法律で出たわけですね。そのときに私が初めて大蔵大臣といふものになりました。私が説明をして、そして大方の各党の賛成を得て通したわけです。通して大蔵大臣在任中からこれに対する今度は疑問の声が出だした。だから言つてみれば、まあ必ずしもそうではなかつたと思ひますけれども、やれゼロクーポンにシフトするとか、あるいは金庫が売れるようになったとか、あるいは過大な幻想であつたかもしれないと思ひますが、そういう問題が出るほど、事ほどさようにこの制度は国民に理解をしていただくことができなかった、こういう反省に立たざるを得なかつたと思ひます。

そして一年数カ月私は休んだ。休んだわけじゃありません、大蔵大臣でなかつたわけでございますが、その後のいろいろな経過を経て、これを凍結しようというときにまたぞろ私が大蔵大臣になつた。気持ちの中では、過ちを改むるにはばかりのことなれとかいふようなことわざも承知して

ますものの、政府提案でございすから、提案者になるまでの間、私なりにちゅうちょをしたわけです。しかし、確かにどこで判断するかというところ、その制度が国民に容易に理解されなかつたというところ、その判断基準を置くべきだといふので、凍結法案を結局出さしていただいた。本日は僕は不信任を受けるだろうと思ひました。それで御協力を得てこれは通過したわけでありませう。

そういうこの問題の経験から、言つてみれば、別の角度から、他の先進国に比べればいわゆるアングラマネーといふものは総じては少ない国だと確かに思ふんでございすけれども、そういうものをどのような形で潜在化しておるものを顕在化させようかといふことについては知恵を大いに絞つていかなきゃならぬ課題だと、その問題に対してはまずそういう事実認識が私にございす。

それから少額貯蓄か中額貯蓄かという問題は、これもどこに基準を置くかといふ問題だと思ひます。一人当たりの貯蓄額にすればまだとてもそこまでいっておりません。そしてこれがむしろ、少額貯蓄というよりも、少であつた中であつた大であつた、貯蓄奨励といふ意味においてはそれなりの意義があると思ふんでありますが、問題は、竹下茂がおつたり、青木登がおつたりするかもしれない。そういうことからする捕捉の仕方といふものは一工夫も二工夫もしていかなきゃならぬ課題だ。しかし、貯蓄奨励といふものは、私は、日本国民の貯蓄傾向が強いといふのは、それが今日の産業を支えてきたわけでございますから、それはその意義が薄らいでおるとは私は必ずしも思つておりません。

○青木茂君 その点はよくわかるんですけれども、貯蓄奨励を隠れみのにして脱税が行われてしまつては、これはどうしようもないわけですから、ですから、貯蓄奨励といふ趣旨を外さない限りにおいてグリーンカードが復活すればいいんですよ。そうでないと思つておるわけでありませう。私は、思ひ切つて世帯当たりで考へてみまし

て、世帯当たりの平均貯蓄額は大体五百万円だから、その五百万円プラス財産の五百万円、それぐらいて世帯当たり一千万円に抑え込んでしまつて、あとは税金を出していただくというふうな形ぐらいいつておつたら切がらない。こういう問題はそういうふうに考へております。

それから貯蓄奨励というお話が出ましたもので、それからこの貯蓄奨励についてちよつと伺ひます。大蔵省に貯蓄奨励官といふのがございすね。これは何名いらつしやるんですか。

○政府委員(梅澤節男君) 銀行局長がおらないわけでございますけれども、銀行局に一人総務課に配置されておる承知しております。

○青木茂君 そして、その職員の方もいらつしやるわけですか。

○政府委員(梅澤節男君) 貯蓄奨励官という官職におる者が一人でございますが、下にスタッフがおります。

○青木茂君 私はその貯蓄奨励官といふことはわかるんですよ。これは必要だと思ひます。しかし貯蓄奨励官といふものが一体必要なのかどうか。といふことは、日本銀行の内部に貯蓄増進中央委員会といふのがあつたわけなんです。そこで大々的に貯蓄奨励はやつていられつしやるわけですね。それと大蔵省にあるところの貯蓄奨励官、まあ仕事はどう違ふかわかりませんが、素人で見ますと、何か同じことを二つのところでやつてゐる。まさにここら辺あたりから腕より始めよ、行政改革は始まつてくるんじゃないかといふような気がしないでもないわけですね。きょうは私、突然こういうこと言つたから銀行局長いらつしやらないから、それは無理だから、これはそれでいいですけれども、何かそこに、日本銀行の貯蓄増進中央委員会は物すごく大々的にやつていらつしやるわけだから、それに屋上屋を重ねて大蔵省内部に貯蓄奨励官なるものがあるといふことが、何となくむだと言つては失礼だけれども、余分じゃないかといふ気がしないでもないといふことをつ

け加えさしていただきたいと思うわけでござい  
ます。

それからもう一つ、給与生活者の場合は確かに  
源泉でとらえてしまっているわゆるガラス張り。さ  
っきのクロヨンということが、これは一つの俗語  
で流行語ですから、そのとおりの割合だというこ  
とを私どもも決して申しませんけれども、徴税技  
術上により方の差があることは間違いないわけ  
ですね、徴税制度上に。でも、もしわゆる節税、合  
法的な税の軽減ですね、合法的な税の軽減にお  
いても給与生活者は何と特に所得分散の自由が  
ないわけですね。これに對しまして、事業所得の場合  
は各種の方法でもって所得分散の自由がある。こ  
れが不公平だと思えますから、この際は我が国に  
も二分二乗方式を導入したらどうかという気がし  
ております。この点について御見解を伺いた  
いと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) この二分二乗方式で、こ  
れは非常に角度を違えた問題ですが、解決でき  
るのは何だろうか。パートは解決できるんじゃないか  
という考え、一時期そういう意見を個人的に申し  
述べたことがございしますが、しかし、そもそもそ  
の二分二乗方式とは、今お願いしておる源泉徴収  
に對して大変な御迷惑をかけるということにな  
しに、その基本として所得の獲得に對して着目し  
てそこに負担力を求めておるわけでございすか  
ら、二分二乗方式にした場合、独身世帯の場合、  
あるいは扶養控除の多い場合、そういう多種多  
様の家族構成の中でこれをとるとは非常に  
難しい問題じゃないか。非常に興味のある問題で  
ございす、家族を対象にするのは。いろいろな  
勉強をしてみしても、今日の日本のやや定着し  
た所得を得る負担力と認めて、個々の人を対象に  
してやるということの、これは大変な本格的な考  
え方の変化になります。強いて言へば、戦後の相  
続税の中の奥さんに對するものに若干二分二乗  
みじがしてあります。

○青木茂君 二分二乗にはこだわらせんけれど  
も、いずれにいたしましても、給与所得者と事業  
所得者の間の所得分散の自由と不自由、この不  
公平があることは、これは歴然たる事実でござ  
いますから、ましてや、みなし法人なんというも  
のができてしまったら、その不公平はますます拡大  
してしまふわけですね。こういう不公平がそのま  
まあるということが国民の税に對する不満という  
ものの起爆剤になっているわけだから、その点は  
十分お考えをいただきたいと思うわけでござい  
ます。

何か委員会の方も御都合があるようですから、  
これで終わります。

○野末陳平君 公示制度のことで先に聞きたいん  
です。

今度は給与所得者の場合の確定申告義務は、こ  
れが一万から一千五百万、ですから一千五百万  
までのサラリーマンだったら年末調整の方でやっ  
てもらえるというので、これは妥当だと思ひん  
です。適切な考え方で、僕はこれを前も言つたと思  
ひます。しかし公示制度の方になりますと、これ  
はちよつと乱暴な感じがするんです。

年間所得一千万を超えた者が今回納税額とい  
ふふうに変りますね。額は同じだけれど年間所  
得と納税額。これは一見、素人にはちよつとわか  
りにくいといひますか、この納税額一千万とい  
うのは今までの年間所得というものに置きかえ  
ると大体どのぐらいになりますか、随分人によつて違  
いますけれども。

○政府委員(梅澤節男君) 標準四人世帯で二千六  
百万ぐらいになると思ひます。

○野末陳平君 そうなりますと、僕は、去年でし  
たか、意見をここで言ひましたときは、公示制度  
も一千万から上げていい、一千五百万からこ  
ろが妥当ではないかというように言つたと思  
ひます。ですから、本来だつたらば、今ま  
でのこのいう税法にかかわる細かい改正の場合  
は、従来の考え方をがらりと変えるといふことは余  
りなかつたように思ひます。今までの考え方の  
上に立つて額を引き上げる、あるいは引き下げ

る、こういうことだつたと思ひます。ですから  
フェアに考えれば、年間所得一千万を超えとか、  
あるいは何か特殊な理由があれば二千万とか、そ  
ういふ考えの延長なら何ら問題ないんではない  
かと、なぜこれが納税額に変わったのかという説明  
をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(梅澤節男君) 現在の所得公示の限度  
額の一千万円が決まりましたのは昭和四十六年  
でございす。それから十数年たつておるわけで  
ございす。五十七年の実績によりますと、公示  
された方の人数が四十四万人、納税者に対する割  
合が六・七％、恐らく、現行の制度のままでい  
ますと、五十八年分は、これは毎年一割ぐらい最  
近ふえておりますから、五十万人近くになると思  
ひます。四十六年に一千万円に引き  
上げられておる以前はこれは五百万でございま  
した。当時これを倍にしたわけでございす。その  
ときの公示の数が約七万人でございすから、納  
税者に対する割合が一・七％でございす。

過去とつとさかのぼつて御説明申し上げま  
す。昭和二十四年当時から大体五年置きぐらいに  
倍あるいは二・五倍ぐらいに限度額が引き上げら  
れておるわけですね、それぐらいのインターバル  
というものは、限度額を放置しておきますと、ど  
んどん公示の数がふえてきますから、それでつと  
大局觀察をしますと、納税者に対する割合が大体  
一％から二％、三％ぐらいの近くなりますと、  
従来これを切りかえておるわけでございまして、  
これが従来のあれでございす。

ただいま申しましたように、一千万円は、今ま  
でから見ますと、基準がそのまま据え置かれた期  
間としては非常に長くなつてゐる。二、三年來  
の基準額を引き上げるべきであるという議論が  
ございまして、これは第一線の税務署も大変な手  
間になつておるわけですね、委員からも、これは  
引き上げるのがいいだろうという御指摘をいた  
だいておつたわけでございす。

これは税制調査会の中でもこの議論をいたし  
まして、中期答申にも議論の経過が書かれてお  
りまして、

す。たまたま今回の納税環境の整備の一環といた  
しまして、そもそも現在の公示制度の意義はど  
うかというところから議論をしていただいたわけ  
でございす。税制調査会の意見の中でも、現在の  
公示制度がいれば形骸化して興味本位になつて  
おるから、この際こういう制度はやめるべきだ  
という意見もあるわけでございす。それからま  
た、この制度を残すにしても、税額で公示すべ  
きであるという意見もございまして、所得と税額  
ともに公示すべきであるというふうな意見、さ  
まざまな意見がございまして。結局、中期答申で  
はさまざまの意見があらわれましたけれども、結  
論がでないままに、しかしながら、少なくとも今  
の限度額はこのままで放置してはいけないとい  
うことが大多数の意見ということに集約された  
わけでございす。

五十九年度の改正に当たりまして、私ども  
いろいろな意見も聞きながら、とにかくこの一  
千万円を引き上げるといふ方向で検討しなければ  
ならないといふことであるという議論したわけ  
でございす。税調の意見の中にもありましたよ  
うに、この税額で公示するといふ要望が現在公  
示されている方々の中にもかなり強い要望として  
あるわけでございす。これは私も無視し得ない  
一つの意見であるといふことを従来から感じて  
おつたわけでございす。

そこで、今回税額公示に切りかえさせていただきます  
いたわけでございすけれども、そもそもこの所  
得公示の制度は、一定以上の高額の所得者を公  
示することによりまして第三者がチェックする、  
そういう牽制効果を通じて適正な申告水準を維  
持し、その向上を図る、つまり申告納税制度を間  
接的に補強し、その水準を高めるというのが本  
来の制度の趣旨でございすから、これを税額公  
示に切りかえてもその税額の背後にある所得とい  
うのは推定できる。そういういたしますと、所得  
公示と同じように第三者によるチェック機能と申  
しますか、牽制効果は期待できる。そのほかに  
所得公示にはないいろいろな副次的な効果も期  
待できるので

はないか。一つは、そういう多額納税者といいますが、高額の納税者の税額を見ることによって、一般の国民といいますが、納税者のいまいが自己の税負担と引き比べていろいろ税負担のあり方について考えていただくという意味で、税負担なり納税の意欲を高める、あるいは啓蒙的な機能が期待できるという面が一つ。それから高額の納税者の方は、それなりに国家に貢献をしていただいておりますわけですから、その意味では世の中に公示されるということはある意味では顕彰的な機能もあるということから、結局そういう高額の納税者の方々の納税意欲を高めるという効果も期待できるのではないかと、急激な制度の変更でございまして、それも基準を引き上げることと同時に、今回の制度を提案したものでございまして、一部今回の制度の切りかえによって高額の納税者隠しとか、いろいろな誤解があるわけで、私もそれはこの制度の本来の趣旨では毛頭ございせんので、少し時間かかりましたけれども、政府の考え方を御説明申し上げたわけでございまして。

それから今回の税額一千万の公示によりまして、この法案をお認め願いますと、ことしの五月の公示は新しく税額公示で行われるわけでございしますが、この公示対象人員はおよそ七万人から八万人ということでございまして、四十六年当時の、前回五百万から一千万円に引き上げました当時ぐらいの公示対象人員になるということでございまして。

○野末陳平君 長い説明があったんですが、それを聞いてもなお、それならば年間所得を二千万というふうにしたってそれほど変わらない。つまり納税額公示にしたからという積極的なプラス面が説明ほどには納得できないんで、僕はこれは上げて何ら悪くないんで、二千万でいいじゃないか。二千五百万、三千万、これはちょっとと思いますよ。しかし納税額に切りかえたという場合に、くしくもこの数字を合わしているというあたり、かなり知恵者がいて何かの意図があるのじゃないか

というふうにとりますよ、これは。だって素人は、年間所得と納税額だ、こういうふうの説明しているけれども、去年とことしでそう違つたとわからずにはただ一千万以上と、こういうふうにとりかねませんからね。だから、それを主税局は誤解というんでしょうけれども、僕はストレートに年間所得二千万やっても何ら悪くないのに、わざわざ納税額に切りかえたというのは愚知恵じゃないか、こう思つたわけだから、やっぱり所得隠しと思う人がいても不思議じゃない。それは誤解を招くようなことを突然やるというのがまずいんじゃないかと思ひますね。

それなりの効果があるのかしれないけれども、逆に言えば、去年まで公示に出てくる人数四、五十万がぐつと減つちやつたという。これ見たつても、もとへ戻つたと説明するけれども普通の人はそう思ひないです。それだけ隠れちやつたんじゃないか、こう思ひます。だから、僕はこの納税額に変えたというのにはさっぱり意味がわからない、フェアでないような気がするんであえて質問しているんだが、大臣、これはあれですか、税調にも一部こういう考え方があつたというのは主税局長から聞きまして、税調のとおりこれでいいと、つまりこの考え方に賛成して、納得して、その上でこうなつたわけですか。

○政府委員(梅澤節男君) 大臣のお答えの前に、五十九年度の年度答申には税額公示に切りかえるという税制調査会の答申はいただいておりません。これは中期答申に今言いましたようにさまざまな意見併記が行われて、少なくとも公示の限度額はこの際引き上げるべきであるというところで税制調査会の意見はとどまつておるわけでございまして。

○国務大臣(竹下登君) この問題、素朴なそういう議論が行われるであらう。で、私も気がつかなくなつたんですが、もう一つ素朴に国民の皆さん方が思ひのかなあと思ひのは、国会議員が大体みんななくなつちゃうわけですね。

○国務大臣(竹下登君) ほとんど出ません。

○野末陳平君 出ないの。

○国務大臣(竹下登君) 出ないわけですよ。私もこの間申さしたらずに足らなくて入りませんです。ですから、それまではよかれあしかれ、各地方の税務署でも国会議員一千万円以上で出ております。それが今度は一人も出ないようになつて、これはああと思ひながら、税調も諸説あつたと、こういう感じでございます。

で、私もその後のいろいろな人に会うと、公示されておる側は、私は事ほどさうように所得があらがらね、むしろ税額で示してもらった方が、今いい言葉で顕彰的な意味と云ひましたけれども、そんな感じもあるという、公示される側の方ではその意見が確かに強うございまして。数はおよそ五十万ぐらいになるのが七、八万ぐらになるだろう。そうすると、当初の数と余り変わらないうからその点は事務量もそれで減りますし、まあいいじゃないかなあ、こう私も判断をいたしました。みずからそのこととして計算してみますと、私自身もその下に出ないようになつちやう。そうすると、東京ですと、どうつてことはございませうが、私どもの小さい町では最高の高額所得者が公示されないことになるということに対して村人たちはどういう関心を持つだろうな、これから帰つて聞いてみようと思つておるところであります。

○野末陳平君 ですからね、僕なんかは年間所得が二千万になつてもそれなりに意味がある。出ない人もいろいろに今度は出る人も出る。出ないことに、あの人なせ出ないという意味で、公示されない側から見ればそれなりの意味がある。今までのどおりの制度でそのまゝ額を上げるというのが妥当だと思つていたんですよ。でもね、今の大臣の話を聞いて何となくわかりますね、これは。政府税調は全く意見はあつても答申してないんだ。ところが自民党の税調はそれを答申して、結

果的に大蔵省の案にどうもなつていようなんだ。というのは、あれじゃないの、国会議員がなるべく潜ろうと思つて意図的にやつたんじゃないですか、恐らく党の税調の人が。そのぐらに誤解を招きやすいんで、突然こんな納税額に変える積極的な理由は全くないんではないか、こう思ひているんですよ。今からこれを直せというのもできないんでしょうけれども、これは余りよくないですね。

まあ、いいでしょう。出た結果によつて、世論の動きなども見て検討すべきは思ひますね。次に行きましよう。

次は、これも素朴な疑問をどう説明したらいいか、なまはんな知識を持つちやいけませんから、あえて政府側から聞いて理解を深めたいと思ひます。

お酒のことなんです。特級、一級、二級、洋酒にも日本酒にもあるわけですよ。クラスがついてい、ランクがついてい、というところは、品質の格差といひますか、上級品、高級品が上で、二級品はそれなりに落ちるというのが常識的でしょう。それじゃ洋酒の場合、特級、一級、二級というのは客観的基準によつて格差がつくが、それをどう説明すればいいんですか。どかが特級で、何がゆえに二級なのか、これを簡単に。

○政府委員(山本昭市君) ウイスキーの級別の基準のお尋ねでございまして、ウイスキーにつきましては、法律、政令、いろいろ規定がございまして、最終的に結論を申し上げますと、原酒三十度以上が特級でございまして。一級は二〇%以上二七%未満でございまして。二級はウイスキー原酒が一〇%以上一七%未満ということになつております。

○野末陳平君 そうすると、原酒でもって客観的にこの差が明らかになる。そうなりますと、これは飲む方もそれを意識して飲むわけですから、値段が高くて納税できるし、それから税率が高くてこれは妥当であらうと素人は判断できますね。

今度は清酒の方です。清酒も洋酒と同じくこういう客観的な基準というものがあつた上の級別です。

○政府委員(山本昭市君) 清酒につきましては、ただいまのような計数的な基準はございませんで、官能審査ということとで地方酒類審議会におきます委員の審査の結果によりましてそうなつていくわけでございます。

そこで、実はこの官能審査につきましてはいろいろ御疑問がございまして、かなり技術的な問題でもございまして、私、先生のお尋ねがございまして、国税庁の技術系統の職員と十分に相談しまして、どのような御説明を申し上げれば御理解いただけるかということで調べてまいつたんでございまして、国税庁には醸造試験所がございまして、全部で技術系職員が百十名おりました、農学博士が二十名おる。こういうような職場でございまして、その結論的なことを申し上げますと、清酒の品質でございまして、これは化学成分、つまりその混在しております物の化学分析や物理的性質を測定することによって決まるものではない。清酒の中に含まれる多くの香味成分の全体としての調和である。具体的に申し上げますと、清酒には甘辛がございまして、それから味の濃淡、それから香りと味のバランス、こういったいろいろな香味成分がございまして、それらが全体として調和がとれているかどうかということによりまして品質の評価が決まるわけでございます。その結果、機械的な分析装置によりましては、むしろそういうすぐれた能力を持った審査員の五官をフルに活用いたしましたところの、官能と申しますとそういう人間の五官でございまして、そういう能力をフルに活用して審査をいたします。それで官能検査と申しております。

いろいろの議事録を拝見いたしますと、舌先三寸で、こういうような御議論もあつたようでございますが、これは五官をフルに活用いたしました真剣に審査をさせていただいております。そういった世界は酒だけじゃございまして、例えば

自動車の乗り心地、それから家庭用品でございまして、すいすいの座り心地でございまして、それから文房具ですとボールペンの書きやすさ、こういったものはなかなか機械では判定しにくいというように、なことでございまして、そういった一連の世界に属するのではないかと考えておるわけでございます。

それからもう一つこの官能審査につきまして申し上げておきたいことは、非常に迅速に分析が可能でございます。例えば酒の甘辛の判定でございますが、これを機械ですと約一時間かかるわけでございますが、審査員の官能によりまして三分以内でございまして、こういったようなことも言われておるわけでございます。

なお、決してこれは我が国だけの扱いではございませんで、例えばフランス、西ドイツあるいはイタリア等におきましては、国家機関がやはりワインの上級酒の格付の際に官能審査をしているわけでございます。それからまた我が国におきましても、例えば農林省のJASというのがございまして、日本農林規格でございまして、例えばしょうゆにつきましては、公認のしょうゆ官能検査員というのがございまして、そういった方々がしょうゆ、みそ等につきましては官能審査を実施しているということでございます。

そこで、しかしながら、私どももこれで十分というふうには考えているわけではございませんで、今後いろいろ改善すべきは改善すべきであろうというところでございまして、例えば官能審査以外に考えられます客観基準といたしましては、原料米の品質とか塩割合、あるいは精米ぐあいでございますが、お米をいかに精白度を増してつくったかということでございますね、それからアルコールの添加量、糖類の使用の有無、清酒の分析成分、こういったものが挙げられるわけでございます。

清酒のよしあし、品質のよしあしでございますが、こういった多くの要因が複雑に絡んだ結果決まるというようなことでございまして、なかなかこういったものをどのようにして絡ましていくか

というのがこれからの課題であると思うわけでございます。長くなりましたが、以上、御説明させていただきます。

○野末陳平君 残念ながら僕は酒飲めないからよくわからないんで聞いているんじゃないです。官能審査が悪いと言っているんじゃないです。そういうような個人の趣味嗜好の世界に、また個人の主観による判断で香味性の全体的な調和なんていったって、それでいい悪いと言われても困るんですが、まあ、それにしてもクラスがあつてもいいかもしれない。しかし、特級があり一級があり二級がある、そして値段も相当違い、税率も違う。この差が果たしてそんな官能審査によつてたらされていいのかということになるので、洋酒と清酒と比較して、清酒については、何といひますか、業者その他の事情を考えていろいろな点で優遇すべきだと思ひます。客観的基準がないのに特級、一級、二級と決めて、こうやって税率をいつちも少しずつ上げてみても、どうもこれで将来こんなことやっていいのかと、こういう疑問があるわけですね。

そこで、官能審査以外の方法をやれというんじやありませんで、大臣、この税の負担率がどうやらこの程度の主観的な審査から来る級別にしては違い過ぎやしないかと思ひます。だからこれは、上に寄せるか下に寄せるかは別なんですけれども、ちょっと差があり過ぎて、洋酒に比べてこの辺が弱いと思ひますが、どうでしょう。このままずっと二年ぐらいごとに変えていっているようですが、僕自身は前回は賛成しておりましたが、でもこのままだともう何かいつもいふもその場つなぎの手直しみたいな感じがして、ちょっと困っているところですがね。

○國務大臣(竹下登君) あるいは正確を欠くかもしれませんが、その前に一つだけ、国会議員云々と言ひましたが、大体今までに七百人ぐらいが千万以上出て、今度税額で千万になりますと恐らく一割ぐらいになるだろう、公示される方

は。しかし、これは税額でなくて上がつておつても、数は同じぐらい出ないようになつてございましょう。これは主税局から答えますとなお正確な数字でないといけませんので、私が答えれば大ざっぱな勘でもいふと思ひましたので、そんなことじゃないかと思ひます。

今の官能審査の問題ですが、私もさやかなメーカーのせがれでございまして、昔からアマカラピンと申しまして、甘くて辛くてびんときたやつが大体一番いい。大体優秀なせがれが、我々のように政治家なんかにならないで、本場に優秀なせがれがおりますとみんな瀧野川醸造試験所で訓練されて帰りますから、そして瀧野川醸造試験所には大変な先生がいらつしやるので、だんだん日本じゅうの酒が本当は同じような味になつてきつたあるという感じがございまして、が、今まで長くなじんだ特級、一級、二級も上下二つにしるという議論もあります。

ただ、アルコールの度数だけでは問題があります。日本の国酒、国の酒として見た場合、今、酒税の範囲は一六%ぐらいに下がつておりますけれども、官能審査が行われ、そういうものの格付はあつていい。現実どうするかといふと、我々は特級の審査をしようといひまして、宣伝力もありませんから、結局二級にして売つて税はそれだけ少なくなるわけでございます。現実、我々二級酒しか売れないメーカーは、特級の官能審査では合格しても二級で売つておるというふうな企業体自身の中で、そういう問題はある程度消化しておるんじゃないかというふうな感じがしておりますが、級別の考え方についてはもう検討する時期だと言われるのは、みんながわかつてこれは本気に勉強しようというところに今日なつておると思ひます。

○野末陳平君 ただ一つ心配は、これによるかなりの増を見込んでゐるわけですが、どうなんでしょう、このままで税率が安く値段も安く二級酒が提供できるならば、当然二級酒やしょうちゅうを飲む人がふえるのはいいんですが、いわゆる税率

のみが低くて高い高級な二級酒ばかりがどんどん出てきて、特級、一級が余り存在意味がなくなるなんという、そういうような心配はないんですか。

○政府委員(山本昭市君) 確かに今回の酒税の級別の増税割合が、清酒産業の経営の実態を考慮いたしまして二級が有利な扱いになっております。したがって、ただいまの先生の御疑問ももっともなわけでございますが、ただ、だからと申し上げまして、すべて二級酒がふえていくかということになりますと、必ずしもそうでございませ

ん。一部最近非常に高価格の二級酒等もあるわけでございまして、これは地方の蔵が、技術を保存するといいますが、そういった関係からご

くわずかつくっているだけでございまして、例えば計数を申し上げますと、一万円以上の値段をつけて、一リッター当たりでございまして、一万円以上の二級酒をつくっております製造業者は、これはことしの三月調査でございまして、二十六者でございまして、その移出数量は十三キロリットルでございまして、業者数の一%、全体の二級の中

で〇・〇二というごくわずかでございまして、この数字を仮に五千円以上で申し上げますと九十八者、三・七%、移出数量が五十キロリットルで〇・〇七という数字でございまして、全体がそういう高価格の税を負担しない二級酒がふえていくということにはそれはならないかと思ひます。

国税庁といたしまして、なるべく、級別制度がございまして、その級にふさわしい級別認定を受けるようにという御指導も申し上げます。お

けるわけでございまして、そんなことで若干全体としては二級酒がふえるのかなと思ひますが、それほどの大きな御懸念になりますような姿にはならないのではないかと考えております。

か。

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認めます。なお、三案の自後の審査は後刻に譲ります。

これより関税定率法等の一部を改正する法律案を議題とし質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○磯山篤君 関税の問題について先にお伺ひしますが、時間がかなり制限されて、そこで少しはしよって申し上げます。

最近、関税率の引き下げとか、あるいは非関税障壁の改善というふうなことを幾たびかやってきて、今回もその一例として関税率の改正が出てくるわけですが、今まで日本は前倒しということを含めてかなり対外的には配慮をしながらやってきました。その点について例えば輸入量の面であるとか、あるいはEC、アメリカからのその後の評価であるとか、そういう効果の面についてはどういふふうにお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(垂水公正君) ただいま御質問のありました我が国の市場開放措置の効果の点でござい

ますが、まず第一点は、諸外国からの効果、あるいは国際機関からの効果について申し上げますと、もちろん私どもの関税の引き下げは自主的な決定でございまして、諸外国からのあらゆる要求にこたえているということではありませんが、

しかしながらアメリカにおきましては、例えば具体的に申し上げますと、昨年レーガン大統領が来日されましたときに、日本の市場開放措置、関税措置については評価するというのを言っておりまして、またECについて申し上げますと、対外総局長は、東京ラウンド関税の前倒しということとは他国への波及もあって大変結構なものであるということを言っておられるわけで、そういう意味でも他の先進諸国についての関税の引き下げを促すというふうな効果を持つていられるという評価もしておるわけでございます。

なお、国際機関の関係を申し上げますと、

二つだけ申し上げておきますが、ガットのダンケル事務総長は、我が国の十月二十一日に決定した市場開放措置というものは自由貿易体制維持のため重要なシグナルであるというふうにお申しております。またUNCTADのコレア事務局長におきまして、今回の個別の品目の引き下げにつきましては、あるいはまた鉱工業品の特恵関税のシーリング拡大につきましては、大いに歓迎するということをお申しております。

ただいま申し上げましたようなことで、諸外国のそれなりの機関、責任者の方から正当な評価を受けている、かように思っております。

他方、輸入についての効果でございまして、これも、これは具体的に申し上げますと、前年の改正の主要品目でございましたチョコレート、ビスケットにつきましては、必ずしも直ちに輸入の増加をもちましてはおりませんけれども、前年の改正のいま一方の柱でございましたシガレット、紙巻きたばこについては輸入の増加を来しておりますし、その他メンツール、紙、コンピューター等はそれなりに輸入の増加をもちしております。

そういう一般的な傾向がございまして、総じて関税率引き下げは輸入促進の効果を持つものでございまして、委員御存じのとおり、輸入そのものは需給の状況、あるいは相対価格、そういうものによつて決定される部分が大きいものでございまして、関税率の引き下げそれ自体で直ちに輸入の増加をもちますということが常に起こらないということとは御理解いただけたと思ひます。

○磯山篤君 そこで関税率と申しますか、関税負担率のこと、一つの目安になるわけですが、最近の実績では先進諸国と比較してどんな数字になつていいますか。

○政府委員(垂水公正君) 私の手元にございまして直近の関税負担率を申し上げますと、たしか八一年の数字でございまして、我が国の場合は二・五%、アメリカが三・二%、ECが二・六%、

それが直近の数字でございまして。

○磯山篤君 今お話がありましたように、日本の場合が二・五、米国が三・二、ECが二・六、この三つを比べてみましても日本の場合は低水準にある。低水準にあるということは総輸入額に対して関税の収入が少ないという相関関係になるわけ

でして、その限りでは日本の二・五というのはある意味では貢献をしている、国際的には貢献をしている。しかし我が国の関税財政の面から言うと少し勉強を過ぎていると、こういう感じになるわけですね。なお、カナダであるとかオーストラリアであるとか、そういうところと比べますと日本は非常に低水準にある、それだけ努力をしている。にもかかわらず、米国からしきりに関税の引き下げ、あるいは非関税障壁の改善という問題が主張されましたね。それからECにつきましても、製品輸入をもっと促進してくれということも含めてかなり厳しい注文がつけられていたわけ

です。そこで、去年の十月二十一日の閣議で関税の問題について三つの問題意識を持つことになりました。それから先日三月の十九日の対外政策関係閣僚会議におきまして、関税引き下げの問題は大きな課題として上がつていまして、それはどう関心が持たれ、また関心を持つことは当然だろ

うと思うんですが、しかしこれは日本が自主的に、積極的にやることもさきながら、このパランスのことをしっかり考えてもらわなければならぬと思ふんです。

そこで、今回の改正に触れて申し上げますと、昨年の十月二十一日に決まった関税の引き下げの方針に基づいて今回の法律の改正案が出てきたわけですが、その中に「主要先進諸国における自主的な関税引き下げの実施を期待し、東京ラウンド合意に則つた関税引き下げの繰上げ措置を、農林水産品を除き、鉱工業品につき昭和五十九年度から実施する」、これが今回のものであります。「実施内容については、主要先進諸国における関税引き下げの状況を勘案して決定する」、こういう注目すべきことも入つていられるわけですね。

そこでお伺いをするわけですが、ECについて総合的に言いますと、景気が回復をしなければこの分野についての協力はしばらく遠慮してもらいたい、そういう注文がECからはついているわけですね。それからアメリカからは、今の牛肉、オレンジの問題にも関連をするわけですが、日本が農水産品に手をつけなければおれの方としても関税の問題について協力できない、こういう厳しい注文があるわけですね。そういう状況を踏まえて今回の改正ではどういうふうに考え、昭和六十年にはどういうふうに展開をされようとしているのか、その点をお伺いします。

○政府委員(垂水公正君) ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどの関税負担率について特に委員の方からカナダとオーストラリアにお触れになりましたので、八一年の数字を念のために差し上げておきますが、カナダは四・五、オーストラリアは九・〇でございます。

そこで、御質問の東京ラウンドの前倒しについての関係主要国の動きは、農山委員の御指摘のとおりでございます。やや私の方で御説明申し上げれば、ECの方は確かに昨年の秋までのところでは、とにかく国内の、EC地域内の景気の動向が好転しないと関税の引き下げはできないということとで、事実上これについては実施しないことになったわけでございますが、

〔委員長退席、理事岩崎純三君着席〕

その後、年末に至りましてECはいわば二つの条件、一つはECの国内の景気情勢が好転するということ、いま一つは他の主要国が同様の措置をとること、これを前提にして六十一年の一月一日から実施に移す方針だけを一応決めたわけでございます。ただし、具体的には、本年の秋に先ほど申し上げた条件が充足しているかどうかというようなことを含めて検討して最終的な決定に至るものと思っております。

また、アメリカにつきましては、その後の動きを申し上げれば、アメリカの行政自体は前倒しについての積極的な姿勢をとっておりますが、御

存じのとおり、アメリカは行政による法案提出というのはございませぬので、議会に対して働きかけを行っており、議会の議員の方からの大統領に対する関税引き下げ権の付与を内容とした法案を作成させておるようでございます。しかし、それがまだ審議には至らないというのが現状であると思っております。

そういう現状を踏まえまして、私どもといたしましては、先ほど農山委員が仰せのような十月二十一日の総合経済対策を本年にはどうするかというところを検討いたしまして、第一には諸外国がどういいますか、貿易相手国が今回共同行動をとらない場合にあつては一年間の前倒しにとどめたいということに決めたわけでございますが、これは主としてこの種の保護主義防壁に対する行為というのとは共同行動であることが必要であるという認識からであります。明年、それ以降の措置につきましては、私どもは今申し上げた関係国の動きを見て六十年代改正の過程で検討してまいりたい、かように考えております。

○農山委員 那点また後で触れますが、まだ依然として輸入検査手続の簡素化というふうなものを含めて、EC並びに米國から厳しく要求があるわけですが、こういうものについての環境整備について、これから積極的に対応しようとしている分野は何が何があるんでしょうか。

○政府委員(垂水公正君) 輸入手続の簡素化につきましては二つに分けて申し上げたいと思っておりますが、輸入通関手続、それが一つ。いま一つは通関前及び通関後手続、この二つに分けられると思

います。輸入通関手続につきましては、一昨年、つまり五十七年の四月一日からいわゆる五項目の改善措置を講じまして、その結果、現在は平均で、輸入申告から審査終了までは〇・三日、つまり二時間というスピードアップが図られておるわけでございます。これについては、したがって、アメリカも含めて諸外国から高い評価を受けておりまして、一部のアメリカ政府の関係者は、通関手続

に関する限り問題のほとんどは解決した、こういうふうに申しておるわけでございます。

他方、通関前及び通関後の手続でございますけれども、これはいわゆる他省庁所管の法令に基づく輸入手続でございます。そういう意味では私が責任を持って申し上げにくい立場でございますけれども、これについては一つは、基準・認証制度というものが五十八年から、昨年から国際化され、簡易化されて、大きく進展をしております。それから私どもと関係省庁の間、例えば薬事法等についての運用について相談をいたしまして、小口の事案については、一定の条件のものについては厚生省にわざわざ出かけていかなくても済むというふうな措置も講じてまいっておりますので、そういう他省庁分の手続も含めて簡易化されておるといふふうに考えております。

○農山委員 大蔵大臣にお伺いしますが、鉱工業品の前倒しの問題につきましても、それから個別品目についての引き下げにつきましても、アメリカが要求を今までもしきりに主張してきたもの、ECから、国によって多少製品が違いますが、要求してきたものを、それを整理して今回のものに当てはめてみますと、ざっくりばらんに言えば、問題はかなり残っているというふうな言わざるを得ないと思ふんです。そこでこれから個別折衝になるかもしれませんけれども、ボンのサミットで、い

んなものもほかに議論されたいと思ふますけれども、この関税の問題あるいは非関税障壁の問題について議論になる可能性というのはどんなふうな展望されているんですか。また個別に折衝されるだろうと思ふますが、その場合、残すところ昭和六十年代にどうこうするということの昭和六十年代にどうこうする、その場合の我が国の政策というものの程度のことを準備されていくのか、その点をお伺いします。

○国務大臣(竹下登君) サミットでは、何分参加国がカナダを入れて七カ国でございますから、その双方の個別関心品目ごとで議論するということは、これは別の場所であらうと思ふます。ただ、

大蔵大臣同士で話すとき、あるいはサミットというのは朝飯から昼飯から晩飯まで全部飯を食いながら会議するというふうな慣習がございますので、そういう際に、特に食事のときなど出てくる問題が皆無とは言えませんが、大筋の議題はこれから個人代表等々で詰めていただきますので、まだ定かでないかもしれませんが、総じて言えることは、お互いいろいろな国内事情を抱えながら保護主義貿易の台頭というものをお互いが抑制していくことを絶えず合意、確認するというふうな話し合いになるんじゃないかというふうに考えております。で、貿易自由化等々から来ます問題につきましては、この間出したものというのは、ECの関心品目も、あるいはアメリカの関心品目も、それなりにございませぬけれども、

〔理事岩崎純三君退席、委員長着席〕

それぞれが国内の事情、国内の産業事情を考慮しておりますから、したがって保護主義が出てくるのを抑圧するためには、その保護主義の出がちな相手国のものがより自由化されることが国内にも説明しやすいと、これはだれしも言えることでございませぬけれども、そういう意味において、議論をしながらも、最大公約数としては、保護主義を抑えるようにお互い努力しようというふうなことはいつも確認される問題じゃないかというふうに考えております。

そこで、年に一回関税審議会を開きまして、そして国会でお願いして、こうして御審議していただくわけでございますが、ことしの審議会が終わりましたら、もう翌日から、いろいろな関心品目は、そりやあらちから正式な外交ルートばかりでなく言つてまいります。そういうものは、その都度の改正の際頭に置きながら、終局的には我が国がそれに対応する国内産業、特によく評価されるときに、日本の前向きは評価するが、農産品に対しては不満が残るかというふうな個別評価がございませぬように、その年度ごとに対応して相手の出方を見ながら一つ一つ決めていく課題ではないかというふうな理解の上に立つて進めな

きやいかぬ。

ただ、総じて言えますことは、確かにカナダ、オーストラリア、これは一人当たり所得で見ますと、大体日本とほとんど同じところがございますけれども、何分一人当たり所得掛ける人口というものが国力とするならば、これは人口から言えれば大変な差があるわけでございますので、したがって、まだそういう点においては日本より比率は高いと、こういうことが言えるんじゃないかなというふうな感じがいたします。したがって開発途上国の問題は、また特恵のシーリング枠をふやしていくということでも対応しながら、アメリカ、ヨーロッパ、日本、人口で見ますと、ECと日本とアメリカを足して恐らく七億弱ぐらいだと思いますけれども、世界の四十七億の人口の中から言えれば、恐らく一三％程度だと思えますけれども、経済力から見ると、その辺が先進国としての相互理解が絶えず進んでいなきゃならぬことだというふうな理解をいたしております。

○鶴山篤君 それから例のシーリングの総枠の問題ですが、私も関税の問題に関心をもちましてからこ五、六年ぐらいになるわけですが、この総枠問題ではいつも韓国、台湾、それから最近中国、これでは五〇％を占めている。特恵のメリットというのは、ある意味で言えば、広く持つことの方が政策的にいいのではないかと考えているんですが、この比率がほとんど変わらないんです。これについて時間がありませんから、これからどういうふうな分野について知恵を出していくかということをお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員（垂水公正君） ただいままでのところ、特恵制度を四十六年に創設されてからずっと見てまいりますと、おっしゃるような、中国は後に受益国になったわけでございますが、最近におきましては、韓国、台湾、中国が受益の五割を占め、上回る程度の占有率になっておることは御指摘のとおりでございます。

したがいますと、この現状に対してどうするか

ということでございますが、一つは、特恵受益の範囲を拡大していくということは、途上国対策として関税の分野でできる一つの有効な対策でありますから、これを総体として大きくしていくということを考えておるわけでございます。それが今回の措置で言うシーリング総枠の五割拡大という具体的な御提案申し上げている制度改正でございます。

それからいま一つは、メリットが偏在しているというところは、できれば一層多くの国に均等化させた方がよいということで、この点に関しては、従来、品目別のシーリング枠の中で一割が二分の一を占めるとその特恵受益が停止し得るという制度になっておったわけでございますが、それを三分の一になった場合でもその国の受益を停止することができるといふふうに改めてまいり、これが今回御提案申し上げておる改正の主要な第二点でございます。そういうことによつて、途上国対策としての関税面の措置は、それなりに有効にかつできるだけ広範な分野で活用されるように取り進めてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○鶴山篤君 それぞれの国がみずからの利益を考え、域内、国内の産業政策を考えながら皆やっているわけですから、全体を眺めながらやらなければならぬということでは当然だろうと思ひます。しかし、例えばECのように製品輸入が少くないじゃないかということに注文がたかさんつけられる。その場合に、GNP対比でこのくらいという数字が並べられる、あるいは製品輸入をした場合、一人当たりの金額をずらすと並べておまえるところでは低いじゃないか、これも攻撃の手としては一つの方法だろうと思ひますが、しかし少なくとも協力、共同はするにしてみても、我が国の利益を損なわれないように、なおかつ日本が積極的にこの分野で対応するということは言わざるを得ないと思ひます。この点について大蔵大臣の見解をただしておきたいと思ひます。

○国務大臣（竹下登君） 何はさておいて、先ほ

どカナダ、豪州、日本、一人当たり所得が大体一緒だというふうに申しましたが、そのとおりであります。一人当たり所得掛ける人口というところでやりますと、まさにアメリカ、日本、西ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、こういう順番になります。そういう全体の生産力もあればまた消費の市場でもある。そして世界二位の経済力を持つておれば、おのずから開発途上国に対する貢献の責任、そしてそのことはまた日本の工業製品等が売れるいわば開発途上国にも購買力をつけていくということにも結果はなるわけでござい

ますから、かれこれ総合的に勘案しますと、いわば先導的役割という表現は少しオーバーかもしれないけれども、それなりの役割を十分認識して果たしていかなくやならぬ。一方、しかしながら国内産業というものをお互いそれぞれの国々持つておるわけでございますから、これの国際競争力、国内における産業面で持つ雇用の役割とかい

ろんなものを、今いみじくもおっしゃいました。トータルの利益というものを踏まえてやっていたいかなきゃならぬ。そういう原則はきちんと背骨に持たないやならぬ課題だといふふうに考えております。

○鶴山篤君 さて、今、関税の問題も当然であります。対外経済政策の重要な問題の一つに、金融なり資本市場の自由化、国際化、こういうことが挙げられます。現に過日の閣議でもその点が取り上げられました。最近の状況によりますと、日米円・ドル委員会というのが何かいろいろ議論されて、新聞を見ますと、リーガン財務長官は大分激怒して帰ったといふふうなことも言われているわけですが、この点公式に今まで明らかにされておきませんでしたので、その点について若干お伺いをいたします。

化をしない、あるいは国際化を図るべきだという声も一応うなずけると思ひます。そこで、ECなりアメリカが公式に日本にこの分野で何を要求してきたのか、まずその点を明らかにしてもらいたい。

○国務大臣（竹下登君） 実際円・ドル委員会に出しておりますのは国際金融局長でございますが、後から答弁をいたすことにいたしますが、リーガンさんという問題は私との会談でございます。私も、私とリーガン財務長官の共同記者発表というものを中曽根・リーガン会談でこれを確認した。それを具体化していくにはどうした方がいいか、それには実務者の円・ドル委員会をつくって、その報告をまずリーガンさんと私がもらって、それをお互いが確認し合いながら自由化、国際化の方を具体的に進めていく、こういう性格のものでございます。今おっしゃいましたように、自由化とか国際化の必然性は考えをひとしくしておるところでございます。

それで、結局、具体的な問題は国際金融局長から申し上げますが、リーガンさんの基本的な考え方というのは、三年前ぐらいからたびたび主張しておりますのは、とにかく日本は今やまさに世界第二位の経済的地位を持つておるではないか、そしてそれにふさわしく資本市場の開放や金融の自由化やあるいは国際化を行つたならば、一般的に今国際基軸通貨といえお互いドルと、こう考えますが、円はそれが国際化していきさすれば現実国際基軸通貨になる力を持つておるんじゃないか。そして、それが国際化しておれば、円・ドルレートが絶えず変動したりしてお互いの企業見通し等に苦勞しなくても済むようになるんじゃないか、こういう一つの哲学がリーガンさんにあるわけでありまして。

冗談で言いますときには、仮に大変だという場合、ドルを持つて逃げる人はおつても、ある国から、さあ大変だ、円を持つて逃げようという人はまだいないんじゃないか、これは私が食事のときな

んかで言う話です。したがって、その原則はお互い一致しているから、それは進めていこう。そこで、激怒したわけでもございませんが、いささかの認識の相違からいいますと、日本のやり方というのは、第一回、第二回、この次第三回やります、そういうことで積み上げ方式と、こういうわけですね。リーガンさんは、どちらかといえば、一回に一つ、二つずつ結論を出していこう、こういうやり方。したがって、事務局同士の評価とリーガンさんの評価は必ずしも一致していない。これは私も忙しかった、リーガンさんも中国からの帰りでございますから、事務局同士の会合の模様を必ずしもよく知っていらっしやなかったかも知れません。そこに、何といいますが、百メートル競走だということ、マラソンとまでは差がありませんが、ステップ・バイ・ステップという感じとの差はあったと思うんです。

したがって、基本的に考えますと、いつも申す話でございますけれども、多少誤解もございいます。日本の三菱銀行はアメリカの銀行を買収することは自由じゃないか、アメリカの銀行は日本で買収できないじゃないか。これはできないわけじゃないわけじゃないが、身売りする銀行がこっちにはいないわけでございます。それもそのはずで、銀行が相互銀行以上百五十七ございいます。ちょうど国連加盟国の数とたまたま一致しておりますが、百五十七。アメリカは一万四千五百ございいます。日本も明治三十四年が千八百ぐらいあったことございいますけれども、だから言ってみれば、銀行だけを見ますと、要するにすべて自己責任主義でございます。どちらかといえばアメリカは。そんなところへ預けておったおまえが悪いんだ、経営者のおまえが悪いんだ、だから倒産したとか。が、日本の場合は、銀行とは絶対つべないものであるとだれもがそういう認識を持っていたにいたる。すなわち投資家保護、被保険者保護、預金者保護という歴史的な育ちの相違というのがございますが、そういうのは具体的にまた話をしながら、一方いささかスピードの隔差を縮めていく

努力は私自身もしていかなきゃ、なるほどちょっとのろいという感じを受けておられるのかな。しかし、その記者会見の後、また一緒に飯も食いました。つかみ合いのけんかをしたという環境ではございません。

○政府委員(酒井健三君) 大臣の御説明に若干補足させていただきますが、いわゆる円・ドル委員会、私ども事務レベルの作業部会を第一回目が二月の二十三、四日、第二回目を三月二十二、二十三日東京で行ったわけでございます。その際にアメリカ側から示された関心事項、大きく分けて四つございいます。一つはユーロ円市場の拡大という問題、二番目がアメリカの金融機関の日本の金融資本市場へのアクセスの改善、参入を容易にしてほしいということ、それから三番目が我が国の金融資本市場の自由化の問題、それから四番目が日本への投資交流の促進の問題という四つでございます。

最初のユーロ円市場の拡大につきましては、アメリカ側は、ちょうどユーロ・ドル市場で各国が資金調達、運用を自由にやっているように、ユーロ円市場というもので外国の人も日本の人も自由に資金調達をし、運用をするようなことを考えてほしいというのが主な事項でございます。

二番目の日本の金融資本市場へのアクセスの改善、これにつきましては、証券取引所の会員になれないのかというような問題のほか、いわゆる信託問題というものにつきまして関心が表明されました。

それから三番目の金融資本市場の自由化の問題につきましては、我が国の金利の自由化をもっと積極的に進めてほしい。それから我が国における資金調達及び貸し付けをもっと自由にできないだろうか。例えばC/Dの満期であるとか譲渡性とか、そういう問題、B/A市場の創設であるとか、そういうようなことの指摘がございました。

四番目の投資交流の促進につきましては、これはアメリカ側と共同新聞発表で述べておる指定会社制度改善のための法案の進捗状況、それから日

本への投資の内国民待遇の問題、そういうものが簡単に触れただけでございます。

アメリカ側の関心の主なところは、一番目のユーロ円市場の拡大と、それから三番目の金融資本市場の自由化、この二つが大きな関心事項であつたというふうに私どもは受け取っております。

ECとの関係では、EC委員会等から我が国の金融資本市場の自由化に關しまして幾つかの要望事項が私どもにも寄せられております。それはC/Dの発行条件の改善であるとか金利の自由化であるとか、資金調達の自由化、円建てB/A市場の創設、大体アメリカ側が言っていることよりも項目は少のうございしますが、似たような事項について関心が表明されております。

○磯山篤君 ちよつと細かいといいますが技術的なことですが、ユーロ円市場を、今も多少あるわけですが、もっとそれを拡大をしようと、こういうふうにまず第一に言われたと。そこで、ユーロ円債がどのくらいボリュームとして今出ているんですか。

○政府委員(酒井健三君) ユーロ円債につきましては現在発行が認められておりますのは、非居住者の場合には外国の政府それから国際金融機関、その二つのものについて、私ども年間六、七件、一件当たり二百億円ぐらいを限度にして認めております。ただ、発行の状況は、そういうような政府とか国際機関の資金事情、それから金利の動向等によつて、六、七件のときもございいますし、昨年はもう少し少ない件数でございました。今まで過去十年間ぐらいの歴史がございしますが、それで大体件数としては三十件弱という状況でございます。

居住者につきましては、今日までユーロでは公募の形で発行されておられません。

今回、十一月の大蔵大臣と財務長官の共同新聞発表の項目の一つの実施といたしまして、四月から、日本の企業につきまして、従来は原則としてユーロ円債の発行を認めておらなかったのがござ

いますが、今度、一部につきまして発行を認める、緩和するということになっております。

○磯山篤君 政府としても、市場の拡大についてはある程度、やむを得ないと言えは語弊がありますが、けれども、日本の金融市場を混乱しない程度の拡大はやむを得ないというふうに御判断になっているんですか。その点はどうでしょうか。

○政府委員(酒井健三君) ユーロ・マーケットに対する基本的な姿勢がアメリカ側と私ども若干違つておまして、アメリカ側の言い方は、日本の国内の金融資本市場の自由化を望むのであるけれども、そこは制度、慣行いろいろの問題があつて、そう急速に自由化を急テンポで進めると言つても無理だろう。例えば金利の自由化の問題一つとってみても、アメリカでも金利を自由化するのには十年の歴史があるわけございまして、そこを急速にやれと言ふことも難しいであろう。それから例えば債券発行、今日、外国の政府、国際機関、企業につきまして東京マーケットでいわゆるサムライ・ボンドというような円建ての債券発行を認めておりますが、それにつきましても、やはり日本の国内の日本の企業等の債券発行との兼ね合いもあつて若干の制約がある。それを急速に全く自由にして、税金の問題も含めてそういうことを言つてもなかなか難しいかも知れません。ところが、翻つてユーロ・ドル・マーケットを見ると、これは今日の状況では、各国の通貨当局が余り関与、介入できないような自由なマーケットになっている。そこでユーロ・ドルの市場というのはかなり大きくなつておるわけです。そこで日本も、自由主義世界で二位の経済的な実力を持つようになつてきたのであるから、円がそういうようなユーロの市場でももう少し自由に使われることを許容すると。そういうことをアメリカ側が言つておるわけです。

ところが、私どもの基本的な考え方は、円の国際化、円が国際的に使用されるとか保有されるというふうなことは、日本の金融資本市場の自由化が進み、外国の方々が日本の市場で円を調達し、

そしてまた、あるいは日本の市場で円資産を運用する、そういうような形で円が国際的に使用、保有されるのがオースドックスなことではなからうか。それに伴ってユーロ・マーケットで円が補充的に使われるのはこれは許容していかねければならないかというような考え方を持っておるわけだ。

と申しますのも、やはりユーロ・ドル・マーケットというのは必ずしもアメリカ側が積極的に育て、つくり上げていくというようなことでなく、委員御承知おきのよう、歴史的な沿革でアメリカの規制を逃れるドルの資金というもののよってマーケットが形成されてきた。それが国際金融社会に及ぼす影響等いろいろな問題があり得る。例えば通貨の管理についていろいろ問題を投げかけるであろうとか、それから銀行の経営の圧迫要因になるんではないかと、いろいろな要因が考えられて、先進諸国でもユーロ・ドル市場というものを野方図にしないで、何らかの規制をする方法はないかという議論が行われていたわけだ。今日でも必ずしもユーロ市場というものを大きく育てていくというような国際的な合意もないことではあります。したがって、私も、ユーロ円マーケットを政策的に育てて大きくしていくという問題については十分慎重な議論、検討が必要かと思ひます。しかし今日の日本経済の国際社会における地位を考えますと、補完的と申しますか、ある程度はニーズに応じてユーロ市場での円の許容も認めたいかざるを得ないかと、そういうふうな考えでいる次第でございます。

○亀山篤君 時間が来ましたので、大蔵大臣、最後に私の考え方を述べて、決意といいますか、これからの考え方を示してもらいたいと思うんです。

先ほどお話がありましたように、ユーロ市場の拡大というのが一つの本命、それから日本の国内金融についての参入自由化というものが大きな眼目と、こういうふうな拝見をしました。そこで、

我が国の場合には金利の面でも規制金利の体系としてはなっているわけですね。それから金融界の特長事情として少額貯蓄、郵便貯金というものがあることも厳然たる事実であります。しかし国際的に商売をやっていくとすれば、開放したり自由化をしなければならぬ運命にもあることも事実です。しかし、それは言いつても、国内の環境整備が終わらないうちにどんどん進められることになりまして、信用秩序の上からいってとても重大な問題が生ずるわけです。そこで、この三月十九日に決めた対外政策八項目の中の一つにこれが挙げられているわけですね。農産物の枠の拡大という問題と並列になっているかどうかよくわかりませんが、もしこれがパッケージになっていてアメリカがどんどん攻めてくる、ECが強い主張をするということになりますと、問題の解決を非常に複雑にすることになると思うんです。そういう意味では私はこの種問題は農産物の……

○委員長(伊江朝雄君) 亀山君、時間ですから簡潔に。

○亀山篤君 枠の拡大という問題と切り離してやってみよう。

それからもう一つは、いずれボン・サミットで話が出るわけですから、これは国内的にもう少し意見を聞く、あるいは状況を十分に国民の前に知らしめる、そういう努力が必要としかえって混乱をする、そういうことを非常に恐れます。そういうことを配慮をして、ぜひ考え方を聞かしてもらいたいと思うんです。

○国務大臣(竹下登君) 基本的には亀山さんおっしゃることは一番大事なことでございまして、郵便貯金の話をしましても、時に外国の人にはわからぬことがございます。それはそれでございましょう、これだけの伝統ある国家的貯蓄手段であるものがない国が多いわけでございますから、それから金利の自由化ということになると、だれしも、これがもつと国民に対する理解度が深まっていないと、今おれの少額貯蓄、おれの郵便貯金と、こういう不安感を起こしちゃいけませんから、

ら、もとより大口のCDとかそういうようなところから徐々にやっていくわけでございますけれども、要は国民の理解、原則的に私は悪いことだと思っているわけじゃないんですが、国民の理解とハーモニーした形でやっていかなきゃならぬだろう。それが向こうにとっては少しステップ・バイ・ステップ過ぎるんじゃないか、こういう印象を今与えているんじゃないか。

それと同時に、もう一つ、若干違いますが、牛肉、オレンジみたいなシンボリックな問題ではない、非常に全体のオースドックスな問題でございまして、したがって経済対策というようになことはパッケージでやりますが、具体策ということになりますと、おのずから月がずれましたり、あるいはやるテンポの相違は、これはもちろんございまして、

○塩田啓典君 関税定率法の一部を改正する法律案についてお尋ねしたいと思ひます。

いろいろ御質問をしたいと思います。おたつたわけでございますが、同僚議員の質問に対する答弁もありましたし、非常に時間に限られておりますので、二、三の点についてお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、税関の業務の問題ですね、業務体制の問題についてお尋ねをしたい。

税関の業務は、通関あるいは収税、監視取り締まり、それから犯則処分、こういう仕事を担当しておるわけでございますが、最近の国際化で非常に海外との交流も多い。また世界の国から批判を受けるぐらいに貿易もどんどん伸びておる。そういう状況にあるわけでありまして、この十年間を見て、大ざっぱにいうと、いろいろな出入国者数とかあるいは貿易の量とか、そういうような点が多岐にわたっておるのか、これをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(垂水公正君) 税関の業務は、ただいま塩田委員の御指摘のように、多岐にわたっておりますが、かつ同時に近年その行政需要は増大をしております。

具体的に指標で申し上げますと、出入国者数で見ますと、四十八年に対して五十八年は約二倍になっております。それから大蔵省の簡易検査量は三・八倍、それから大蔵省の簡易検査で見ますと五・三倍、それから貿易の量でございまして、貿易の量は五・五倍、貿易の額で申しますと、輸出が三・五倍、輸入が約三倍、保税関税が一・五倍と、こういうような数字が挙げられると思ひます。そういうことが端的にあらわしてありますように、行政需要は増大しているという御指摘はまことにそのとおりであると思ひます。

○塩田啓典君 これは税務当局の場合とも非常に似通った点もあるわけでございますが、そういうように非常に仕事量がふえておる中で、果たして税関職員体制はいいのかどうか。五十八年度は対前年度四十八名減っております、このようにお聞きしておるわけですが、そのことは事実なのかどうか。そして五十九年度はどうなるんでしょうか。

○政府委員(垂水公正君) 最後にお尋ねのありました税関の定員につきましてでございますが、五十八年度は増員が三十五名認められたわけでございますが、いわゆる定員の計画削減等がございまして、御指摘のように純減は四十八名になっております。それから五十九年度は、予算によりまして、増員は三十三名認められておりまして、しかし計画削減等がございまして、純減ベースで申し上げれば五十一名の減というのが実情でございます。

○塩田啓典君 行政改革、定員管理という面からそのように減ってきておるわけでございますが、この輸出入貨物の現物検査というものは、実際に検査するのは五〇程度である、このようにお聞きをしておるわけですか。もちろん輸出入の品物の中には自動車のように検査の簡単なものもいろいろあると思ひますが、五〇程度のパーセントで心配はないのかどうか。その点はどうかでしようか。

○政府委員(垂水公正君) 先ほど来申し上げてお

るような業務の増加でございますから、これに対処するには、一方においてその業務の効率化、重点化の必要があると思っております。と同時に、他方において、先ほど来話の出でおりますように、定員の要員の確保というようなことが必要になってくるんじゃないかと思っております。

そういう両方にわたる措置のうち前段の通関手続の合理化につきましては、先ほど御指摘のような検査率というものの低下は確かに発生をしておりますけれども、そこは例えば取り締まりについて言いますと、情報検索を効率化するか、あるいは他の取り締まり官署との連携を強化するか、あるいは取り締まりに当たっての機器を導入するとか等の措置によりまして、問題の社会悪事犯と言われているようなものについては重点的な取り締まり体制をとっておるわけでございます。

他方、一般の通関の体制につきましては、例えば航空貨物について申し上げますと、五十三年に輸入航空貨物の通関について電算化処理を開始いたしております。さらに本年の計画といたしましては、本年秋に輸出通関、航空貨物の通関についても電算化を移行したいと、こういうふうにして思っているわけでございます。

そういうようなわけで、増大する需要に対しては効率化で迅速化の処理を促進すると同時に、他方取り締まりの観点では、できるだけ重点的な取り締まりを通じて従前の取り締まり体制に近づいてまいりよう努力しておるわけでございます。

○塩出啓典君 先ほどのお話ではこの十年間で覚せい剤が三・八倍、これは摘発したのが三・八倍です。それから大麻が五・三倍になっておる。我々は日本の国内のいろいろな諸悪の根を断つためにも、あるいはけん銃の持ち込みに対する厳しい検査、そういうものをやってもいいと安心してきない。ところが、今の覚せい剤関係はほとんどふえておるわけですが、その点一つはそういう体制で十分なのかどうか。それと、感じとして大体何％ぐらい捕まっておるのか。その点はどうなんですか。

○政府委員(垂水公正君) 覚せい剤、銃砲等の取り締まりにつきましては、水際取り締まりという観点でいえば私どもの責任であると思っております。同時に、国内での取り締まりについては、厚生省の関係機関あるいは警察庁の担当機関と相協力してやってまいりようということになっておるわけでございます。

取り締まり体制について、先ほど航空貨物について輸出入についての電算化体制を申し上げましたけれども、一例を空港の旅客の分野における取り締まり体制の重点化といいますが、効率化といひましては、五十四年に成田空港に電算機による情報処理システムというものを導入しております。それから五十六年に伊丹空港について同じような要注人物等に対する取り締まり体制を確保する電算システムを導入しておるわけでございます。

そういうことでだんだん努力をしまいたしておりますが、しかしながら、もちろん国内に銃砲の存在があり、あるいは具体的に申し上げれば、麻薬の摘発が行われているということは、その取り締まりの目を抜けて持ち込まれているという事実があるわけでございまして、そういう意味においてはまだまだ努力が足りないということでは、私も、ただいまの社会悪事犯の取り締まりは税関の取り締まりの中の最優先課題の一つである、かように考えております。

○塩出啓典君 これは大蔵大臣にお尋ねをいたしますが、十年間を見ましても、このように急速にふえている中で定員はほとんどふえていない。最近ほとんど減っておるわけでありまして、先般我が国でも宮澤さんの事件とか、グリーコの社長のあいう事件があった。ああいうものは幸いにしてハッピーエンドに——ハッピーエンドというか、生命の危害がなかったわけでありまして、これには日本の税関当局のそういう取り締まり、また日本の警察当局の御努力もあるわけですね。そういう

点で、日本はけん銃を持たせないということは非常にいいんじゃないかと思うんですが、しかし今後考えるときに、五十八年は四十八人減っておる、ことはまた五十一人減る。もちろん全体を減らす中である程度やむを得ないにしても、機械化はもうそろそろやってはいるが、これでは心配です。しかし税関局長は、今の状態ではやれませんが、言いたくてもなかなか言えないんじゃないかと思うんですが、もうちょっとこれは検討してもいいんじゃないかなと、このように思われるわけですが、その点はどうでしょう。

○国務大臣(竹下登君) 今、局長から十年前からの比較がありました。が、ちょうど私が初めて国会へ出ましたときに海外旅行者の数四万五千人、それが今四百万を超過しているわけでございます。先ほど来のお話の社会悪物品と申しますか、そういうものに対する水際作戦は税関が担当するわけでございまして、この水際作戦が完全になれば、なるほど厚生省の方、警察の方の荷を軽くすることにもなるわけでございまして、その点に十分配慮しなきゃなりません。それは大々入られて見つけるだけじゃございせんので、そういう配慮は今、局長からも極めて控えめに答えておりましたが、その重要性は十分認識しておるつもりでございます。

○塩出啓典君 税関の仕事は、覚せい剤の密輸入をチェックするとか、大変危険な仕事でございまして、一昨年大蔵委員会が大阪の方に行政視察に参りましたら、ちょうどそのときに、大阪湾で一人の方が夜巡視中に亡くなられて殉職をされたわけでありまして、確かに税関の仕事というものはそういう大変な危険を伴っていると思うんですね。またいろいろ国際的なそういう関係も大変必要なのではないですか。

ところが今、税関職員の俸給表というものが、これは一般と一緒にしておる。これは別に設けてもらいたい。例えば税務職員とか、あるいは警

察とか公安関係の人にはそういう特別な俸給表があるわけですが、僕は、数がこういうふうなふえない状況の中であるならば、せめてそれぐらいはやってもらいたいんじゃないかなと思うんですね。その点はどうなんですか。

○政府委員(垂水公正君) 税関職員の処遇につきましては、御指摘をまづまでもなく重要な問題だと思っております。御指摘のような給与の改善という意味で、特別の例えば税関職員の俸給表というものを設定してはどうかという御意見かと思われま。確かにそういう考え方があり得ると思っております。確かに二つあります。

一つは、確かに税関の職員の職務の特殊性があるとしても、それゆえに税関職員の俸給表を設定すれば、ほとんど同程度に特殊な各種の行政の職にある者についてまた別途の特別の俸給表をつくらなければいけません。こういうような問題を派生させるということが一つあります。それから一つは、税関の職員の中に、先ほど大阪税関の職員の殉職のケースを引用されましたように、大蔵公安職的な機能を果たしておる職員もございまして、すべての職員がその種の公安職的な仕事をしておるというわけではなくて、通常の行政職職員としての機能を果たしているものと見てよい場合もあるわけでございまして、したがって、税関職員全体を一つの特別の俸給表にするということについては技術的にも問題がある。私の理解ではそんなことが問題点であらう。その他いろいろ技術的なことはあると思っております。

そういう意味で、私も人事院当局にその種をお願いをしたことがございますが、人事院当局は全体のことを考えてなかなか縦に首を振ってくだらないという状況でございます。そこでどうしておるかということでございますけれども、上位の等級級別定数を確保する。それが一つ。それから特殊な交代制勤務をしておる等に伴う特殊な手当を拡充していく。そういうような

ことについてはかなり関係方面の御理解を得て改善をされてきているのではないかと。そういう方面については引き続き努力をしてまいりたい、かように思っております。

○増出啓典君 いろいろそういう問題はあつたと思つたのですが、きょうは人事院の方にはお越しいただいていないわけですが、ぜひひとつ大蔵大臣としても、私は細かいことは余りわかりませんが、どういふ形が一番いいのか別としても、それ相応の待遇をしていく。私はお話を聞いたんですが、税関だけじゃ数が多いから特別のをつくらうという面でも支障があると。であるならば、同じ大蔵省である国税と税関を一緒にするとか、こういうような道もあるんじゃないかと思つたのですが、そういう意味で、これはぜひ、ただ人事院がだめです、ああそうですか、というんではないに、もっと積極的に努力をしてもらいたい。この点はどうか。

○国務大臣(竹下登君) 税務職員の場合は、私から毎年人事院総裁に対して直接御要望を申し上げまして、人事院勧告に当たつても何らかの配慮がなされるようにということがそれなりの実を結んでおるのではないかと。税関の場合は、確かに税務職員と違いますが、公安的仕事の人、いろいろ多種多様な点がございまして、一度人事院にもアプローチしてみたいと思つたわけですが、他業種との関連も見定めながら十分検討させていただきます。

○鈴木一弘君 関連というよりはなんですか、けれども、けさの新聞を見まして、ユーロ円債の発行条件の決定ということで報道がありました。今、輸出委員からのいろいろ質問に対してのお答えがあつて、いわゆる拡大には慎重にいくとか、ユーロ・ドル・マーケットの補完としてというような認識でそういう発言をなさつておられるということもわかりました。今のところユーロ円債の現状が約三十銘柄である、かなりの金額に上つてきてるといふのはそれでわかるわけですが、ユーロ円建ての外債もございまして、これからの資金、こ

ういうように発行できる企業ができたということになりますと、資金手当てというものが全世界的にならざるを得ませんから、私は何かこれをずつと見て追つていきたいと思います。現在でもスイス・フラン市場であるとかユーロ市場であるとか、米市場等から資金を調達しておるものもかなりあるわけでありまして、何か、銀行局よりさうなから、国金局よりさうなには、というような感じをちよつと持たつたわけでございます。

一番大事なことは、基本的には円の国際化と国内金融政策の調和ということだろつと思つたんです。この辺のところをこれ一つ伺いたいんです。先ほどの考えはわかりましたが、もつと基本的なこととこれからどう考えていくかということをお願いしたいと思います。

○政府委員(酒井健三君) 我が国の経済、企業の国際化というのは、委員御承知おきのうちに、近年急速に進展しております。またオイルショック後の競争の激化、激しい競争の世界で生きていかなければならないということで、効率化が進められていくわけでありまして、企業として見れば、資金調達をできるだけコストを低く、そしてまた資産があればそれをできるだけ効率的に運用したいというニーズがあるわけなんです。現在外貨建てのものにつきましては調達も運用もほとんど自由になつてきているのが現状でございます。そしてユーロ・マーケットにおきましては債券による資金調達も、先ほど御説明申し上げましたように、外国の政府、国際機関等が行われるようになっていくわけなんです。

恐縮でございますが、数字を今手元に居まして、ただで御報告申し上げますが、初めてユーロ円債の非居住者による発行を認めましたのは昭和五十二年の五月の欧州投資銀行債が初めてでございます。それ以来、ことしの三月までで合計二十六件、三千九百五十億円の発行が行われているわけでございます。

私も、居住者、日本の企業につきまして従来ユーロ円債の発行を認めてなかつたわけでございますが、企業の先ほど申し上げましたようなニーズも勘案いたしまして、国内の金融政策等との調整、調和を図りながら、これにつきまして緩和をしていくことが望ましいと思つて、昨年の秋、そういうような方針を定め、その後関係者の意見調整が調ひまして、四月からユーロ円債の非居住者のガイドラインにつきまして緩和が実現することになったわけでございます。

そういう意味で、これはある意味では円の国際化の一つの動きであるということが言えると思つたんですが、今回のどの程度の企業にユーロ円債の発行を認めるかという問題につきましても、国内の起債市場との調整、そういうものにつきましても関係者の十分な配慮のもとに漸進的に第一歩を踏み出したという状況でございます。私も、国内の金融国際化というものの進展というのは、国内の金融市場の自由化、それと平仄を合わせて考えていくべきだという慎重な姿勢を維持しているつもりでございます。

○鈴木一弘君 問題は、非居住者については何か今までは年に六ないし七銘柄だったのを月一銘柄というふうなことが報道されていまして、そうじゃない、今度はいわゆる居住者、これが出すわけでありまして、問題は向こうのアメリカからも言われているように、外国企業や外国政府、非居住者でございまして、それによるユーロ円債発行、ユーロ円債を持つ外国人に対する利子課税の廃止ということをやつております。非居住者に対する課税が非課税になつていくのは、租税特別措置法で利付外貨債の発行差金の非課税ということが既にされているわけですね。だから、そういう点から考えても、私はこれからのユーロ円債を魅力ある商品にしていかなければならぬというところなんです。いよいよ各社出ていくようになります。そうすると、今のようないふことをやらぬと二重課税というふうになるわけでございますから、そういう点のことから魅力あるものにするための努力、または対象企業をどう広げていくかというところでございます。こういう点について、然

大には先ほど慎重だと言つたんですが、そのほかに今の問題についてもお答えをいただきました。と思います。

○政府委員(酒井健三君) アメリカ側からユーロ円債の問題の提起があつたときに、あわせて源泉徴収税の問題についても提起があつたのは事実でございます。委員御承知おきのうちに、非居住者、外国の政府とか国際機関とか、あるいは外国の企業がユーロで社債を発行しまして、それを外国の投資家が買った場合には日本の税金は及ばないわけでございますので、アメリカサイドが言つたのは、日本の企業がユーロで出したときに、それを買った外国の投資家に対する源泉徴収税の問題でございます。

この問題につきましても、アメリカサイドの言い方では、ユーロ市場とユーロ社債市場ではそういうような源泉徴収税をするような慣行はないんだ、だから日本の企業のユーロ円債についてもユーロ・マーケットの慣行を考へて源泉徴収税が課されないような方策を考へてほしい。ただ、アメリカも法律的には、アメリカの企業がユーロ・ドル債を発行した場合には源泉徴収税を課することになっておるんですが、そこは租税条約の関係で実質的に税金が課されないというふうな状況でございます。第二回目の作業部会におきましても、この問題は議論されました。その辺は主税局の方からお答えいたします。

○増出啓典君 もう一問だけ。特に今回、関税が下がるわけ、税、物価が下がるように、また便乗値上げじゃなしに便乗値下げというのか、大いにPRをして効果が出てくるようにひとつ努力をしてもらいたい。閣僚としての大臣にこれを要望しておきます。

○国務大臣(竹下登君) 関税率が下がるということ、それから円高基調とかいわゆる輸入物価の下がる要因はございまして、極力それが消費者に直結するよう、大蔵省だけの問題じゃございせんが、指導はしていかなきゃならぬ課題だといふふうに理解しております。

○近藤忠孝君 この関税定率法の改正案はいつから準備され、いつその作業が終わったのでしょうか。

○政府委員(垂水公正君) 先ほどもちょっと大臣からお話がありましたとおり、作業のごく初期の段階を申し上げれば、前年の改正が終わったときから始まっているということでございます。

次に、終期はいつかということでございますが、この法律案を国会に提出いたしました二月でございます。

○近藤忠孝君 この法案の基礎となった政策決定、要するに税率引き下げ幅とか品目の選定、これはいつも予算の決定と同時に、その前にこれはできておるものでしょう。そうですね。にもかかわらず、今なぜこの三月三十一日という年度末に我々これを審議しなければいかぬのでしょうか。

一番最初に出してきてどんどんやるべきなのに、なぜ今ごろ我々は日切法案として泣く泣く協力しなきゃいかぬのか、それを説明してください。

○政府委員(垂水公正君) 確かに、税率そのものにつきましては、委員の御指摘のとおり、予算と一体と決めておりますので、一月十八日の関税率審議会の答申をちょうだいしまして、そこで税率は決まっております。

○近藤忠孝君 大臣いかがでしょう。

○國務大臣(竹下登君) ただ、何といいますが、審議のスピードとかいうようなことになりまして、これはハウス自体の問題ですから、政府側からはお答えするのは適当でないと思います。

○近藤忠孝君 だから、ハウスの方は来た順番にやるということなんですね。一番最初に出してくれば、もうとつきの昔に成立するんですよ。なぜ、まず先に酒税あるいは租特措置などを出し、その後で関税を出して押し上げているのですか。大蔵省がまさにハウスを気ままに翻弄しているんですね。

国会は一寸先はやみですから、これから何が起きるか分かりませんね。万が一きょうじゅうに成立しなかったらまさに大混乱、その責任は一体だ

れが負うのか。それはハウスの方じゃありませんよ、そんなものは遅く出してきた、ほかのより後から出てきた。それは最終的には大蔵大臣の責任じゃないでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) これは責任とすれば提案権者である私に帰するでございます。しかし、例えはその場合は、あるいは不可抗力と言わざるを得ないかもしれないと思います。

○近藤忠孝君 それは責任転嫁なのです。そんなことしなくたってまず先にいせばいい。我々だってほかの日切法案全部、例えば三月十五日に成立させてほしいといえばちゃんとやっておるのです。それを重要法案がまさにメジロ押しになっているそのときに出してくる。それは何とか押し出したという意図があるからでしょう。

○國務大臣(竹下登君) 押し出しとか、まぐらとかいうのは、ハウス自体で考える問題でございます。

○近藤忠孝君 これは、私は委員長に要望申し上げるのですが、こういうやり方は改めるように当委員会としても一つの意思決定をしてほしい、今後の問題ですけれども、きょうここで言っても仕方ありませんからこの程度にとどめますけれども、これは大臣、責任転嫁しちゃうと思うのです。今後ともお考えいただきたいと思うのです。

そこで、次に具体的な問題になりますが、発達途上国の輸出所得を増大するために途上国からの輸入をふやすことは必要だと思うのです。しかし、これによって我が国の関連中小企業や農業に打撃を与えないよう慎重な配慮が必要だと思うのです。

そこで一つの問題は、現在特惠枠の管理方法として月別管理、日別管理があるわけです。日別管理でもたつた一日で年度全体の枠を突破して、極端なものは年度枠の十倍から百倍もの輸入がたつた一日でされてしまうということ、こういう事態が実際に生じています。これは国内業界に大変大きな脅威となっているんです。

そこでお尋ねしたいのは、昨年四月一日特惠枠を突破して翌々日特惠停止になるのですが、これは何品目あるのか、そのうち特に枠を大きく突破した品目名及びその超過した割合についてお答えいただきたいと思ひます。そして、これは大変なことなんです。これら昨年大幅に突破した品目について事前割り当て制の対象にするなど何らかの対策をとるべきではないかと思うんですが、この点についての答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(垂水公正君) 第一に、その日別管理で枠を超えたのは十六品目でございます。それから主なものは何かという第二の御質問についてでございますけれども、全部をちよつと申し上げるほど資料は整っておりませんけれども、例えば銅の塊、フェロアロイ、フェロニッケル、履物、それからドレス等の衣料附属品、男子用の外衣、女子用ないしは乳児用の下着、手袋、その他竹製のくし及び引き抜き機、そういったようなものがあると思ひます。

それから第三に、そういう事実に対して五十九年度で制度を改めるものがあるかということにつきましては、フェロニッケルについては割り当て方式に切りかえることを各省との間で相談して決めております。

○近藤忠孝君 そちらからの事前の資料によりますと、例えば引き抜き機及びくしの場合は枠は二百万円、大臣、何と輸入額が二億七千四百万円です。もう枠を決めた意味が全然ないんです。それからグルタミン酸ソーダの場合には、枠二千二百五十八キログラムに対して輸入は五万八千七百七十四キログラム等々ね。そういう点で、これは今後問題として十分にお考えをいただきたい、こういう要望を申し上げます。

大臣、こんなこと知らなかったでしょう。知ってました。

○國務大臣(竹下登君) いや、グルタミン酸なんか知ってました。

○近藤忠孝君 そうですか。そういうことであります。

それから次にもう一つは、経団連がこのほど、現在、原則禁止、例外許可となっている関税法などの体系を、原則自由、例外許可に全面的に改めるべきだという内容の要望書をまとめたということが新聞報道であります。これによりますと、輸出は許可制をやめて届け出制にする、それから輸入貨物到着前の事前申告を認めるということ、三番目には関税を貨物輸入後にまとめて支払う後納制を設けるなどとなっております。しかし、通関制度というのは、これは企業の営利活動の便宜のため、簡便かつ迅速であればあるほどよいというものでないと思ひます。国民の健康と安全、農業、中小企業保護など、社会的要請などを満たすために輸出入に対する諸規制を水際においてチェックする、こういう重大な役割を持っていると思ひます。この点の認識についてお伺ひしたいと思ひます。

また、ことし四月よりコンテナ貨物については許可後検査方法が導入されるわけですが、これも物流のスピードアップを最優先させて、事前のチェックという税関の当然の責務をないがしろにすることになるんじゃないか、こう思ひますが、どうでしょうか。

○政府委員(垂水公正君) 第一の、経団連に御指摘のような意見があることは承知しております。

そのポイントとして、輸出の許可を届け出制に変えたり、あるいは後納制を導入したりというのは近藤委員の御指摘のとおりだと思ひます。しかし、私どももいたしましては、現行の関税法が許可制をしておりますのは、先ほどの質疑にもございまして、輸入については社会悪の物品の水際防圧、あるいは関税の徴収というような観点がございます。輸出については許可制をいっておりますのは、具体的な例で申し上げれば武器の輸出禁止、あるいは高度技術物品の輸出のコントロール、そういうものの確保のためのものでございますから、私としては、そういう所要の規制の実効を期す意味で現行の体制で十分ではないかと思ひます。

なせならば、現行の体制であつても、先ほど来申し上げておるとおり、輸出通関、輸入通関についての迅速化はそれなりに十分図られておる。輸出については、申告の処理は平均で申し上げれば一時間、輸入については二時間ということでございますから、その物流を損なうという事態にはなっていないと思っております。

第二のコンテナ貨物の検査でございますが、税関における輸入貨物のチェックは、輸入貨物が国内の流通の過程に入る前にチェックされる必要であるという意味においては委員と全く同意見でございます。で、この場合に許可後検査としているのは、税関の検査が終りまして、その税関の許可を受けまして、その許可の条件として検査を受けるということとを条件にして物流の必要性に応じて例外的に認めておるものでございますから、そういう意味においては、コンテナが流通に入る前に検査をするという意味において問題はないと思っております。

○近藤忠孝君 最後に、今回の改正の最大の問題は、私たち毎年の改正で指摘しておりますように、我が国がアメリカなどの要求によつて必要以上に過大な関税の引き下げを行っているのじゃないかと、こういう点であります。もちろん貿易国家である日本にとつて世界に率先して自由貿易を進めることは必要だと思ひます。しかし、その場合重要なことは、一部の大国の要求に屈して一方的に引き下げるのではなくて、発展途上国を含めた国際的な場で国際的ルールに基づいて公正に行うべきではないか、その上でのみ自主的な関税政策が成り立つのじゃないかと、こう思ひますが、最後に大臣の答弁を伺つて質問を終わります。

○国務大臣(竹下登君) 珍しく今おっしゃつたのと大体私とそう違つておりません。

○栗林卓司君 時間が限られておりますので、一、二若くお尋ねをいたします。

と云う御予定なんです、五十九年度については主要先進諸国がまだ実施していないので一年分だけにしなうと、こうありますが、一応この関税定率法の改正案が通つたとしてその後の見通し、主要先進工業国に対する影響等含めてどうやらなになっていきますか。

○政府委員(垂水公正君) 現時点における見通しを申し上げますと、先ほど申し上げたとおり、アメリカは東京ラウンドの前倒し措置につき大統領に議会から授權をもらうべく行政府としては努力をしておるわけでございます。それがどうなるかは米議会の問題であると思つております。それからまたECにつきましては、昨年の末、本年は実施しないけれども、明年一月からは条件つきではあるが、つまりまた来年の秋にも一度決定をするということではあります。実施に移したいという内々の決定をしておるわけでございます。したがって、昨年の暮れの事態に比べますと、環境は明るくなつておるのじゃないかというふうに思つております。

なお、私どもの今回の改正については、先ほどの質疑で申し上げたとおり、国際的にも評価されておりますし、なかなかよくと申し上げておきたいのは、OECDの場合においては、他のアメリカ、EC、カナダ等の前倒しのいわば誘因となつておるという面がございます。そういう理解をしておるわけでございます。

○栗林卓司君 そうすると、六十年まで両年度で三年分前倒しというのは、五十九年度は一年分でありました、六十年年度は周りの状況を見ながら結果として三年繰り上げにならないかもしらぬけれども、先頭に立つて努力をする、こういうぐあいにこの三年繰り上げというのを受け取つておいてよろしいですか。

○政府委員(垂水公正君) 私としての立場は御指摘のような立場でございます。

○栗林卓司君 どちらにしても大変結構なことだと思ふんですが、ただ最近、関税問題というのが影が薄くなつてきたわけじゃないですか、けれども、

国際的な交易から考えると、為替レートの影響の方がむしろ大きくなつてきているという面が、これは否めない事実だと思ふんです。

そこで、これは大変とした質問になるんですが、今の円・ドルレート、あの水準がいいかどうかというのを公式に論評するのは別でしようけれども、と云つて、あの水準のまま横に行つて、いろんな経済摩擦がそうふえもしないで落ちつくということとは、それは期待する方が無理だ、日本政府として何らかの円高誘導の政策をとつていかなければいけないと思ひますし、また、そういう政策をとつていくことがある意味では経済摩擦解消の一つの条件になるかもしれない。そこで、円高誘導ということに頭に置きながら、今政府は大体どういったことを考えておられるのか。それとも、この問題についてはあくまでも市場で決める問題ですから、政府としては、関心は持たずが中立であります。どういふ立場にお立ちになつておられるのか伺ひたいと思ひます。

○政府委員(酒井健三君) 変動相場制のもとでは、本来でございます、為替レートの変動によりまして国際収支調整が行われることが期待されていたわけでございます。ところが我が国の場合、この三年ぐらゐ、年々拡大してきている経常収支の黒字にもかかわらず円高の方向に進まない。見方によれば円安であるというふうな見方もあるわけでございますが、その基本的な原因というものはつきましては、これは私どもは基本的な原因はドルにある、その原因はさらに何かという、アメリカの財政赤字に伴う高金利、それが何といつても一番大きな原因ではなからうかと思ひます。

今日、円と欧州通貨との間にはそうミスマライメントと申しますか、不調和はないかと思ひます。したがつて、ドルが円及び欧州通貨に対して全般的に高くなり過ぎてゐるということが一番大きな原因であります。したがつて、根本的な原因に対処してもらわなくちゃいかぬというやうなことで、私も機会あるごとにアメリカに

対しては高金利を是正するようにということを強く主張しているわけでございます。

ところが、円の日本のサイドでは何もやる必要はないのか、ただ単にマーケットに任しておけばいいのかという話になるわけですが、今日為替市場が大きくなつてきておりますので、介入によつてどういふことができるような状況でないのは御承知おきのとおりでございます。ただし、我が国の経常収支の黒字が非常に大きいというやうな状況のもとで、これはもう少し縮小するやうな方向に持つていく必要がある。それには政府としても内需振興等の基本的な輸入拡大の努力が必要であらうかと思ひますが、だんだんアメリカの金利に反応する為替レートの度合いも少し下がつてまいりまして、金利離れという表現をする方もいらつしやいます。そういうやうなことで徐々に日本の基礎的な条件、ファンダメンタルズのよさを反映して円高の方向に行くことを期待していきたいというふうに考えております。

○国務大臣(竹下登君) 今、国際金融局長から申し上げたとおりでございますが、今栗林さん十分配慮してお話いただきましたが、私どもが国際会議にお話する機会も、あなた、今円安じゃないか、一体どう考えているんだと申されるときに申しますのは、私が前回就任したときに二百四十二円でした、やめるときは二百十九円でございます。そういうことを私としては誇りに思つておりますという程度が、率直に言つて限界でございますが、今申しましたように、アメリカの高金利、これは我々は声をそろえて半ば合唱のやうに申します。しかし、その要因はあなたの方の財政赤字だということの突込みのぐあいによつては内政干渉にもなつていく、その辺我々としての限界もございまして、しかし、私どもは、今の状態、引き続き円高基調が定着することを少なくとも期待をしてゐる、そしてやうなことに對する願望も強く持つておるということでございます。

○委員長(伊江朝雄君) 他に御発言もないやうで

すから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

法人税法の一部を改正する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の修正について近藤君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。近藤忠孝君。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表し、政府提出の所得税法等の一部改正案及び法人税法の一部改正案に対する修正案につき、提案理由並びにその概要を御説明いたします。

言うまでもなく、我が国の納税制度は、納税者みずからが税額を計算し、自発的に申告・納付するという自主申告に基づく申告納税制度を原則としております。そして、申告する書類を確定申告書と呼ぶように、この納税者の申告によって税額が確定するというもので、税務当局がこれに介入するのは、極めて例外的な場合に限り行われるべきものとされております。これは、戦前、税務官庁が最終的に税額を確定する賦課課税制度にかえて、戦後、憲法に基づき主権者たる国民が行使し得るようになった重要な手続的権利の一つであります。この申告納税制度の精神を尊重した民主的な税務行政の確立こそが、今日求められていのであります。

ところが、今回提出の二法案に盛り込まれている申告納税制度にかかわる納税環境の整備なる諸措置は、この戦後税制の大原則である自主申告に基づく申告納税制度の根幹を揺るがす一大改悪にほかならないものとなっております。

第一に、記載に基づく申告などはあくまで奨励されるべきもので、提出法案のように法的に義務づけ、強制すべきものではありません。これはつけたくともつけられない広範な零細経営の業者、農民、建設職人などに新たな過酷な負担を強いばかりではありません。それを遂行していない者、あるいはそれが法律の要求する水準に達していないなどとして、結局、税務当局による安易な推計課税、押しつけ課税に道を開くものであります。また制裁措置がないというものの、いずれ裁

判等で挙証責任を求められるなど、これが実質的な制裁措置として機能することが予定されている。このように納税者に新たな負担を強制しているながら、何の特典、見返り措置も講じられていません。これは、記載義務の乏しい者から自主申告権を奪う結果となり、税務行政の強化を助長させることは必至であります。

一方、法人税法改正による記載義務導入などは、零細法人や収益事業を営む公益法人等及び人格のない社団等としての労働組合、民主団体、学校法人等に対する課税強化や不当な介入の手段となることも明らかであります。

第二に、資料収集制度として設けようとする総収入金額報告書の提出義務は、事実上の総収入申告制ともなるもので、小規模事業者等に過重な負担をもたらすばかりか、同時に記載義務、記録保存制度と連動して、予想される大型間接税の実務的な下準備ともなるものであります。

さらに、税務当局の官公署への協力要請は、当面、守秘義務を侵さない範囲内とはいうものの、税調答申によれば、これは当面の措置で、さらに将来その強化を検討するとしております。これは課税資料関係者のすべてに、協力義務規定をつくることの検討と相まって、課税がすべてに優先する重税国家への突破口となる懸念もあるものであります。

第三に、所得税法等改正案の中の国税通則法改正で、とりわけ許しがたいのは、同百十六条改正として課税処分取り消し訴訟において被告側の税務当局には何の規制もしないで原告側の納税者に一方的な制限を加えたことであります。これは、訴訟の大前提である当事者対等の原則を崩壊せしめるとともに、裁判手続である民事訴訟法そのものを事実上改悪し、憲法第三十二条に定められた国民の公正な裁判を受ける権利を侵害するものであります。しかも、裁判の基本にかかわることのような大改悪を、法制審議会にも諮らず、日本弁護士会連合会の意見も聞かずに、税法改正の中に紛れ込ませて一方的に強行しようとしていることは、

二重三重のファシオの暴挙であり、断じて許すことはできません。本改正について、記載義務等の法制化に賛成する個人や団体を含めた広範な人々が反対しているのも当然と言わなければなりません。

また、脱税者等に対する行政上の制裁強化策として打ち出されている過少申告加算税の二段階制導入と一部加重についてはあります。これは、結局、社会的にも最も非難を加えられるべき大口・悪質な脱税者や大企業の巨額な脱税の公表制度を見逃す一方で、一握りの脱税者制裁の名をかりて、多数の善良な弱小納税者いじめとなるものであります。

第四に、納税額一千万円超の高額納税者公示制に変える公示制度の改正は、同制度発足以来の性格を、事実上、高額所得者の国への貢献度を示す顕彰制度に一変させようというもので、容認できません。

以上、政府提出二法案には、制度の根幹にかかわる重大な問題が介在しており、この部分については、年度内成立の必要が求められているいわゆる日切れ法案とは分離して慎重な審議を行うことが必要とされております。

もとより我が党は軍事費の削減、不公平税制の是正などによって一兆四千億円の大規模減税を要求しており、政府減税案に賛成するものではありません。しかしながら右に述べた理由から、政府提出の所得税法等の一部改正案、法人税法の一部改正案のうち、納税環境の整備に係る部分を削除すること、これが本提案の理由と内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(伊江朝雄君) 以上で修正案の趣旨説明聴取は終わりました。

これより四案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○竹田四郎君 私は、日本社会党を代表しまして、

で、ただいま議題になっている四法案について、関税定率法案については賛成し、他の三法案については反対の意見を表明し、その討論を行うものであります。

なお、近藤君提出の修正二案に対しては反対いたします。

冒頭、政府に対して国会における審議権に関連し警告しておきます。

今次税制改正案は、所得税減税、納税環境の整備、あるいは酒税、物品税の増税法案が盛り込まれており、国会における十分な審議が強く望まれております。ところが、政府は、日切れ法案の審議より増税関係三法案の優先審議に固執し、このため委員会の審議権が不当に拘束される結果になったことに対し、強い憤りを感じ財政当局に猛省を促すものであります。

今次税制改正案は、所得税の負担の軽減という点では余りにも小規模な減税であり、全く国民の期待を裏切るものであります。さらに、所得税減税の内容を見てもみると、中堅給与所得者層への配慮は必ずしも図られていないのであります。なるほど課税所得五百万円から八百万円の適用税率が緩和されていますが、税額で比較した場合に

は一千万円を超える高額所得層が税率手直しの恩恵を最高に受けているのであります。高額所得者には最高税率の五%の引き下げで減額が厚くなっているが、低い所得層には最低税率の〇・五%の引き上げで負担は重くなっているものであります。高額所得者の公示制度も年税額一千万円超の者を対象にするなど、公示制度を大きく後退するもので容認できません。

また、いわゆる課税最低額という概念がいままに最低生活費との関連づけも行わず、その構成要素とされる人的三控除も単に一律引き上げがなされているだけで、給与所得者、わけても多数世帯の中堅所得層への配慮は何らなされていないのであります。

また、納税者の負担増となるのが今回の納税環境の整備であります。所得種類間の負担の公平の

見地から所得捕提の向上は望ましいものではあります。このたびの白色申告書への記載及び記録保存制度などの導入は実効性があります。白色申告者の大部分は零細な事業者であり、過重な負担を要求されることになり、青色申告者との格差は広がるばかりであります。また、納税者にとつての最後のよりどころとなる訴訟においてその証拠提出の順序を変更し、当事者対等主義を抹殺するなど厳しい措置がとられており、徴税権強化への懸念を抱かせるものとなっております。

以上の点のほか、大企業中心の租税の整理合理化は何らなされておらず、また政策減税は慎重にしろという政府税調答申に反して実施され、さらにグリーンカード制度の凍結問題は先送りされております。

このように今次税制改正は、減税に寄せた国民の大きな期待にそむき、国民をより一層厳しい納税環境に追い込むものであり、決して容認できるものではありません。

以上、申し述べまして私の関税定率法を除く他の反対討論にいたします。終わります。

○藤井孝男君 私は自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案外三法律案並びに近藤委員提出の法人税法改正案及び所得税法改正案に対する両修正案につきまして、両修正案に反対、四原案に賛成の意を表明して討論を行うものであります。

昭和五十九年度税制改正の最大の眼目は、国民的要請ともなっていた所得税及び住民税の全般的見直しによる大幅減税を実現しようということであることは言うまでもありません。

しかしながら、大量の公債に依存する深刻な財政のもとにあって、財政本来の機能を回復し、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定向上を図るために、財政の改革は緊急の課題とされているところであります。

したがって、所得税減税の財源は、原則として他の税目、すなわち、現行税制の枠内において

これを求めざるを得ないのでありまして、酒税、物品税等について社会経済情勢の変化に対応した見直しを行い、さらに企業課税についてもある程度の負担の引き上げによる増収措置を講ずることはやむを得ないと考えます。

そこで、まず、所得税については、社会経済情勢の変化に応じて見直しを行う必要があります。が、今回、人的控除をそれぞれ四万円引き上げる等の措置が講ぜられているほか、給与所得控除の控除率適用区分の是正、さらに税率についても急激な累進度を緩和するための見直しが行われ、その結果、課税最低額は四人家族の給与所得者で現行の二百七十九万円から二百三十五万七千円に引き上げられ、また中堅所得層の負担軽減にも資する内容となっております。

さらに、申告納税制度の定着と課税の公平の推進を図る見地から、国税通則法の改正を行うこととしておりますが、このような納税環境の整備が行われることにより、給与所得者と事業所得者等の間にあるわだかまりの解消に貢献することともに、所得税制のみならず、税制全体に対する国民の理解と信頼をより強固なものとするのに役立つものと確信いたします。

次に、法人税につきましては、租税特別措置法におきまして、二年限りの措置として、税率を普通法人において一・三％、中小法人において一％引き上げ、さらに欠損金の繰り戻しによる還付制度の適用を停止し、あわせて法人税法改正案において延納制度を廃止することとしております。企業を取り巻く内外の環境が極めて厳しい折、企業に税負担増をお願いすることはまことに忍びがたいものがあります。さきにも申し述べましたように、所得税減税の財源を確保するための措置として、まことにやむを得ないものと考えます。租税特別措置法の改正案においては、このほか、累年にわたってその整理合理化が進められてきておりますが、税負担の公平確保が一層強く求められていることにあたって、五十九年度においてもさらに整理合理化が図られているほか、エネルギーの

効率的利用促進と中小企業の電子機器利用推進のための設備投資促進税制を導入し、さらに住宅建設にかかわる贈与税の特例を設ける等、景気対策についてもきめ細かい配慮がなされており、必要かつ適切な措置と認めます。

最後に、関税定率法等の改正案は、鉱工業品関税の東京ラウンド合意の繰り上げ措置を初め、主要関税の関心の深い個別品目の関税率を引き下げる等の措置を講ずることにより、我が国市場の一層の開放を図ることとしており、これによって対外経済摩擦の解消に資し得るものと確信するものであります。

以上の理由により、四法案に対する私の賛成の討論といたしますが、政府におかれましては、財政改革が急務の課題であることにかんがみ、これまでも増して財政収支の改善に努力されまうとともに、今後において税体系の抜本的な見直しを推進されることにより、税に対する国民の信頼を維持確保されんことを期待して、私の討論を終わります。

○塩田啓典君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました所得税法等、租税特別措置法、法人税法のそれぞれを一部改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

反対する理由の第一は、まず課税最低限の引き上げが不十分で、減税見送り六年間の物価上昇から考えても物価調整を補うものにもならず、減税規模が少なくなっていること、その上さらに見返りに大幅増税を強行し、減税の景気浮揚効果などを殺していることであります。

我が国経済は、景気に明るさが見えてきてはいるものの、その多くは輸出に支えられてきたものであり、内需、特に個人消費は伸び悩んでおります。

内需の停滞が中小企業に厳しい景況をもたらす。地域間、業種間格差を拡大し、依然として失業、倒産を高水準で推移させていることは明らかであります。

家計面でも、所得税減税による負担軽減は大量

増税、公共料金の値上げなどによって帳消しになり、生活防衛には役立っておりません。このような事実が、国民が所得税減税に期待した景気浮揚、生活防衛、税負担の公平化などの効果をことごとく減殺してしまうものであり、到底認めがたいのであります。

また、所得税の最低税率を引き上げ、一方、最高税率を下げることは、大衆課税の強化を進めるものであり、見過しにできません。

申告納税制度の見直しも、各種団体よりの要望を踏まえつつ配慮していく必要があると思われま

す。

反対する理由の第二は、中小零細企業に対して極めて厳しい法人税の税率引き上げが強行されていることでもあります。

申すまでもなく、我が国経済財政の主要課題は、世界経済の景気回復、物価安定などの好材料を生かしつつ、内需拡大によって景気浮揚を図り、経済を安定成長軌道に乗せ、その基盤に立ち、財政再建を推進することでありま

す。

法人税の税率引き上げは、中小企業の設備投資意欲を減退させるばかりか、その措置が二年間の時限立法とされていることから、二年後の増税延長、他の大衆増税との入れかえなどさまざまな憶測を生み、経営の不安定要因を増加させるもので

す。

中小企業に対する設備投資減税も、我々の要求を大きく下回っており、その景気浮揚効果に疑問を抱かざるを得ません。

このように我が国の緊急課題である景気浮揚に逆行する税制改正には、強く反対せざるを得ないのであります。

また、政府が、所得税減税の見返りとして大幅増税を強行しながら、利子配当所得に対する課税の適正化など不公平税制の是正に極めて消極的であり、また隠れた補助金と言われている租税特別措置に対する切り込みが不十分であることも、反対する主な理由の一つであります。

最後に、共産党の修正案には、我々はいささか

意見を異にすることを申し添え、以上で私の討論を終ります。

○近藤忠孝君 私、日本共産党を代表し、法人税法、租税特別措置法並びに所得税法等の各一部改正案、関税定率法等の一部改正案の政府提出の四法案に反対、我が党提出の所得税法、法人税法一部改正案に対する修正案に賛成の討論を行います。

四法案に反対する第一の理由は、所得、法人税法改正案に含まれている納税環境の整備関連規定が、戦後税制の大原則である自主申告に基づく申告納税制度の根幹を揺るがす大改悪にはかならないからであります。

記帳に基づく申告はあくまで奨励されるべきであり、法律で義務づけ強制すべきではありません。これは零細業者に新たな負担を強いられるばかりか、記帳不十分を理由とする税務当局による推計課税の押しつけが強化されることが必至であります。また労働組合や民主団体等への記帳義務導入も、これら団体への課税強化と政府の介入を招く重大な危険を持つものであります。

さらに、総収入報告書の提出義務と総収入金額及び必要経費の添付義務の創設は、事実上の総収入申告制となるもので、予想される大型間接税導入の環境づくりとなるものであります。

とりわけ許しがたいのは、国税通則法改正として、課税処分取り消し訴訟において、原告側の納税者に証拠提出などで一方的な制限を加え、裁判で一層国に都合のよい判決を出させようとしていることでもあります。これによって課税当局は一層恣意的な推計課税を行うことができ、自主申告制度と国民の権利は著しく侵害されることになるのであります。この点について、当委員会において日弁連の代表が重大な問題点を指摘したにもかかわらず、その問題点が十分解明されないまま採決を急ぐことには二重、三重の暴挙と言わなければなりません。

反対する第二の理由は、所得税の七年ぶりの本格減税が実はややし減税であることでありま

す。政府案の減税規模はこの六年間の減税見送りによる実質増税のわずか二割に満たず、しかも下に薄く上に厚い金持ち優遇減税であり、かつこの減税の財源に酒税など間接税増税が抱き合わせとなっており、これに公共料金などを加えれば、大多数の国民は減税どころか新たな負担増となるのであります。

反対する第三の理由は、法人関係税制で、中小企業に増税を押しつける一方で、大企業には新たな特別措置を設け、不公平を拡大していることでもあります。

表面税率から見れば、確かに大企業の方が中小企業よりも高いが、各種の大企業向け優遇措置によって実際の負担率は大企業ほど低い逆進進になっていることは明らかであり、租税力に見合っ大企業に対する課税を強化すべきであります。

さらに、今回改正で期限切れとなる大企業特別措置のほとんどを延長するばかりか、エネルギー投資減税など、多くの新しい特別措置を創設し、不公平を一層拡大したことは許されません。

関税定率法等改正は、アメリカ等の圧力に屈した形の過大な引き下げで関税政策の自主性を失うものであること、特恵枠の拡大は、我が国関連中小企業への打撃も予想されること、大企業向け優遇措置となつて航空機などの免税制度が温存されることなどから反対であります。

以上の理由から、政府提出の四法案には反対の態度をとるものであります。

とりわけ、我が党が本委員会において再三取り上げた申告納税制度部分の切り離し問題について、何ら誠意ある態度を示さず、原案のままこり押ししようとしていることは甚だ遺憾であります。

我が党修正案は、この立場から、申告納税部分を切り離すという最小限の合理的な修正であり、速やかに成立させるべきものであることを強調いたしまして、私の討論を終ります。

○栗林卓司君 私、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました所得税、法人税及

び租税特別措置法の一部を改正する法律案について、政府提出案並びに共産党提出修正案それぞれに反対、関税定率法の一部を改正する法律案について賛成の討論を行います。

私たちが今一番配慮しなければならない問題は、納税者の間に広がる税の不公平感であり、特に給与所得者が抱えている重税感であり、所得税の累進税率構造のもとでまさに切実なものがあります。また、可処分所得は伸び悩み、景気は現在回復期を迎えたとはいえ、その足取りは極めて弱々しいものになっております。

こうした状況を踏まえて、我が党は一兆四千億円の所得税、住民税の減税を要求しました。しかし、この要求とて至って不十分であり、もし給与所得者が納得する所得税、住民税減税をはじくとしたら、三兆なり四兆なりの減税規模でなければなりません。それは減税というよりも、取り過ぎの是正と考えるべきであります。しかし、今回の改正案は所得税減税に踏み込んだとはいえ、不徹底不十分であり、できればやりたくなかったという本音が今回の直接税、間接税六法案の全体を通してにじみ出ていると言っても過言ではありません。

私たちは、既存税制の枠の中で、その日その日を暮らすことではとても乗り切れない時代を迎えていると思えます。求められているものは勇気と智慧であります。そして、残念ながらその勇気と智慧を欠いたのが今回の直接税三法の一部改正案だと思えます。

また、関税定率法の一部改正案は将来に対する明確な指向と、世界の関税政策全体をリードしていくという決意が認められます。しかし、こうした未来への一歩は必ず国内の政治問題としてはね返ってくるはずであります。そう考えながら今回の直接税三法の一部改正案を眺めるとき、大きく失望せざるを得ません。

以上で討論を終ります。

○委員長(伊江朝雄君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより順次四案の採決に入ります。

まず、法人税法の一部を改正する法律案について採決を行います。

まず、近藤君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊江朝雄君) 少数と認めます。よって、近藤君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊江朝雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊江朝雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

まず、近藤君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊江朝雄君) 少数と認めます。よって、近藤君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊江朝雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、竹田君から発言を求められておりますので、これを許します。竹田四郎君。

○竹田四郎君 私は、ただいま可決されました法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法

の一部を改正する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、参議院の会及び新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、所要の措置を講ずべきである。

一 今後の所得税負担のあり方については、所得税の租税体系の基幹税としての地位にかんがみ、国民の理解と信頼が得られるよう一層の公平確保に努力し、社会経済情勢の変化に対応して適宜見直しを行うこと。

二 利子・配当所得等については、郵便貯金を含め、本人確認、名寄せの厳正な方途の確立を図り、その適正・公平な課税のあり方につき、早急に結論が得られるよう検討を進めること。

三 退職給付引当金、貸倒引当金等については、その繰入率を引き続き実態に応じて検討すること。

なお、退職給付の保全措置についても、検討を進めること。

四 準備金、特別償却等各種の租税特別措置については、さらにその整理合理化に努力すること。

五 高齢化社会をはじめとする今後の社会の変化に対応するあるべき税体系の検討を進めること。

六 税務執行の一層の公平を確保するとともに、納税者の実態に十分配慮しつつ、執行にあたっては今後とも適正な運営を図るよう、特段の努力をすること。

七 納税環境の整備に関する諸施策の導入に際しては、申告納税制度の趣旨に則り、かつ、

これまでの経緯や納税者の実態に十分配慮し、小規模事業者に過大な負担とならないよう円滑な運営を図ること。

八 記帳・記録保存制度及び確定申告書に添付する書面制度等に關しては、その内容、方式等について納税者に過大な負担となることがないよう十分留意するとともに、適正な運用に努めること。

九 変動する納税環境、財政再建の緊急性にかんがみ、複雑困難で、かつ、高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯及び今後の財源確保の緊急性かつ重要性並びに税務執行面における負担の公平確保の見地から、今後とも処遇の改善、中長期的見通しに基づく定員の増加等につき特段の努力をすること。

右決議する。

何とぞ皆様の御賛同をお願いいたします。

○委員長(伊江朝雄君) ただいま竹田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊江朝雄君) 全会一致と認めます。よって、竹田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、竹下大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(伊江朝雄君) 次に、関税定率法等の一部を改正する法律案について採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊江朝雄君) 多数と認めます。よって

て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、大坪君から発言を求められておりますので、これを許します。大坪健一郎君。

○大坪健一郎君 私は、ただいま可決されました関税定率法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、参議院の会及び新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の引下げに当たっては、国内産業への影響を十分考慮し、特に農林水産業、中小企業の体質改善を併せ考えつつ、輸入の拡大を図り、国際的協調を進めるとともに、国民生活の安定に寄与するよう努めること。

二 税関業務の増大に加え、覚せい剤、銃砲等の取締りが大きな社会問題となっていることにかんがみ、通関制度等の一層の見直しを行うことにより、税関業務の効率的、重点的運用に努め、特殊な職務に従事する税関職員についてその要員の確保と処遇の改善に努めること。

右決議する。

何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたします。

○委員長(伊江朝雄君) ただいま大坪君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

す。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○委員長(伊江朝雄君) なお、四案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認めます。本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十分散会

〔参照〕

法人税法の一部を改正する法律案に対する修正案

法人税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一百五十條の次に一條を加える改正規定及び第一百五十六條の次に一條を加える改正規定を削る。

附則第二項中「次項に定めるものを除き、」を削り、「次項まで」とこの項に、「附則第四項(国税通則法の一部改正)」を「次項」に、「附則第五項」を「附則第四項」に改める。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とする。

所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

所得税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、目次の改正規定、第二百十條に一項を加える改正規定、第二百二十二條第三項、第二百二十三條第三項、第二百二十五條第四項及び第二百二十七條第四項の改正規定、第二百六十六條の改正規定、第五編第二章中第二百三十二條の前に二條を加える改正規定、第二百三十三條の改正規定並

びに第二百三十五条の見出し及び同条を改め、同条に一項を加える改正規定を削る。

第三条中第六十五条第一項を改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に二項を加える改正規定、第六十六條第二項の改正規定、第六十八條第一項の改正規定及び第六十六條の改正規定を削る。

附則第四条を削り、附則第五条を附則第四条とし、附則第六条を附則第五条とする。

附則第七条及び第八條を削り、附則第九條を附則第六條とし、附則第十條を附則第七條とし、附則第十一條を附則第八條とする。

附則第十二條第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条を附則第九條とする。

附則第十三條及び第十四條を削り、附則第十五條を附則第十條とし、附則第十六條を附則第十一條とする。

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、不況打開のための大幅減税に関する請願 (第八五四号)

一、酒税の増税反対に関する請願 (第八五五号)

一、申告納税制度改悪反対に関する請願 (第八五六号)

一、不況打開のための大幅減税に関する請願 (第八六七号)

一、申告納税制度改悪反対に関する請願 (第八六八号)

一、公立高校用地確保のため筑波移転跡地払下げ等に関する請願 (第八七一号) (第九二二号)

一、不況打開のための大幅減税に関する請願 (第九二四号) (第九四三号)

一、申告納税制度改悪反対に関する請願 (第一〇〇三号)

一、不況打開のための大幅減税に関する請願 (第一〇一三三号)

一、申告納税制度改悪反対に関する請願 (第一〇一四号)

一、重度身体障害者自動車物品税免除拡大に関する請願 (第一〇五八号)

一、申告納税制度改悪反対に関する請願 (第一〇五九号)

一、身体障害者に対する揮発油税・地方道路税等免除に関する請願 (第一〇一〇一号)

一、不況打開のための大幅減税に関する請願 (第一一二四号)

第八五四号 昭和五十九年三月十六日受理  
不況打開のための大幅減税に関する請願

請願者 神奈川県栗野市本町一ノ一〇 原 邦好 外十七名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三四七号と同じである。

第八五五号 昭和五十九年三月十六日受理  
酒税の増税反対に関する請願

請願者 大阪府茨木市山手台四ノ三ノ一〇 四 竹内進 外五百名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第八五六号 昭和五十九年三月十六日受理  
申告納税制度改悪反対に関する請願

請願者 東京都品川区平塚二ノ一〇ノ一二 和田安子 外二百四十名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第八六七号 昭和五十九年三月十六日受理  
不況打開のための大幅減税に関する請願 (三連)

請願者 新潟県新潟市宮古木一〇八 長 谷川昭彦 外四千六百八十三名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第三四七号と同じである。

第八六八号 昭和五十九年三月十六日受理  
申告納税制度改悪反対に関する請願

請願者 東京都品川区西五反田八ノ一〇ノ九 東京建設組合大崎支部内 塚本 好男 外二百六十八名

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第八七一号 昭和五十九年三月十六日受理  
公立高校用地確保のため筑波移転跡地払下げ等に関する請願

請願者 東京都東村山市富士見町四ノ一四 ノ三 鈴木正美 外五百名

紹介議員 安井 謙君

中学卒業生の急増により受験競争が激化しているが、希望するすべての子どもが行き届いた高校教育を受けられるよう、次の事項について実現を図られたい。

一、公立高校用地確保のため、筑波移転跡地 (目黒区駒場・世田谷区祖師谷) 及び基地 (立川・東村) の優先払下げを早期に実現すること。

二、公立高校用地確保のため、新たに助成措置を講ずること。

第九二二号 昭和五十九年三月十七日受理  
公立高校用地確保のため筑波移転跡地払下げ等に関する請願

請願者 東京都小金井市本町五ノ二ノ一 四 高橋寛 外五百名

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第八七一号と同じである。

第九二四号 昭和五十九年三月十七日受理  
不況打開のための大幅減税に関する請願

請願者 大阪市東区船場中央四ノ三 大阪文 具事務用品協同組合内 石元一市 外二千百名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三四七号と同じである。

第九四三三号 昭和五十九年三月十九日受理  
不況打開のための大幅減税に関する請願

請願者 東京都墨田区向島三ノ三九ノ一八 墨田民主商工会内 木元保 外四百八十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三四七号と同じである。

第一〇〇三三号 昭和五十九年三月二十一日受理  
申告納税制度改悪反対に関する請願

請願者 千葉県佐原市大崎三四八 梅原輝 雄 外二百六名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇一三三号 昭和五十九年三月二十一日受理  
不況打開のための大幅減税に関する請願

請願者 東京都練馬区練馬二ノ二二ノ七 吉岡修 外九百八十二名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三四七号と同じである。

第一〇一四四号 昭和五十九年三月二十一日受理  
申告納税制度改悪反対に関する請願

請願者 東京都足立区足立三ノ一五 宇田 川文男 外二十名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇五八号 昭和五十九年三月二十二日受理  
重度身体障害者自動車物品税免除拡大に関する請願

請願者 東京都板橋区赤塚一ノ三五ノ四 白井和子 外九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五一三号と同じである。

第一〇五九号 昭和五十九年三月二十二日受理

申告納税制度改悪反対に関する請願

請願者 大分市大道町六丁目十一組 梶原

次男 外三百八十四名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一〇一号 昭和五十九年三月二十二日受理  
身体障害者に対する揮発油税・地方道路税等免除  
に関する請願

請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

代次

紹介議員 前島英三郎君

一、身体障害者が自分の「足」として使用する自動  
車が消費するガソリンの揮発油税・地方道路税  
と自動車重量税を免除すること。

二、所得税の障害者控除の額を大幅に引き上げる  
こと。

三、ディーゼル式身体障害者用自動車に課税され  
る物品税の非課税となる範囲を拡大すること。

理由

(一)揮発油税・地方道路税の課税対象となるガソリ  
ンを使用する自動車は、電車・バス等の公共交通  
機関を使用できる者が営利やレクリエーション目  
的で使用する自動車であり、肢体不自由等の障害  
者が使用する自動車は、公共交通機関の使命を代  
行するものであるから、この自動車の運用維持に  
必要なガソリン等購入費用は、補助されるべきも  
のであつても課税されるべきものでない。(二)脊髄  
損傷者は、五種類から六種類の多種の身体機能障  
害をあわせもつており、これら障害のそれぞれに  
ついてその機能を補完するため物心両面にわたる  
努力を払わねばならない。特に社会生活上の「足」  
である身体障害者用自動車の購入・維持にばくだ  
いな費用を必要としている。(三)二年ほど前から多  
くの自動車メーカーがディーゼルエンジン式乗用  
車を開発、商品化し、安価な軽油を使用するため  
使用者から喜ばれている。肢体不自由障害者等も  
このディーゼル式自動車を障害者用に改造して使  
用したいと多くの者が希望している。車いすを自

動車に積む関係上、車の大きさは小型車以上、エ  
ンジンが大きさはガソリンならば千六百CC程度  
は必要である。もしガソリンエンジンをディーゼ  
ルエンジンに置き換えるとなれば、出力馬力は排  
気量が同じならばディーゼルエンジンはガソリン  
エンジンの三分の二程度にしかならないため、千  
六百CCのガソリンエンジンをディーゼルエンジ  
ンに置き換えれば千四百CCが必要となる。し  
たがつて、ディーゼルエンジンが二千CCを超え  
たとしても決してぜいたくとはいえない。道路運  
送車両法ではディーゼルエンジンには排気量の規  
制はなく、二千CCを超えても小型車の登録とな  
っている。ディーゼルエンジン三千CC未満はガ  
ソリンエンジン二千CC未満と同等の取扱いと  
物品税を免除すべきである。

第一一二四号 昭和五十九年三月二十二日受理  
不況打開のための大幅減税に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市高田鶴田二九一

茅ヶ崎青果商組合内 豊島重信

外千九百十八名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三四七号と同じである。



昭和五十九年四月十一日印刷

昭和五十九年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D